

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際の平和と安定に対する取組					番号	⑦						
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い		今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載できない。								
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額				5年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際の平和と安定 に対する取組に必要な経費			29,590,081				35,176,422		
	一般	外務本省	分野別外交費	エネルギー対策に係る国際の平和 と安定に対する取組に必要な経費			5,055,182				5,100,061		
	一般	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に 必要な経費			50,891,212				60,972,301		
	一般	在外公館	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に 必要な経費			279,214				356,651		
	小 計				一般会計		85,815,689				101,605,435		
					<		>	の内数	<		>	の内数	
				特別会計									
				<		>	の内数	<		>	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの													
	小 計				一般会計								
					<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計								
				<		>	の内数	<		>	の内数		
合 計					一般会計		85,815,689				101,605,435		
					<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計								
					<		>	の内数	<		>	の内数	

施策Ⅱ－１ 国際の平和と安定に対する取組
(モニタリング)

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-Ⅱ-1）

施策名(※)	国際の平和と安定に対する取組					
施策目標	我が国の平和、安全及び繁栄を確保する（①）とともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため、以下を達成する。 1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。（①、②） 2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する（①、②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進するとともに、我が国の経済安全保障の維持・強化に努める。（①、②） 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②） 4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②） 5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①、②） 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①、②） 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。（②） 8 ジェンダー平等の実現に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②） 9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①、②） 10 IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②） 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①、②）					
目標設定の考え方・根拠	我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,970	3,052	3,006	2,851
		補正予算(b)	0	220	0	
		繰越し等(c)	0	△217	217	
		合計(a+b+c)	2,970	3,055	3,223	
執行額(百万円)		2,632	2,259	2,354		
同(分担金・拠出金)	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	85,077	85,448	82,965
		補正予算(b)	—	20,221	10,215	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	105,298	95,663	
執行額(百万円)		—	105,015	95,280		
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	総合外交政策局	政策評価実施 予定時期	令和6年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

- 1 補助金事業、研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
IV 6 （2）情報発信の強化
（4）知的基盤の強化
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
第 2 章 5. （6）外交・安全保障①外交
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 1－1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化*

中期目標（一年度）

中期的・戦略的な外交政策の企画立案能力を強化する。

令和 3 年度目標

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金事業においては、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、令和元年度又は同 2 年度から開始した 5 分野 13 件の事業を継続する。さらに、令和 3 年度から、より外務省の政策立案につながる提言能力の強化を重視した事業を 1 件実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、令和 3 年度が 5 年事業の最終年度であるため、引き続き我が国の領土・主権・歴史に関する国内外での一次資料の収集、整理、分析、公開を行いつつ、これまでの各種研究会における研究成果を取りまとめ、客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、政府の取組と補完的に国際社会における相互理解を促進することを目指す。
- 2 有識者研究会については、令和 3 年 2 月に完成した報告書のフォローアップを行った上で、後継の有識者研究会の立上げにつき、状況を見極めつつ検討していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業補助金においては、これまで補助金交付実績のない 1 団体を含む 8 団体により 14 の事業を実施した。これら 14 の事業では、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大により海外での実地調査等の面で制約はあったが、各事業者の創意工夫により調査研究を進めた。その結果、全事業合計で日・英論文発表 427 本、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等の主催・共催 274 回等、昨年度を上回る活動を行った。これら成果については、各事業者がそれぞれのホームページ、SNS 等の媒体において随時発表した。また、日本人研究者の裾野拡大を進めた結果、全事業の研究者のうち、首都圏以外在住は 25%、若手は 41%、女性は 22%であった。
また、国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）においては、①領土及び歴史に係る検討会の開催、②英文ジャーナルの発行や HP への論考掲載など研究成果の国内外への発信、③国内外でのセミナー、シンポジウムの実施（主催又は共催）、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の 4 分野を中心に事業を推進した。領土・主権分野では 5 年間で 40 回の、歴史分野では 5 年間で約 50 回の研究会を開催し、その成果として論文集『国際法からみた領土と日本』、『サンフランシスコ講和と東アジア』及び『日中戦争研究の現在』を出版した。
- 2 有識者研究会については、令和 3 年 2 月に完成した前回の有識者研究会の教訓を踏まえつつ、12 月に政策企画室長主催で、外務省員と研究者の間で、①中長期的かつ地域・分野横断的な外交政策の提案のための議論の場を提供するとともに、②人的ネットワークを強化することを目的として、新たな研究会を発足させた。

令和4年度目標

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金事業においては、令和3年度からの継続の12事業が最終年度となり、3年間の研究の総仕上げとなる所、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ国内シンクタンクの育成強化を図る観点から事業を実施することを目指す。また、令和4年度から経済安保に係る新たな調査研究事業を開始する。同事業は、外務省から提示した具体的な調査研究課題を基に実施されるものであり、事業者と緊密に連携しつつ、外務省の政策立案につながる成果を上げられるよう事業を進めていく。

国際共同研究支援事業費補助金制度においては、令和4年度から新たに事業が開始される所、我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、国内外の理解を促進し、我が国の国益を増進することを目指す。

- 2 有識者研究会については、令和3年12月に立ち上げた政策研究会を継続する。立ち上げから1年となる令和4年12月を目途に参加者を刷新し、取り扱うテーマの多様化及び人的ネットワークの更なる拡充を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信を強化するには、外部有識者やシンクタンクとの連携を強化することが有益であり、補助金事業や研究会での取組の実績を指標とすることは、施策の進捗を把握する上で適当と考えられる。

年度目標について、①補助金事業に関し、令和3年度の成果を土台としつつ、シンクタンクの政策提言能力の向上を重視した新たな事業も実施することにより、国内シンクタンクの育成強化に取り組むこと、②有識者研究会について、令和3年12月に立ち上げた政策研究会の下で更なる進展を図ることは、政府の対外発信機能や政策提言能力を強化することに資する。

測定指標1－2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

中期目標（一年度）

中長期的・戦略的な外交政策の対外発信を強化する。

令和3年度目標

- 1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 令和3年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。
 - (1) ①令和2年に国際社会が直面した最大の危機である新型コロナへの対応、②日本が中長期的・戦略的に進める「自由で開かれたインド太平洋」の実現や自由で開かれた国際経済システムを強化するルール作りに関する取組について重点的に発信する。
 - (2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国会での外交演説を始め、各種講演会や会議等での政策スピーチ等を多く実施し、その度に中長期的な視点に立った戦略的な発信を行うよう努めた。外務大臣の政策スピーチ（例：第208回国会外交演説（令和4年1月17日）、大臣の第3回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演（令和4年3月2日））では、急速に厳しさと複雑さを増し、既存の国際秩序への挑戦に直面する国際情勢、経済分野にも裾野を広げる安全保障をめぐる新たな課題等に対して、中長期的かつ大局的視点から外交政策を戦略的に対外発信することに重点を置いた。第208回国会外交演説や第3回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演のように対外的に公表可能なスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 令和2年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和3年版外交青書を刊行し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。令和3年版外交青書についての実績は以下の通り。
 - (1) 新型コロナへの対応については巻頭特集として深く掘り下げて外務省の取組について発信した。「自由で開かれたインド太平洋」については独立した節を設けてそれを推進する日本の取組について分かりやすく記述した。自由で開かれた国際経済システムを強化するルール作りについては経済

外交を独立した章とし、質も量も充実した記述内容とした。
 (2) 英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表した結果、ホームページへのアクセス件数が増え、特にフランス語圏、スペイン語圏の政府関係者等から高い評価を得た。

令和4年度目標

- 1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 令和4年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。
 - (1) ①令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略についてしっかり記載するとともに、②令和3年も国内外において最大の課題となった新型コロナへの対応、③日本が中長期的・戦略的に進める「自由で開かれたインド太平洋」の実現や近年重要性が増す経済安全保障などに関する取組について重点的に発信する。
 - (2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要であり、そのためのツールの実績を指標とすることは、施策の進捗を把握する上で適当と考えられる。

中期目標である中長期的・戦略的な外交政策の対外発信の強化を達成することは、国際社会において我が国の外交・安全保障政策に関する理解を促進し、もって我が国の安全と繁栄の確保につながるため、適当と考えられる。

年度目標について、①外務大臣の演説や政策スピーチの実施を通じて、中長期的な視点に立った政策や方向性を打ち出すこと、②外交青書において、「自由で開かれたインド太平洋」や近年国民の関心が高まっている経済安全保障を確保するための取組などをしっかり記述し、かつ、英語、フランス語及びスペイン語で発信することは、中長期的・戦略的な外交政策の対外発信の強化に資する。

参考指標1：調査研究委託、補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	27 件	54 件

参考指標2：民間研究者との研究会の開催回数

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	3 回	2 回

参考指標3：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数／採択企画数)

	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	4.0 倍	3.0 倍

参考指標4：米国ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数

(出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査」)	実績値	
	令和2年度	令和3年度
	4	2021 年版は作成されず

参考指標5：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数

(出典：外務省)	実績値
----------	-----

	令和2年度	令和3年度
① 日本語版	5,044 部	5,022 部
② 英語版	4,000 部	4,000 部
③ アクセス数	約 266 万件*	約 300 万件*

* 暦年でカウント

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	事業番号
① 中長期的 及び総合的 な外交政策 の企画立案 (*)	1 補助金事業及び研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想能力強化のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や研究会等を実施する。 これら取組による、外部有識者・研究機関との連携強化を通じて、中長期的な外交政策の立案に寄与する。				1-1
	2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 外務大臣等による外交演説や政策スピーチの実施、分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。 これらの取組により、中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。				1-2
	36 (33)	35 (32)	35 (32)	34	
② 外交・安全 保障調査 研究事業費 補助金 (平成 25 年 度)	外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高める。 上記取組を通じて日本の総合力を結集した全員参加型の外交を促進し、もって我が国の国益の更なる増進を図る。				1-1 1-2
	525 (506)	555 (529)	555 (524)	497	
③ 国際共同 研究支援事 業費補助金 (平成 28 年 度)	日本の民間研究機関による世界各国の研究者との歴史に関する共同研究及びその成果の発信・共有を支援する。 こうした取組を通じて、外交力を支える国内の知的基盤と海外の諸機関とのネットワークを強化して、国際社会の相互理解の深化を図る。 また、民間研究機関による領土・主権・歴史に関する研究活動を支援する。 こうした取組を通じて、日本の領土・主権問題や東シナ海情勢をめぐる一方的な主張や行動に適切に対応し、認識の差が外交上の問題となる歴史に関して、知見や経験に基づく議論を展開し、国際社会における相互理解の深化及び国際社会の中長期的な安定を図る。				1-1 1-2
	514 (507)	510 (497)	502 (494)	502	
④ G 7 政務 局長会合開 催関係経費 (新規) (令和 4 年 度)	G 7 議長国として政務局長会合を開催し、G 7 首脳会合や G 7 外相会合において議論される内容や成果文書を調整することにより、首脳会合・外相会合の議論や成果文書に我が国の意向を適切に反映させ、法の支配の強化や海洋安全保障、核不拡散、地域の諸課題等について、G 7 の政策的連携を強化する。 これらの取組により、我が国の平和、安全及び繁栄を確保するとともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与する。				1-2
	—	—	—	2	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野２ 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、二国間対話の実施やミュンヘン安全保障会議等の国際会議及び民間レベル（トラック２）の会合への参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な強力を引き続き推進していく。
- 2 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。
- 4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。
- 5 革新的技術が出現し、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化している中、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済成長と安全保障の確保を両立していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
 - 八 外交・安全保障
 - （新時代リアリズム外交）、（普遍的価値の重視）、（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）、（近隣外交）、（国民の命と暮らしを守る取組）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
 - 厳しさを増す安全保障環境への対応、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進、近隣諸国などとの関係
- ・国家安全保障戦略（平成25年12月17日 閣議決定）
 - Ⅱ 2 我が国の国益と国家安全保障の目標
 - Ⅲ 1 グローバルな安全保障環境と課題
 - 2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
 - Ⅳ 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
 - 3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
- ・第3期「海洋基本計画」（平成30年5月15日 閣議決定）
 - 第1部 2. 2－2.（4）北極政策の推進
 - 第1部 2. 2－2（5）国際連携・国際協力
 - 第2部 1.（2）我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
 - 第2部 1.（3）国際的な海洋秩序の強化
 - 第2部 7.（2）国際協力
- ・「我が国の北極政策」（平成27年10月16日 総合海洋政策本部決定）
 - 3 北極問題に対する取組の必要性
- ・「サイバーセキュリティ戦略」改定（令和3年9月28日 閣議決定）
 - 1. 策定の趣旨・背景
 - 3. サイバー空間をとりまく課題認識
 - 4. 目的達成のための施策
- ・「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」改定（令和3年12月14日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
 - 1. 基本認識
 - 2. 支援の在り方
- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（通称：経済安全保障推進法）」（令和4年2月25日 閣議決定（令和4年5月11日成立））

測定指標２－１ 二国間や多国間の対話・会合を通じた地域安全保障の促進及び日米豪印の取組推進*

中期目標（一年度）

インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

令和3年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 6 月に開催された日独外務・防衛当局間協議では、4 月に行われた日独閣僚級外務・防衛当局間協議（「2＋2」）のフォローアップとして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携、北朝鮮を始めとする東アジア・欧州等の地域情勢を含む幅広い議題について意見交換を行った。また、10 月にフランスと外務・防衛当局間協議を開催し、安全保障・防衛協力や地域情勢等、幅広い事項について意見交換を行った。その他の会合に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。
- 2 ARF のトラック 2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及び北東アジア協力対話（NEACD）等の枠組みにおいて、有識者等の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、令和 4 年 2 月のミュンヘン安全保障会議に林外務大臣が出席し、インド太平洋地域の安全保障環境や経済連携の将来性、日米豪印の将来性といったテーマについて活発な議論を行った。その他の会合に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。
- 3 9 月には、第 2 回日米豪印首脳会合が開催された。同会合では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き様々なパートナーとの連携を広げ、具体的協力を積み上げていくことで一致し、また、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバー・セキュリティ、人道支援・災害救援を始め、様々な分野で実践的な協力が行われているが、それらの協力の進展を歓迎し、宇宙、サイバーの分野で作業部会等を立ち上げるとともに、クリーン・エネルギー、人的交流といった分野でも協力を強化することで一致した。令和 4 年 2 月には、第 4 回日米豪印外相会合が開催された。同会合では、令和 4 年前半に予定される日米豪印外相会合を見据え、新型コロナ対策をはじめとして令和 3 年 3 月及び 9 月の首脳会合の成果を着実にフォローアップしていくとともに、海洋安全保障、サイバーセキュリティ、テロ対策、人道支援・災害救援を含めた様々な分野での実践的な協力を更に進めていくことで一致した。令和 4 年 3 月には、日米豪印首脳テレビ会議が開催され、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、これまで 4 か国で進めてきたワクチンを含む新型コロナ対策や健康安全保障、インフラ、気候変動、重要・新興技術といった様々な分野での実践的な協力を着実に進め、日米豪印として、引き続き、地域に前向きな形で貢献していくことの重要性で一致するとともに、今般新たに人道支援・災害救援分野での枠組みを立ち上げることで一致した。

令和4年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、令和 4 年前半に日本で開催が予定されている日米豪印首脳会合など、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには、二国間の安保対話を通じて関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化するとともに、安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより、地域及び国際社会の平和と

安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。

また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米豪印による様々な分野での実践的な協力の実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。

測定指標 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標（一年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

令和3年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、情報収集を行うとともに、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。また、他国主催の海洋安全保障に関するワークショップに積極的に参加して、我が国のプレゼンスを示すとともに、我が国においても関連のワークショップを開催してリーダーシップを発揮する。EAMF については、有識者の関与を強化すべく海洋法・海洋安全保障政策の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、有志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ソマリア沖・アデン湾周辺国政府の海上保安能力向上支援のため、ジブチ地域訓練センター（DRTC）の設備を強化し（設備の納入は12月）、9月及び11月に、国際海事機関（IMO）主催でセミナーを実施した。
 - (2) 令和4年1月にソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合に参加し、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続の支援ともなるソマリア領域内での海賊対処行動に関する安保理決議の重要性を始めとする我が国の立場を強調し、安保理理事国に対する安保理決議によるソマリア領域内での海賊対処行動に対するマンデート延長の実現に向けた協力を要請した。
- 2 (1) ReCAAP には令和3年度を通じて事務局長及び事務局長補を派遣した。また、9月にオンラインで開催された ReCAAP 能力構築エクゼクティブプログラム（CBEP）において、我が国から自由で開かれたインド太平洋について講演した。令和4年3月、ReCAAP 総務会に参加し、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための ReCAAP における協力発展の重要性を始めとする我が国の考えを説明した。
 - (2) 4月にオンラインで開催された第12回 ARF 海上安全保障 ISM に参加し、地域の海洋安全保障分野における我が国の貢献や取組につき報告した。11月にインド主催で開催された第5回海洋安全保障協力に関する東アジア首脳会議（EAS）コンファレンスにオンライン参加し、地域の海洋安全保障分野における我が国の考え方や取組につき報告した。11月にブルネイ主催により開催された第9回 EAMF にオンラインで参加し、我が国からは、海洋分野における我が国の立場や取組について発信すると共に、EAMF をトラック 1.5 の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかけた。また、我が国の有識者として、小島道一アジア経済研究所上席主任調査研究員に参加いただき、海洋環境の議題において、地域の喫緊の課題である海洋プラスチックごみ問題に関するプレゼンテーションを通じて議論に貢献した。

令和4年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) 西インド洋における違法な海上活動コンタクト・グループ（旧：ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ）会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を通じて、情報収集を行うと共に、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めると共に、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) ARF については、フィリピンとの共催で「海洋状況把握の国際連携に関する第3回 ARF ワークショップ」を実施し、関係国・機関間の専門的議論や国際連携の推進に貢献し、我が国のプレゼンスを示す。
 - (3) EAMF において我が国の海洋分野における立場を発信するとともに、昨年度に引き続き EAMF をトラック 1.5 の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかける。また、有識者の関与を強化すべく海洋分野の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、同志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、四方を海に囲まれ、広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することによる海上交通の安全確保は、我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。取り分け、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡やスルー海・セレベス海などが存在するアジア地域における海上交通の安全が確保されているかどうかを測定指標とすることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

海賊・海上武装強盗は、我が国のみならず国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会全体で対処することが不可欠である。そのため、我が国自衛隊による海賊対処行動への支援、諸外国との協力体制の構築、迅速で効果的な情報共有の促進、周辺国の海上法執行能力向上支援及び関連国際会合や関係国との意見交換等を引き続き実施することが重要である。

日・フィリピン共催の ARF ワークショップは、令和2年の ARF 閣僚会合にて公式行事として承認されたものであり、感染症をめぐる状況が改善されない場合はオンラインで開催することも視野に入れる。

測定指標2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標（--年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

令和3年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレイヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。AC議長国アイスランドと東京で5月に共催予定の第3回北極科学大臣会合において、関係省庁とも連携しつつ、

北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進、科学協力の更なる促進進化を図る。

- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月のAC閣僚会合にオンライン参加し、北極担当大使が、我が国として初めてとなるステートメントを書面及び動画で発出し、我が国のACへの貢献実績や基本的な考え方につき発信した。
- 2 5月に第3回北極科学大臣会合をアイスランドとの共催により、アジアで初めて東京で開催した。開催に先行し、北極圏諸国を含む関係国に対して、同会合へのハイレベルの参加を積極的に呼びかけた結果、同会合には、過去最大の12か国の閣僚級の参加を得て、これまでで最多となる35の国と団体が参画し、日本は議長国として北極域科学分野の国際連携の推進などに係る議論の深化に貢献した。また、10月の北極サークル総会において、第3回北極科学大臣会合共催国（日本及びアイスランド）から第4回同会合共催国（フランス及びロシア）への引継ぎ式が行われた際には、駐アイスランド大使が日本政府を代表して第3回会合の成果を総括し、コロナ禍でアジア諸国の参加が伸び悩む中、文部科学省とも連携し我が国のプレゼンスを確実に示すことができた。
- 3 北極のフロンティアについて考える議員連盟総会、総合海洋政策本部参与会議、北極海航路に係る官民連携協議会（国土交通省）、北極の未来に関する研究会（笹川平和財団）等の国内各界の北極関係者が集まる機会を捉え、ACや北極情勢に係る情報提供や意見交換を実施した。また、令和4年1月に開催された在アンカレジ領事事務所主催の「北極オンライン・シンポジウム～北極を取り巻く北海道アラスカ間協力～」(北米局主管)に助言を行い、日米北極協力及び北海道アラスカ間協力という新たな切り口から、先住民を含む両国有識者、参加者相互の学術・文化交流の促進、北極分野での知日派獲得に繋がる試みに協力した。

令和4年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に可能な限り参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。また、日本は4年に1度のACオブザーバー資格延長に係る審査を受ける必要があることから、北極関係省庁及び研究機関と連携して、必要な手続きを適切に進めていく（延長に係る正式な承認は、令和5年春のAC閣僚会合にて行われる）。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、北極情勢に係る情報収集や認識の擦り合わせを行う。一方、ウクライナ情勢が予断を許さない状況が続くことを視野に入れ、ロシアが議長国を務めるACへの対応や北極に係るロシアとの協力のあり方等について、北極関係省庁とも連携し、適切に対処する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地球温暖化による北極の環境変化が先住民や生態系に与える影響が懸念され、国際社会の北極への関心が高まっている。我が国は、北極をめぐる課題における主要プレイヤーとして国際社会に貢献していくことを目指しており、北極の環境変化のメカニズムを解明するため科学研究面で積極的に役割を果たしていくとともに、北極の生態系や先住民の生活を尊重しつつ、持続可能な経済活動を追求していくことが重要である。

第3期「海洋基本計画」（平成30年5月閣議決定）において、「北極政策の推進」は主要施策の一つに位置付けられ、「我が国の北極政策」（平成27年10月総合海洋政策本部決定）を基本として、今後取り組むべき具体的な施策が記載された。「我が国の北極政策」の下、国際社会にとり「望ましい北極」を実現するためには、ACを始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との対話を通じた北極をめぐる国際秩序形成や国際協力への参画が引き続き重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

当省が政府内で担うべき上記問題意識に基づく北極関連の施策については、定性的に達成や進捗の

度合いを評価し、施策を発展的に継続していく視点を持つことが何よりも重要である。令和4年度については、4年に1度のACオブザーバー資格延長に係る手続きを通年で進めていく必要がある。

測定指標2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

中期目標（一年度）

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

令和3年度目標

- 1 令和3年3月に全会一致で採択された、サイバーセキュリティに関する国連オープン・エンド作業部会最終会合における報告書が本年の第75回国連総会で採択されることを見据え、同報告書に記載の事項について引き続き国内外で発信し、同盟国・有志国との実践を進めていく。
- 2 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 3 平成29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、4月に開催予定の第3回ARF会期間会合及び第6回専門家会合にて、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
- 4 各国と相互の立場の共有を行うべく、オンライン会議ツールも併用して、効果的に、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウム場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 5 途上国におけるサイバーセキュリティ能力の向上を行うための基金に資金を拠出し、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施により、我が国及び途上国のサイバーセキュリティを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、令和3年度も、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）や国連オープン・エンド作業部会（OEWG）に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献した。5月には、第6会期GGE最終会合にて、サイバー空間における責任ある国家の行動に関する報告書が採択され、国連憲章を含む既存の国際法がサイバー空間に適用されることが再確認された。本会合において、国際人道法の適用や、国連憲章で認められた国家固有の権利の確認など、国際法のサイバー空間への具体的な適用について議論が進展し、自国領域の使用、人権の尊重、重要インフラの保護、ICTサプライチェーン等の国家の行動規範についても追加的な理解が深まった。さらに、我が国の考え方を積極的に発信すべく、「サイバー行動に適用される国際法に関する日本政府の基本的な立場」について、6月に外務省ホームページにおいて公開し、国連憲章を含む既存の国際法がどのようにサイバー行動に適用されるか、最も重要かつ基本的な事項に関する現時点の立場を示した。
- 2 6月のG7首脳会合における首脳コミュニケの中で、既存の国際法がサイバー空間にどのように適用されるかについての共通の理解を推し進めるために協働することへのコミット及び国連及びその他の国際場裏におけるこのアプローチを促進するための活動を歓迎するとともに、ランサムウェアによる脅威の高まりに緊急に対処すべく協働することへのコミットを確認した。9月に開催された日米豪印首脳会合において、各国の専門知識を集約して国内外のベスト・プラクティスを推進し、サイバー脅威に対する重要インフラの強靱性を強化するための新たな取組として、日米豪印サイバー上級グループを立ち上げた。
- 3 サイバーセキュリティに関するARFにおいては、我が国は、シンガポール・マレーシアとともに共同議長を8月まで務め、4月にサイバーセキュリティに関する第3回ARF会期間会合を開催し、地域的・国際的なサイバーセキュリティ環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った上で、今後取り組むべき信頼醸成措置について議論した。また、GGE及びOEWGにおける議論も含め、ARFの枠組みにおいても国際社会におけるサイバーセキュリティに関する議論に積極的に貢献していくべきことを確認した。
- 4 5月に、第2回日独サイバー協議がオンライン形式で開催され、最近のサイバー環境やサイバー分

野における各国の施策、新型コロナウイルス感染症がサイバーセキュリティに及ぼす影響等について意見交換を行うとともに、GGE や OEWG を始めとする国際的なプロセス、サイバー分野における日独間の連携等について議論を行った。また、6 月に、第 6 回日英サイバー協議がオンライン形式にて開催され、サイバー分野における最新の両国の戦略や取組について意見交換が行われた他、国連を含む国際場裡における協力、能力構築支援、サイバー強靱性、通信多様化等についての議論も行われた。さらに、12 月には、第 4 回日エストニア・サイバー協議がオンライン形式で開催され、最近のサイバー環境やサイバー分野における両国の施策等について意見交換を行うとともに、GGE や OEWG を始めとする国際的なプロセス、サイバー分野における日エストニア間の連携等について議論を行った。また、「日経サイバーイニシアチブ東京 2021」や「CYDEF2021」などのシンポジウム等の場において、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信した。

- 5 日本からも約 18.5 万米ドルを拠出し、8 月には、世界銀行の下に途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金（「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」）が立ち上げられた。途上国のサイバーセキュリティの脆弱性は、その地域に加え国際社会全体にも大きな影響を与え得るため、本信託基金を通じて関係諸国と連携し、サイバー空間のルール形成や自由なサイバー空間の確保を目指しており、10 月に拠出国を中心としたステアリング会合（テクニカルミーティング）が開催され、今後の取組等について意見交換を実施した。
- 6 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）により、9 月に「サイバーセキュリティ戦略」、また 12 月には「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」が改定され、サイバー外交の推進を図ることができた。

令和 4 年度目標

- 1 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保し、国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障に寄与することの重要性は一層高まっており、サイバー空間の安全・安定の確保のため、外交・安全保障上のサイバー分野の優先度をこれまで以上に高めるとともに、法の支配の推進、サイバー攻撃に対する防御力・抑止力・状況把握力の向上、国際協力・連携を一層強化する。
- 2 令和 3 年から令和 7 年（2021-2025）の期間に開催される新たな OEWG に関して、従来の成果を基礎とした議論を継続させ、我が国の積極的な関与により、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保に向け、同盟国・有志国との連携を進めていく。
- 3 米国を始めとして、フランス等サイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G 7 や国連の枠組み、日米豪印等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 4 平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
- 5 各国と相互の立場の共有を行うべく、オンライン会議ツールも併用して、効果的に、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 6 令和 3 年 8 月に立ち上げられた「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施により、我が国及び途上国のサイバーセキュリティを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、テレワークなどオンライン空間の利活用が普及し、サイバー空間が経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、今般の社会情勢等を受け、サイバー攻撃の規模や影響は拡大しており、サイバーセキュリティは喫緊の課題である。こうした状況を背景に、サイバーセキュリティを確保する観点から、サイバー空間においても、実空間と同様に、法の支配が貫徹されるべきであり、そのための外交的取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

今後、サイバー空間が安全で信頼できる空間として持続的に発展していくためには、引き続き、既存の国際法の適用及び規範の形成が不可欠である。

また、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を回避・防止する観点から、信頼醸成を図ることは必要であり、平成 29 年度に設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合は、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を発展させ、紛争や危機の防止に寄与することが期待される。

さらに、サイバー外交を推進するに当たっては、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）により、改定された「サイバーセキュリティ戦略」及び「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」の下、外務省として、国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障へ貢献するとともに、国内外を問わず、様々な会議・シンポジウムの場において、省庁横断的に日本政府としての取組を発信することが重要である。

測定指標 2－5 我が国の経済安全保障の確保

中期目標（一年度）

我が国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・振興技術分野に急速に拡大している。我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上で我が国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。

令和3年度目標

新型コロナウイルス感染症により明らかとなったサプライチェーンのぜい弱性を分析するために、在外公館等を通じた情報収集を行い、医療物資や重要技術の依存度を特定する。また、経済安全保障に関する同盟国・有志国間の国際会議や二国間対話を立ち上げ継続的な協議を行い、意思疎通の連携を図る。

施策の進捗状況・実績

サプライチェーンのぜい弱性の分析、依存度の特定に関しては、令和3年9月の日米豪印首脳会合共同声明にも明記されたとおり、4か国の連携のもと、半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンのマッピングを進めた。また同会合では、半導体及びその重要部品の供給能力をマッピングし、脆弱性を特定し、サプライチェーン・セキュリティを強化する共同イニシアティブが立ち上げることが確認された。

同盟国・有志国連携に関しては、日米豪印4か国の連携に加え、G7やプラハ5Gセキュリティ会議などの会合、及び、米国、豪州、インド、フランス、カンボジア等との多くの首脳・閣僚級の会合で経済安全保障に関する共通認識や今後の協力について確認した。特に、6月のG7首脳会合では、重要鉱物資源及び半導体などのサプライチェーン脆弱性リスクに対処するため、加盟国でメカニズムを検討し、ベストプラクティスを共有することを確認した。また強制的な技術移転、知的財産窃取、国有企業による市場歪曲的な行動、有害な産業補助金といった不公正な慣行から保護するため、世界貿易のルールを現代化する面で協力することで一致した。また、9月に行われた日米豪印首脳会合では、責任があり、開放的で、高い水準の技術革新を4か国が主導していくために、次世代情報通信や人工知能に関わる技術標準、半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンの強靱化、オープン RAN（無線アクセスネットワーク）を含む5Gネットワークのベンダー多様化及びバイオ技術等の技術開発動向のモニタリングにおいて日米豪印が協力していくことを確認した。さらに、同会合では「技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する日米豪印原則」を発出し、表現の自由やプライバシーを含む普遍的価値が重要であり、技術は権威主義的監視や抑圧に使われてはならないこと、強靱で、多様性があり、安全なサプライチェーンに向けて同志国等と協力を進めること、技術革新や包摂的な繁栄を実現するには公正で開かれた市場が重要であることなどを確認した。

令和4年度目標

世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしのぎを削る中で、経済安全保障を確保するためには、政府全体として、①経済構造の自律性の確保、②我が国の技術などの他国に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の獲得、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化の3つを目標として取組を推進している。令和4年3月には、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」が提出され、同年5月に成立した。外務省としても安全保障政策や対外経済関係、国際法を所管する立場から、引き続き同盟国・有志国との政策調整や意思疎通連携を図っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

経済安全保障は待ったなしの喫緊の課題であり、政府一丸となって各種取組が進められているところであるが、外務省としても安全保障政策や対外経済関係、国際法を所管する立場から、引き続き同盟国・有志国との政策調整や意志疎通連携を図っていく必要がある。とりわけ、我が国経済安全保障は一国だけでは確保され得ないことから、同志国・同盟国との連携を拡大・深化させることは、外務省の重要な役割である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)		当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①安全保障 政策全般に 係る外交政 策立案 (*)	安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みを積極的に活用する。さらに、各国との信頼醸成及び協力を推進するため、二国間対話を実施する。 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域においては、米国の存在と関与を前提としつつ、これらの取組により種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していくことで地域の平和と安定の確保に寄与する。				2-1
	20 (14)	11 (10)	13 (7)	12	
②ARF トラ ック 1.5 及 び 2 関連経 費 (平成 27 年 度)	ARF のトラック 1.5 及びトラック 2 に関連し、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP) の活動に関わる日本国際問題研究所への調査委託のほか、CSCAP 総会、CSCAP 運営委員会及び ARF 専門家・賢人 (ARF・EPPs) 会合等に参加し、地域・国際社会の安全保障環境の安定に向けた我が国の考え方や安全保障分野での取組を発信する。 上記取組は、我が国政策に対する支持獲得に向けた関係国の政府関係者や有識者に対する我が国の安全保障分野での取組に対する理解の促進に寄与する。				2-1
	3 (2)	3 (0.7)	2 (2)	3	
③我が国安全 保障政策の 理解促進 経費 (平成 27 年 度)	各国のシンクタンク等開催のシンポジウムやセミナーに外務省幹部や日本の有識者を派遣して我が国の安全保障政策について適切かつ効果的に発信を行い、各国の政府関係者、有識者、メディア関係者等の理解を促進する。 こうした取組により、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下での国家安全保障戦略、新たな防衛大綱、「平和安全法制」といった我が国の安全保障政策の理解促進に寄与する。				2-1
	3 (1)	5 (0)	2 (0)	2	
④海賊対策 等の検討・ 実施を通じ た海上交通 の安全の確 保に関する 経費 (*)	ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対処するために、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする多層的な支援及び関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施する。また、アジア海域における海賊等事案問題に対処するために、ReCAAP・ISC への人的・財政的貢献の継続、関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施するとともに研修やセミナーの開催を通じ、関係国の海上法執行能力の構築を支援する。 これらの取組により、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保するとともに、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題の改善に寄与する。				2-2
	—	—	—	—	—
⑤我が国の 北極政策に 関する発信	地球温暖化による北極の環境変化に伴い、近年国際社会の関心が高まっている北極問題に関し、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。				2-3

及び理解促進経費 (平成 29 年度)	これらの取組を通じ、北極圏諸国を含む関係国との具体的な協力案件を通じた北極に関する協力関係の強化及び観測・研究を始めとする我が国の北極に係る取組や強みを北極圏国を含む関係各国への積極的な発信を進め、我が国が主要プレイヤーの一つであるという認識を高めることに寄与する。				
	9 (9)	4 (0)	5 (0.9)	5	
⑥サプライチェーン・リスクと新興・先端技術活用に関する委託調査 (令和 3 年度)	新型コロナウイルス感染拡大も受けて、振興・先端技術の社会実装が急速に進展しつつあるところ、これら技術がもたらす社会・政治体制への影響や潜在的な安全保障上の影響、これら技術に関するサプライチェーンが特定国に依存することのリスク等について、社会実装の本格化に先立って専門的見地から十分に調査・研究を行う。 本調査内容を安全保障に関する国際会議・二国間協議を議論する場にて活用することで、我が国の安全保障を確保しつつ、持続可能な形で日本経済活性化を達成する。				2-5
	—	—	15 (26)	0	
⑦サイバーセキュリティ能力構築信託基金拠出金 (令和 3 年度)	世界銀行による途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等を実施する。 こうした取組により、途上国の行政官、医療機関を含む重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティが強化され、自由なサイバー空間の分断や不安定化の防止などに寄与する。				2-4
	—	—	20 (20)	20	
⑧サイバーセキュリティに関するアセアン地域フォーラム会合経費 (令和 2 年度)	ASEAN 地域フォーラム (ARF) におけるサイバーセキュリティに関する諸問題を総括して議論する場として、ARF ワークプランの包括的な実施を通じて ARF メンバーの協力を強化し、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を進展させ、相互の信頼醸成を促進する。 こうした取組は、近年、サイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中、ARF メンバー国間の信頼醸成を通じて、地域全体のサイバーセキュリティの向上に資する。				2-4
	—	2 (0)	2 (0)	2	
⑨経済安全保障政策専門員等経費 (平成 26 年度)	①各国の経済安全保障(サイバー含む)に関する政策・構造の情勢把握及び分析資料等の作成、②国連等国際機関等が公表する関連文書の分析資料等の作成、③国内関連技術情報の収集及び分析資料等の作成、④国際会議及び二国間・多国間協議への参加、各国の専門家との意見交換及び記録作成に関する情報収集や今後の在り方の検討に従事する専門員を雇用する。 こうした取組は、近年安全保障の裾野の経済、新興技術分野への拡大に伴い、経済を始め、技術、サイバーその他の事項に関する国際的な規範の在り方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。				2-5
	3 (3)	5 (3)	5 (0.05)	5	
⑩アジア海賊対策地域協力協定拠出金(任意拠出金) (平成 18 年度)	本拠出金は、我が国の海洋安全保障にとって極めて重要なマラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊対策のための地域協力に使用されている。 我が国はアジア海賊対策地域協力協定の作成を一貫して主導した。平成18年に本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター(ISC)は、本協定加盟国から得た海賊等事案情報を、関係国・機関、更には海運業界とも共有することで、各国の海賊対処を効率的なものとするほか、海賊等対策での地域・国際協力の促進に大きく寄与している。また、ISCは、能力構築ワークショップ等を開催し、さらに他国と日本の海上保安庁が行う合同訓練に参加するな				2-2

	ど、各国海上保安当局の海賊対策に係る能力向上・連携強化に努めている。 また、我が国は、本拠出金により、ISCへの財政的な貢献だけでなく、事務局長を含む2名の職員を派遣することにより、人的な貢献も行っている。 こうした我が国の取組を通じてアジアの海洋安全保障に寄与する。				
	53 (53)	55 (55)	40 (40)	18	
⑪国際海事 機関拠出金 (平成29 年度)	本拠出金は、西インド洋、ソマリア沖・アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワーク強化及び海洋安全分野における地域協働関係構築のためのジブチに所在するジブチ地域訓練センター(DRTC)におけるワークショップの開催、DRTCの持続的運営のための事務局機能強化支援に使用されている。 本拠出は、国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威である海賊行為を始めとする海上犯罪に対する沿岸国の対処能力向上を通じて、右事案発生件数の抑制、ひいては日本関係船舶を含む船舶の上記海域の航行の安全確保に寄与する。				2-2
	15 (15)	0 (0)	0 (0)	0	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 3 国際平和協力の拡充、体制の整備

施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
IV 4（4）国際平和協力の推進
- ・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年 9 月 19 日 閣議決定）
- ・「第 2 回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年 9 月 28 日）
- ・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について（平成 28 年 2 月 9 日、10 月 25 日、11 月 15 日、平成 29 年 3 月 24 日、平成 30 年 2 月 16 日、平成 30 年 5 月 18 日、令和元年 5 月 17 日、令和 2 年 5 月 22 日、令和 3 年 5 月 21 日 閣議決定）
- ・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
二 世界の真ん中で輝く国創り
（積極的平和主義）
- ・シナイ半島国際平和協力業務の実施について（平成 31 年 4 月 2 日、令和 3 年 11 月 16 日 閣議決定）、シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について（令和元年 11 月 12 日、令和 2 年 11 月 10 日 閣議決定）
- ・南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力の実施について（令和元年 12 月 20 日 閣議決定）
- ・第 75 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（令和 2 年 9 月 26 日）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

令和 3 年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団（MF0）への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5 月に実施計画の変更を閣議決定し、4 名の司令部要員の派遣を令和 4 年 5 月まで延長することにした。令和 4 年 3 月に実施された安保理主催の南スーダン情勢に関する職業訓練センター（VTC）ブリーフィング及び VTC 非公式協議において、シアラー UNMISS 国連事務総長特別代表（SRSG）が、我が国施設部隊や司令部要員も貢献してきた南スーダン全域に及ぶ道路整備を地域住民間の和解促進にも寄与する UNMISS の最も中心的な活動として強調した。
- 2 MF0 への司令部要員の派遣は、11 月に実施計画の変更を閣議決定し、2 名の司令部要員の派遣を令和 4 年 11 月末まで延長した。MF0 からは、我が国の派遣要員に対する評価が高く、日本隊の MF0 業務を通じた中東和平への貢献度は非常に大きいと評されている。
- 3 新規要員派遣及び物資協力等の可能性につき、国連や各国に対して、継続的に一般的な情報収集及び意見交換を行った。しかしながら、条件が揃わず、新たな派遣や物資協力には実現に至らなかった。

令和4年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団（MF0）への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。特に、ウクライナ被災民支援のため、ニーズに応じた効果的な支援を行っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国連 PKO 等の要員数も増大し、その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することは必要不可欠であり、この実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

南スーダンの安定と国づくりや、中東地域の平和と安定への貢献の継続・拡充に加え、国連平和維持活動や国際連携平和安全活動等への新規派遣、派遣の規模及び任務の更なる充実、物資協力等の検討及び実現という目標の達成、加えて、ロシアのウクライナ侵略を受けたウクライナ被災民に対する支援を行っていくことは、我が国の国際平和協力を拡充する上で重要である。

測定指標 3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

中期目標（一年度）

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

令和3年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP : Triangular Partnership Program）の下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プログラムの持続的な実施のため、同プログラムに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。同プログラムにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、医療分野の訓練を本格化する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大に特にぜい弱な国に展開する国連 PKO において、遠隔から医療を提供する能力の強化支援や、遠隔から現場の状況を把握するための通信訓練を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年2月から3月にかけて開催された PKO 特別委員会において、「PKO のための行動（A4P : Action for Peacekeeping）」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の8分野について議論し、報告作成に向けた協議を行った。結果として報告書は採択されなかったが、我が国が主導する三角パートナーシップ・プログラムの協力国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言については、多くの賛同を得た。また、12月にオンライン形式で開催された国連 PKO 閣僚級会合にて、日本の TPP を中心とした能力構築支援、医療システム導入による医療体制強化、ベトナム等とのバイでの能力構築支援などの貢献策を説明した。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下での訓練として、12月にカンボジア、インドネシア、ベトナムの工兵要員 25 名に対する工兵分野の工程管理訓練を初めてリモート形式でおこなったほか、令和4年1月から3月にかけてはケニアにおいてケニア、ガーナ、ウガンダの工兵要員 35 名に対する訓練を対面形式で実施した。
- 3 国際連合活動支援局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO の遠隔能力強化事業」に対し、約 280 万ドルを財政支援し、国連 PKO ミッション（南スーダン、マリ等）において遠隔医療を導入するためのプロジェクトを開始した。また、通信分野としては、小型ドローン訓練やオンラインコースの開

発などが行われた。

令和4年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。同プロジェクトにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、医療分野の訓練を着実に実施していく。
- 3 国際連合活動支援局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO 展開地域における医療体制強化事業」を財政支援し、コロナ罹患を含め、PKO 要員の安全に対する潜在的な脅威を特定し、防止策や改善策の策定やミッション間の共有を効率的に行うことを可能にする医療システムの構築を支援することにより、同感染症の感染拡大防止に寄与する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO 等の任務が多様化し、より効果的かつ効率的な活動の実現が求められている現状を背景に、今後の PKO の在り方や、日本として果たすべき役割等を、国際社会の取組・議論の中で提起し、積極的に貢献することは重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、国連 PKO 等に対する協力の在り方を検討するため、国連の議論に参加することや、アフリカ、アジア及び同周辺地域における、医療等の各分野の三角パートナーシップ・プログラムの実施といった目標の達成は、我が国の国際平和協力の具体的な推進・拡充を測る上で重要である。

測定指標 3－3 平和構築分野における人材育成

中期目標（一年度）

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

令和3年度目標

平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。

「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JP0 や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の 50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の 80%以上になること」

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った（全コースの修了者数：計 42 名）。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、令和 3 年度に実施した若手人材向けコースの修了生 12 名を約 1 年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、国連ボランティア計画（UNV）との調整等を行った。
- 2 各コースを修了した若手及びマネジメントレベルの人材やその他の国際機関職員を招いてオンライン形式のイベントを 10 回実施し、ワーク・ライフ・バランス、特定の国際機関における人事動向の把握や分析、国連人事において重視される業務遂行能力の捉え方について情報交換を行い、助言を与えるなどした。

令和元年度の日本人修了生 13 名は、国際機関（11 名）及び民間（1 名）へ就職した。

本事業による日本人修了生の半数以上となる 50%（192 名中 97 名）が、国連 PKO ミッションや国連特別政治ミッション及び平和構築に関連する国際機関に就職した（平成 19 年度から令和元年度までのプライマリー・コース累計修了者数：192 名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：152 名）。修了生における就職率は 79%。

- 3 開発途上国の新型コロナウイルス感染症対策に貢献するため、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、保健衛生分野等の邦人専門家を国連ボランティアとして発展途上国の国際機関現地事務所に派遣・勤務させた。これらの人材は、ワクチン配布などのコロナ対応計画の企画・調整、青少年層を対象とした新型コロナウイルスの影響分析、コロナ早期警戒システムの構築に従事し、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に貢献した。

令和 4 年度目標

令和 3 年度から 3 か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の 1 年目の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級コースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。

「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JP0 や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の 50% 以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の 80% 以上になること」

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO、国際機関等における文民の役割は着実に増大しており、平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要である。このため、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

同事業の実施を通じて、国際社会で益々需要が増している平和維持・平和構築分野の文民専門家の育成を行い、我が国の国際平和協力のより一層の拡充につなげることが重要である。

測定指標 3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

(出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」)	中期目標値	令和 3 年度		令和 4 年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	83%	84.2%	85%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

施策を進めるに当たり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

今後の PKO 派遣に係る政策の実現を可能とする国民からの回答の望ましいラインかつ過去の実績を上回る 85% を目標値として設定した。

測定指標 3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	令和 3 年度		令和 4 年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	10	17	20

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナーや国際会議の開催回数及び出席回数をを用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。我が国の PKO 政策策定に資するものとして出席すべき会議を選択しつつ、会議

における議論への貢献を目的とする。令和4年度は、前年の実績を上回る20を目標値とした。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)		当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	事業番号
①国際平和 協力の拡充 (平成17年 度)	国際社会の平和と安定に向けて、国連PKO等への要員派遣や能力構築支援の強化などを始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。 国際平和協力の拡充は、「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献」を包含するものであり、当該達成手段は、測定指標3-1及び3-2にプラスに働き、また、測定指標3-5「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKO及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標3-4「世論調査における国連平和維持活動（PKO）等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。				3-1 3-2 3-4 3-5
	10 (7)	9 (6)	12 (6)	12	
②平和構 築・開発に おけるグロ ーバル人材 育成事業 (平成27年 度)	国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築の現場で活躍できる人材の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。 本事業の実施を通じて国内の平和構築分野に係る関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。研修期間中の支援、また修了後の就職支援を含め、継続的にキャリア構築支援を実施することで、平和構築分野での人材の定着を図り、結果として我が国の国際平和協力の推進・拡充につなげる。				3-3
	131 (131)	137 (137)	103 (103)	103	
③国際連合 平和維持活 動局信託基 金拠出金 (平成26年 度)	本拠出金は、国際社会の平和と安定に向けて、「国際連合平和維持活動局信託基金」への拠出を通じ、国連PKOに参加する国の要員の能力構築支援に充てられる。 本拠出を通じ、アジア及び同周辺地域の要員派遣国を対象として、施設要員に対する重機操作訓練を支援し、施設分野の能力向上を目指すとともに、派遣前の各国医療関係者に対する医療のシミュレーション訓練を支援し、医療分野の能力向上を図り、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。				3-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
④国際連合 平和維持活 動局信託基 金拠出金 (国連PKO 即応性向上 事業支援) (平成30年 度)	本拠出金は、国連のPKO要員の高い能力と即応性を確保するための国連の取組（国連平和維持活動即応能力登録制度(PCRS)）の支援に充てられる。 本拠出金によって、PKO参加予定部隊の軍・警察部隊が国連の基準に沿った能力と即応性を備えていることを確保するとともに、「PKOのための行動(A4P)」に関するハイレベルイベント（平成30年9月）において、PKOミッションのパフォーマンス改善などに積極的に取り組んでいく旨を発表した我が国として資金拠出を行うことによって、国連平和維持活動の実効性を高め、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。				3-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	

⑤国際連合ボランティア計画 (UNV) 拠出金 (平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業) (任意拠出金) (平成 21 年度)	我が国は、平和構築分野における人材育成の取組として「平和構築・開発分野のグローバル人材育成事業」を実施しており、その一環として、毎年、日本人研修員を国連ボランティアとして 1 年間海外に派遣している。これらの研修員には、平和構築・開発の現場で国連等国際機関の活動に貢献することが求められている。本拠出金は、日本人研修員の国際機関等への派遣に用いられる。 上記派遣は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家の育成及びこれらの現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化に寄与するとともに、国際機関におけるキャリア形成の足がかりを与えるものでもある。				3-3
	58 (58)	57 (57)	58 (58)	77	
⑥邦人保健衛生専門家の国連ボランティアとしての派遣による途上国における新型コロナウイルス感染症対策支援 (令和 2 年度)	本拠出金は、開発途上国で新型コロナウイルス対策に取り組む WHO、UNICEF、UNDP 等の国際機関の現地事務所に、保健衛生分野等の邦人専門家を国連ボランティアとして派遣するための費用に充てられる。 派遣された人材には、その国・地域における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公衆衛生上の緊急事態への対処、社会・経済的影響の軽減、コミュニティの回復等を支援することが期待される。				3-3
	—	98 (98)	0 (0)	0	
⑦国際連合活動支援局信託基金拠出金 (令和 2 年度)	本拠出金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に特に脆弱な国に展開する国連PKOに対し、遠隔で医療を提供するための機材供与及び能力強化支援を行うとともに、世界各地に展開する国連PKOに対し、遠隔から現場の状況を把握するための機材操作訓練を行う。 新型コロナウイルス感染症の拡大で国連PKOの活動が制約される中、本拠出金によって、国連PKOの遠隔能力を強化することにより、国連PKOの展開国において有効な感染症拡大防止策をとる手助けをし、もって世界各地での更なる感染拡大を防ぐことに寄与する。また、国連PKOの効果的な活動を後押しすることで、国際社会の平和と安定に貢献する。				3-2
	—	312 (312)	0 (0)	0	
⑧邦人専門家の国連ボランティアとしての派遣によるサブサハラ・アフリカ諸国における新型コロナウイルス感染症対策支援 (新規) (令和 3 年度)	本拠出金は、サブサハラ・アフリカに展開する WHO、UNICEF 等の国際機関現地事務所に、邦人専門家を国連ボランティアとして派遣するための費用に充てられる。 派遣された人材には、現地における新型コロナウイルス感染症拡大の防止、社会経済活動の再開、「ポストコロナ」を見据えた強じんな社会経済の構築を支援することが期待される。				3-3
	—	—	85 (85)	0	

⑨国際連合活動支援局信託基金拠出金「国連PKO 展開地域における医療体制強化事業」 (令和4年度)	コロナ罹患を含め、PKO 要員の安全に対する潜在的な脅威を特定し、防止策や改善策の策定やミッション間の共有を効率的に行うことを可能にする医療システムの構築及び人材の育成を支援する。 本拠出により、死傷者を減少させて PKO のパフォーマンス強化を図ることに加え、PKO 要員のコロナ罹患を防止することで医療体制が脆弱な展開地域への感染拡大を防止する。				3-3
	—	—	—	80	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土の ISIL からの解放宣言がなされた(平成 29 年 12 月)が、ISIL の影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters、FTFs)の母国への帰還(return)や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、G 7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 208 回国会外交演説(令和 4 年 1 月 17 日)

測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

中期目標(一年度)

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

令和 3 年度目標

- 1 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が世界的に増大している。こうした中、我が国としては、G 7、G 20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果を GCTF メンバー国以外の関係国にも共有するとともに、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、GCTF やその派生機関による途上国支援の取組等を通じて主流化を図る。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を我が国自身のテロ対策にもいち早く反映する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえつつ、二国間及び多数国間のテロ対策協議又はそれに代わる形態により、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に即して具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、対面型の会合の多くがキャンセルされたものの、G 7、G 20、国連、GCTF 等の多国間協議はオンライン等で開催されたため、右に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果を GCTF メンバー国以外の関係国にも共有することができた。具体的には、GCTF10 周年を機に GCTF が採択した「今後 10 年間の戦略ビジョン」及び成果文書 4 本について、我が国は積極的にインプットを行い、10 月 7 日に開催された GCTF 閣僚級会合において全会一致で採択されるという結果に貢献した。なお、これら文書については、GCTF ホームページで一般に公開されており、GCTF 非加盟国にも GCTF のテロ対策の知見が共有可能な状態となっている。また、オンライン上のテロ画像の規制等に関し、テロ対策に関するグローバル・インターネット・フォーラム(GIFCT)等で議論が進んでいる内容について、総務省をはじめとする関係省庁と民間企業との間で官民合同勉強会を実施した。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等のため、対面でのテロ対策協議は実施を見送ったが、6 月、インドネシアと初めてのテロ対策協議をオンラインで行った。日本側からは、鈴木光次国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当大使・政府代表が、インドネシア側からはボイ・ラフリ・アマル・インドネシア国家テロ対策庁

長官が、それぞれ代表を務め、両国のテロ対策関係省庁からも関係者が参加し、パンデミックによる影響を含む地域テロ情勢や両国のテロ対策政策、また、テロ及び暴力的過激主義対策における日インドネシア協力について意見交換が行われた。

- 3 本年度は、国連安保理 1267 制裁委員会から 4 回にわたり、制裁対象者の追加指定が公表されたところ、関係省庁と連携し、4 回とも、国連プレスリリースの発表から 24 時間以内に外務省告示を発出することにより、資産凍結を迅速かつ着実に実施した。

令和 4 年度目標

- 1 我が国としては、G 7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果を GCTF メンバー国以外の関係国にも共有するとともに、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、GCTF やその派生機関による途上国支援の取組等を通じて主流化を図る。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を我が国自身のテロ対策にもいち早く反映する。
特に令和 5 年 1 月から日本は G 7 サミット議長国を務め、G 7 ローマ・リヨン・グループ会合を主催する。当該会合は、インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等々の課題に関し、G 7 各国の実務者が集い議論を行うことが想定されており、この議論の成果が G 7 サミットプロセスに反映されていくこととなるため、同会合において積極的に議論を主導する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえつつ、二国間及び多数国間のテロ対策協議又はそれに代わる形態により、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に即して具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が国境を越えて拡散するなど、テロの脅威の国際的な広がりがますます加速する中、これに対抗するためには、各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分であり、国際社会が緊密に連携することが必要であるため。

測定指標 4－2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

中期目標（一年度）

国際組織犯罪に対処するため、第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の成果も踏まえつつ、国際社会との連携・協力を強化する。

令和 3 年度目標

- 1 京都 kongress の成果である政治宣言の履行を通じて国際協力を強化、主導する。
- 2 国際組織犯罪防止条約や国連腐敗防止条約など、既存の条約の履行審査を通じて、国際組織犯罪対策における国際協力の現在の課題を明確にし、その対処に取り組む。
- 3 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出等への取組を強化する。また、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネーロンダリンググループ（APG）における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。特に、第 4 次 FATF 対日相互審査に対しては、我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう関係省庁と共に適切に対応する。
- 4 サイバー犯罪条約関連会合、G 7 及び G20 腐敗対策関連会合、麻薬委員会等に参加し、引き続きサイバー犯罪対策、腐敗対策及び麻薬対策に関する議論を深め、各国との連携を強化する。
- 5 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 京都 kongress の政治宣言である京都宣言につき 5 月の国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）に

決議案を提出しコンセンサスで採択された。また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と協力し CCPCJ の枠組みの中で京都宣言をフォローアップするためのテーマ別討論を立ち上げ、11 月にウィーンにおいて第一回討論を開催した。

- 2 国際組織犯罪防止条約については、11 月に開始した我が国審査について、関係省庁と協力して自己評価質問票の回答を作成し、UNODC 事務局からあらかじめ示されたタイムフレームに沿って適切に対応した。また、国連腐敗防止条約についても、新型コロナの影響により対面審査の実施が延期となる中、関係省庁と連携しつつ、書面審査に係る作業を滞りなく進めた。
- 3 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、関係省庁と協議し、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出等へ向けた改善策を決定、実行した。また、FATF 及び APG における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化した。特に、第 4 次 FATF 対日相互審査に対しては、我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう関係省庁と共に適切に対応し、6 月の FATF 全体会合において報告書が採択され、8 月に公表された。
- 4 サイバー犯罪対策分野では、欧州評議会のサイバー犯罪条約関連会合等（4 月、5 月及び 11 月に開催）に出席し、関係省庁と連携して我が国の取組を紹介し、アジア地域におけるサイバー犯罪対策能力の構築のための研究プロジェクトを支援した。また、平成 29 年 9 月から行われてきた同条約の第二追加議定書の起草作業に関し、起草メンバー国として積極的に議論に貢献し、同議定書は 11 月に採択されるに至った。さらに、令和 4 年 2 月に開催された国連サイバー犯罪新条約のアドホック委員会において、副議長ポストを獲得するとともに、同月の第 1 回交渉会合において、積極的に議論に参加した。G20 腐敗対策作業部会（3 月、7 月及び 9 月に開催）に積極的に参加し、G20 各国の腐敗対策の取組状況や G20 の枠組みにおける腐敗対策の指針を示した成果文書の策定に向けた議論に貢献した。また、6 月に開催された国連腐敗特別総会（腐敗 UNGASS）においても、国際社会の腐敗対策の取組強化を内容とする政治宣言の採択に向けた交渉に積極的に関与した。4 月の麻薬委員会会合には新型コロナの情勢に鑑みオンライン参加となったが、関係省庁と協力して対応した。また、令和 5 年春に改選選挙が行われる麻薬委員会委員国選挙に正式に立候補した。
- 5 IOM への拠出等を通じて、我が国内で認知された外国人の人身取引被害者への支援等に貢献した。具体的には、11 人の外国人被害者に対し、本人の希望に基づき帰国支援及び社会復帰支援（法的支援、小売・運輸等の起業支援及び医療支援）を実施した。

令和 4 年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）において決議案を提出し、京都宣言のテーマ別討論において我が国の取組を発信するほか、京都コンgressのレガシープロジェクトについて関係省庁と共に取り組むなどして、国際組織犯罪対策、刑事司法分野における各国・関係機関との連携を強化、国際協力を進展させる。
- 2 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約の履行審査について、引き続き着実に実施し、課題の特定等を通じて、国際組織犯罪に関する各国の法整備及び国際協力の促進を図る。3 マネーロンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネーロンダリンググループ（APG）における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。
- 4 欧州評議会のサイバー犯罪条約については、サイバー犯罪対策をより迅速かつ円滑にする内容の第二追加議定書が採択されたところ、同条約の枠組みの下での国際協力を推し進める。また、国連において令和 4 年 2 月末に起草交渉が始まった国連サイバー犯罪新条約のアドホック委員会の会合に積極的に参加し、既存の枠組みを強化し世界的な対策の水準を高められるよう、国際社会と協調する。引き続き G7 及び G20 腐敗対策関連会合、麻薬委員会会合に参加し、これらの分野における国際協力を推進する。
- 5 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

京都宣言を踏まえた国際連携の取組の更なる推進、条約履行審査を通じた犯罪対策における課題の特定、新たな形態の犯罪であるサイバー犯罪対策の枠組みの強化は、国際組織犯罪対策の分野における国際協力を進展させる重要な取組である。

測定指標 4－3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

中期目標（--年度）

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

令和3年度目標

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、国境管理体制を含むガバナンスのぜい弱化や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、更なる感染拡大を防止しつつこうした問題に対処できるよう、アジアを含む途上国の能力を強化する。具体的には、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえた上で、関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や民間セクター等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、UNODC、国連テロ対策事務所（UNOCT）、国連開発計画（UNDP）、国際刑事警察機構（ICPO）等に令和2年度補正予算にて総額約2,000万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 招聘を伴うワークショップである国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ及び「穏健主義育成のための文明間対話」事業は、新型コロナ感染症の影響で実施を見送った。オンライン開催となったが、9月の第11回ASEAN+3国境を越える犯罪に関する閣僚会議及び第6回日・ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議（共同議長：日本及びタイ）並びに同高級実務者会合に参加し、国際テロ、サイバー犯罪、薬物取引等について、我が国の取組やASEANとの間で行う協力事業等を紹介し、国境を越える犯罪対策に関する共同声明等を採択した。
- 3及び4 1に加えて、G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、民間によるインターネット・コンテンツ対策組織であるテロ対策に関するグローバル・インターネット・フォーラム（GIFCT）の独立諮問委員会（IAC）のメンバーとして総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長がオンラインでの議論に積極的に参加。同独立諮問委員会（IAC）にて、途上国におけるオンライン上のテロリズムの現状把握および途上国との協力の可能性につき議論した。

令和4年度目標

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、国境管理体制を含むガバナンスのぜい弱化や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、更なる感染拡大を防止しつつこうした問題に対処できるよう、アジアを中心とした途上国の能力を強化する。具体的には、専門的な知見を有する国際機関（国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）への拠出を通じて、各国のテロ対策、薬物等の違法取引やサイバー犯罪・金融犯罪等の犯罪対策等にかかる能力向上支援を実施する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえた上で、関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、G7各国との議論、特にローマ・リヨン・グループでの議論を通じて、令和5年に議長国となるG7プロセスに盛り込んでいく。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、G7における議論を有識者や民間セクター等と共有する目的で官民合同勉強会を開催し関係を強化すると共に、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 新型コロナウイルスの感染拡大により、一部地域では国境管理体制を含むガバナンスがぜい弱化し、テロリストの活動空間が拡大している。また、若者を中心とした人々の情報通信技術（ICT）への依存の高まりにより、インターネットやSNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が世界的に増大している。かかる国際情勢下、アジアを中心とする途上国に対するテロ対策、犯罪対策、国際的なテロ資金対策支援は、同地域に居住・進出している在留邦人及び日系企業の安全確保の観点から極めて重要である上、欧米諸国はアフリカでのテロ対策を喫緊の課題として掲げており、アジアを含む途上国からの我が国に対する支援への期待は非常に高く、国際社会の一員として、その期待に応える必要がある。また、途上国のテロ対策能力の強化に向けては、国際機関、関係省庁、有識者・専門家、民間セクター等と協力し、各国の実情や、テロ等に係る最新の情勢を踏まえた対応を行うことが有効である。				
参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く）				
①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（アジア地域）（単位：参加国数） ②「穏健主義育成のための文明間対話」事業（単位：参加人数）	実績値			
	令和2年度		令和3年度	
	①0か国 ②0名 注：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施を見送った。		①0か国 ②0名 注：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施を見送った。	

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①国際的な テロ対策協 力の強化 (平成13年 度)	国連のテロ対策関連委員会やG7専門家会合、各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。 これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。				4-1
	—	—	—	—	—
②国際組織 犯罪対策に おける国際 協力の進展 (平成16年 度)	国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。 これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展を図る。				4-2
	—	—	—	—	—
③国際テ ロ・組織犯 罪関連条約 に関するワ ークショッ プ開催経費 (平成15年 度)	東南アジア諸国を対象とし、テロ・組織犯罪対策に関するワークショップを実施する。 こうした取組により、対象国の能力向上支援及び我が国関係者との関係強化を図る。				4-1 4-2 4-3
	5 (0)	5 (0)	4 (0)	4	
④テロ対策 専門員経費 (平成27年 度)	新型コロナウイルスの感染拡大によるテロ情勢の変化、また、欧米地域に広がるテロ事件、外国人テロ戦闘員問題等を受け、国際テロ対策の強化を進める中で、二国間・多国間枠組みにおけるテロ関連情報交換、途上国等のテロ対処能力支援のための他国との調整の機会が増加している。こうした事情を背景				4-1

	に、テロの脅威の分散化・多様化に対応すべく、国際テロ対策協力・支援の検討に、テロ対策の分野ごとの専門的な調査・分析、企画・立案を提供する。 本取組は、我が国のテロ対策関連の施策立案及び実施の促進に寄与する。				
	2 (2)	3 (3)	3 (3)	3	
⑤イスラム 学校教師招 聘事業 (平成 29 年 度)	G 7 伊勢志摩サミットで発表された G 7 テロ・暴力的過激主義対策行動計画における「穏健主義の拡大」を実現する方策の一つとして、イスラム指導者等を我が国に招へいする。 具体的には、被招へい者が日本型の社会発展モデルについて理解を深めることにより、我が国として、各国の穏健主義育成対策の促進に寄与する。				4-3
	10 (5)	9 (0)	9 (0)	6	
⑥FATF（金 融活動作業 部会）第 4 次相互審査 対 応 経 費 (令和元年 度)	金融活動作業部会是我が国に対して、令和 3 年までに 5 名の（同部会から資格が認定された）審査員を他国の審査に派遣することを求めているところ、当省から審査員を派遣せしめる必要経費が必要。審査員業務期間は 14 か月間（1 クール）であり、海外出張 3 回（①審査対象国における実地審査（3 週間）、②同事務局（仏）における審査対象国との対面会合（約 5 日間）、③全体会合（仏又は他国）への審査員としての出席（約 5 日間））を含め、3 か月間のフルタイム勤務時間に相当する作業がある。 本経費は、金融活動作業部会を通じたマネーロンダリング、テロ資金供与対策の国際貢献に寄与する。				4-2
	1 (0)	0 (0)	3 (1)	3	
⑦コミュニ ティの働き かけ及び強 靱性に関す るグローバ ル 基 金 (GCERF) 拠 出金 (平成 27 年 度)	コミュニティの働き掛け及び強じん性に関するグローバル基金(GCERF)は、暴力的過激主義の防止に焦点を当てた草の根レベルのプロジェクトに資金を供与することをミッションとする世界の唯一の非営利基金であり、若者等を対象とした教育・職業訓練、コミュニティ間の相互信頼醸成など地元政府やNGO による草の根レベルのプロジェクトに財政支援を行う。具体的には、①「教育」：暴力的過激主義の影響を受け、またその活動にリクルートされる危険性に直面する若者への教育機会、専門技能訓練の提供、②「メッセージ」：過激な言説に対抗するメッセージの発信、元過激主義者であった者による離脱に関する経験の発信等、③「コミュニティ関与」：コミュニティ間の相互信頼の醸成、宗教間対話、影響力のある穏健な宗教指導者による働き掛け等のプロジェクトに対し、同基金がドナー国から集めた資金を提供し、暴力的過激主義の防止に取り組んでいる。 同基金への我が国の貢献は、新型コロナウイルス感染拡大の影響でインターネット・SNSを使用した暴力的過激主義を含む過激思想の拡散が世界的に活発化している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止を図り、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-1 4-3
	0 (0)	20 (20)	0 (0)	0	
⑧国際連合 テロ対策委 員会執行事 務局 (CTED) 拠出金 (平成 28 年 度)	CTEDは、安保理決議第1535号に基づき、平成16年、国連加盟国のテロ対策履行状況を監視するため、安保理の下に設置された機関。主に、以下の活動を行っている。 1 国連安保理決議1373号（平成13年）、同第1642号（平成17年）などの履行状況の監視 2 各国のテロ対処能力向上支援の促進 3 国際テロ対策に関する国際会議・ワークショップの開催 本拠出はアジア地域における暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に資する。				4-1 4-3
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	

⑨国際連合 薬物・犯罪 事 務 所 (UNODC) 拠 出金 (昭和 48 年 度)	UNODCは、国連麻薬委員会 (CND) 及び国連犯罪防止刑事司法委員会 (CCPCJ) 並びに麻薬 3 条約、国際組織犯罪防止条約 (UNTOC) 及び国際腐敗防止条約 (UNCAC) の事務局機能を有し、国際テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマンドートを付与された唯一の国連機関として、政策決定・規範設定・各国への技術協力を行っている。UNODCはこのような専門性をいかして、本拠出金により、東南アジア、南アジア、アフガニスタン、中東・北アフリカ・サブサハラ・アフリカ諸国等に対して、外国人テロリスト (FTF) の帰還・移動対策等のテロ対策、人身取引や薬物密輸等の国際組織犯罪対策として空陸海の国境における水際対策や捜査・訴追能力の強化等のプロジェクト支援、テロ資金対策やサイバー犯罪対策のための法制度整備や法執行機関の能力向上プロジェクト支援、更には刑務所内における暴力的過激主義拡大防止のための刑務官・司法当局者の能力向上 (受刑者管理・脱過激化支援等) プロジェクト支援を実施する。また、麻薬原料 (ケシ) の世界最大の生産国であるアフガニスタンの違法薬物対策として、前述の法執行機関の能力向上プロジェクト支援に加えて、代替収入源の確保のための支援を行うと共に、アフガニスタンに次ぐ主要生産地であるミャンマーにおいて、ケシの栽培状況をモニタリングするプロジェクト等を支援。 本拠出金は、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するための国際的な連携・協力の更なる強化に寄与する。				4-2 4-3
	2,930 (2,930)	1,882 (1,882)	1,213 (1,213)	78	
⑩経済協力 開発機構金 融活動作業 部会 (FATF) 分担金 (平成 4 年 度)	金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) は、平成元 (1989) 年の G 7 アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止に係る金融上の対策についても一定の役割を果たしている。 全体会合に加え、複数のワーキング・グループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。 テロの脅威が世界的に拡大している昨今において、本拠出金は、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
	10 (10)	12 (10)	12 (10)	12	
⑪アジア・ 太平洋マネ ーロンダリ ング対策グ ル ー プ (APG) 分 担 金 (平成 13 年 度)	金融活動作業部会 (FATF) 基準等をもとに、アジア太平洋諸国を対象とした相互審査 (マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する措置・制度についてのメンバー間による審査)、情報交換 (マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換)、技術協力・研修 (マネーロンダリング対策後進国の担当者等を対象とするセミナー等) を実施する。 本分担金は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策が不十分な国・地域に対する技術的支援・研修等を実施するAPGを通じて、アジア太平洋地域のマネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
	6 (6)	6 (6)	7 (6)	6	
⑫国際連合 薬物・犯罪 事 務 所 (UNODC) 拠 出金 (コン gress) (令和元年	国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) は、5 年毎に開催される国連犯罪防止刑事司法会議の運営事務局を務めており、本拠出金は、第14回国連犯罪防止刑事司法会議 (京都congress) の円滑な開催準備に向けて、ホスト国が負担するいわゆる「追加経費」に充てられる。(国連総会決議47/202及び同決議に基づくホスト国との合意書準備のためのガイドラインに準拠。) 京都congressを通じ、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に向けた取組の推進に寄与する。				4-2

度)	290 (284)	0 (0)	0 (0)	0	
⑬国際移住機関 (IOM) 拠出金 (人身取引被害者の帰国支援事業) (平成 17 年度)	本拠出金は、内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内で保護された外国人人身取引被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用(職業訓練・就学支援・医療費等)として使用されるとともに、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対処するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」に対する支援の一環として、IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用などに充てられる。 IOMを通じた我が国の貢献は、我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への安全な帰国及び帰国後の再被害を防ぐための経済的自立を実現するとともに、アジア・太平洋地域における人身取引に関する情報交換の促進やその防止等に寄与する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を促進する。				4-2
	15 (15)	13 (13)	15 (15)	15	
⑭国際連合テロ対策事務所 (UNOCT) 拠出金 (平成 27 年度)	国連テロ対策センター (UNCCT) は、国連による国際テロ対策における協力の促進、テロ対策のベスト・プラクティスに関する啓蒙・能力開発のためのワークショップ・会議の開催等を担当する機関である。 我が国の拠出金により、ワークショップを開催、各国のテロ対処能力の向上や知見の共有等を行い、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	158 (158)	39 (39)	0 (0)	0	
⑮国際刑事警察機構 (ICPO) 拠出金 (平成 28 年度)	ICPOは、195か国・地域が加盟し、国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集、交換等を実施。盗難・紛失旅券等に関するデータベースを保有。外国人テロ戦闘員 (FTF) の移動を防止するため、捜査能力向上、協力促進、ICPOのデータベースの活用等を図る。 本拠出はアジア地域における国際テロの防止を図るものであり、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、テロ対策及び組織犯罪対策における国際協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	0 (0)	110 (110)	61 (61)	0	
⑯国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (平成 28 年度)	UNDPは、内戦、紛争の発生地域等において治安維持能力向上のための能力強化、難民及び受入コミュニティの双方に対する支援等を実施している。 本拠出はインドネシアでの暴力的過激主義対策における宗教的教育の役割を強化する支援事業等に活用されるものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	0 (0)	70 (70)	0 (0)	0	
⑰国際暴力的過激主義対策センター (ヘダヤセンター) 拠出金 (平成 30 年度)	国際暴力的過激主義対策センター (ヘダヤセンター) は、暴力的過激主義対策に特化した国際的な行動指向的シンクタンク (シンク・アンド・ドゥー・タンク) であり、能力構築のみならず、情報共有プラットフォームの構築、研究及び出版等を行っているほか、効果測定・評価が難しいとされる暴力的過激主義対策において、効果的な効果測定・評価手法を研究し、同手法の実践及び普及に取り組んでいる。 本拠出は、若者を中心に暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	0 (0)	22 (22)	0 (0)	0	

⑱国際連合教育科学文化機関（UNESCO）拠出金（平成30年度）	国際連合教育科学文化機関（UNESCO）は、その目的を、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することとする国連機関。平和な社会秩序の構築のため、異文化対話や平和で異文化・異宗教間調和を推進するための学校改革及び教育実践等の支援を行っている。 本資金拠出は、テロの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロの脅威の低減を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	44 (44)	0 (0)	0 (0)	0	
⑲国際組織犯罪防止条約レビュー実施関係経費（令和3年度）	国際組織犯罪防止条約は、190 か国が加盟する国際犯罪の防止に関する重要な条約であり、令和2年に行われた第10回締約国会合において、同条約及び関連議定書（人身取引、密入国）のレビューメカニズムが開始した。 本拠出は、同レビューに参加する専門家（我が国が担当する国から提出される資料の審査等のレビューを行う専門家）の人件費及び報告書作成費用に充てられ、本件レビューの着実な実施を通じて、各国における同条約及び議定書の履行状況と必要な対策を確認し、国際組織犯罪に関する各国法整備の充実や国際協力の促進を図ることにより、法の支配に基づく国際秩序の形成、ひいては国際組織犯罪対策を通じた我が国（在留邦人及び日系企業を含む）の安全確保に寄与する。				4-2
	—	—	1 (0)	1	
⑳欧州評議会拠出金（令和2年度）	サイバー犯罪を適切に取り締まり、サイバーテロを未然に防ぐために、サイバー犯罪捜査を行う法執行官等の能力強化を行う。具体的には、インド、インドネシア等8か国における新型コロナウイルス及びサイバー犯罪の現状並びにこれを受けた各国の対応を調査研究した上で、利害関係者向けのワークショップを実施して能力向上を図り、最終的にアジア地域向けの勧告案を策定する。 これにより、新型コロナウイルスの感染拡大の下で増加するサイバー犯罪を防止し、新型コロナウイルス感染拡大防止のために人々が必要とする医薬品・医療用品の適切な流通の確保に寄与する。				4-2
	—	20 (20)	0 (0)	0	
㉑G7（G7）ローマ・リヨン・グループ合同会合開催経費（新規）（令和4年度）	令和5年1月から日本はG7サミット議長国であり、G7ローマ・リヨン・グループ会合を主催する。当該フォーラムは、インターネットやSNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義やテロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等の諸課題に関し、G7各国の実務者が集い議論を行うことが想定されており、この議論の成果がG7サミットプロセスに反映されていくこととなる。 本会合の開催により、我が国が主導して、G7の共通ポジション形成や具体的協力の深化に貢献し、アウトリーチを通じてG7の立場を他の関係諸国とも共有しつつ、国際社会におけるテロ・組織犯罪対策をリードする効果が期待できる。				4-1 4-2
	—	—	—	12	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 5 宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との政府間対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「宇宙基本計画」（令和 2 年 6 月 30 日 閣議決定）
 - 2.(1)①宇宙安全保障の確保
 - 2.(2)産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化
 - 4.(1)②x) 同盟国・友好国等と戦略的に連携した国際的なルール作り
 - 4.(5)②xii) 国際的なルール作りの推進
 - 4.(5)②xiii) 国際宇宙協力の強化
- ・宇宙基本計画 工程表（令和 3 年 12 月 28 日 宇宙開発戦略本部決定）
- ・「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日）
 - Ⅲ 1(4)国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
 - Ⅳ 1(9)宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
 - Ⅳ 4(2)法の支配の強化
- ・米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針（令和元年 10 月 18 日 宇宙開発戦略本部決定）
 - 外交・安全保障
 - 国際競争力・国際的プレゼンス

測定指標 5－1 宇宙空間における法の支配の確立 *

中期目標（一年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

令和 3 年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」（LTS）に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和 3 年度に開催される COPUOS 本委員会及び科学技術小委員会において、合意済みの LTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS 加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年 6 月に採択された LTS ガイドラインに関し、COPUOS 科学技術小委員会の下に新たに設置されたワーキンググループ（LTS2.0WG）における議論に積極的に参加した。また、令和 4 年 2 月に開催された COPUOS 科学技術小委員会において、LTS ガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、我が国からのステートメントの中で、LTS ガイドラインの国内実施について紹介した。8 月から 9 月にかけて開催された COPUOS 本委員会では、LTS2.0WG において、我が国は、米国、カナダ、フランス、イタリア、オランダ、ルクセンブルク、ベルギー、豪州、NZ 及びナイジェリアと共同で WG の TOR、作業方法及び作業計画に関する提案書を提出した。

- 2 (1) 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築を支援するとともに、宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献した。具体的には、ブータン、マレーシア、ベトナム、フィリピン及びタイ 5 か国を対象に、宇宙関連の制度及び法令に関する調査、及び能力構築支援活動としてワークショップを開催した。
- (2) 10 月、前年に続き、日英等 37 か国（追加共同提案国も含めると 42 か国）は、「責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減」決議案を国連総会第一委員会に提出し、11 月、同決議案は 163 か国の賛成を得て採択された。さらに 12 月、同決議は国連総会本会において 150 か国の賛成を得て採択された。同決議案に基づき、責任ある行動について議論を深めるためのオープン・エンド作業部会（Open Ended Working Group）が令和 4 年から令和 5 年にかけて設置されることとなった。宇宙空間における責任ある行動に関して令和 4 年 2 月にオンライン有志国間会合に参加し、日本の立場を表明しつつオープン・エンド作業部会（OEWG）に向けた各国の共通認識の醸成に貢献した。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、コロナ禍で議論が停滞するなか、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの進捗状況に関する情報収集に努めた
- 3 6 月に開催された COPUOS 法律小委員会では、日本人として初めて議長に就任した青木節子慶應義塾大学大学院教授を支えつつ宇宙資源作業部会の設置へと導き、同作業部会において日本の立場を表明した。また、6 月に我が国で成立した「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」について国連宇宙部及び関係国に説明し、我が国の取り組みに対する理解を促すと共に、国際的に整合の取れた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に向けた機運の醸成に努めた。軌道上サービスのあり方については、COPUOS 法律法委員会における議題 12 宇宙交通管理に関するステートメントのなかで、内閣府主催の「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」などの我が国の取組を紹介した。

令和 4 年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に関与し、宇宙活動の長期持続可能性（LTS）ガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和 4 年度に開催される COPUOS 科学技術小委員会において、すでに合意された 21 の LTS ガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、LTS ガイドラインの国内実施の取組みについて各国に情報提供を行い、法の支配の確立に役立てる。
- 2 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組に対する理解を促す。
- 3 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際宇宙法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築支援、及び本協力を通じて宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献する。
- 4 責任ある行動に関するオープン・エンド作業部会に積極的に参加し、議論の進展を目指す。また、学術界における宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの動向を引き続き注視する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動は、宇宙関連技術や宇宙活動から多大な恩恵を受けている。一方、近年、宇宙活動の多様化や活発化に伴い軌道は混雑し、スペースデブリの増加によるリスクが増大している。こうしたなか、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するうえで、宇宙活動に関する国際的なルール作りと国際協力が必要であるところ、その実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標 5－2 諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標（--年度）

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

令和3年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他の GNSS 運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月に日印宇宙対話を開催し、両国の宇宙政策や宇宙産業、安全保障分野などにおける情報交換を行い、日印両国における協力関係の強化をはかった。他方で、米国、EU及びフランスとは、対面での実施を追求した結果、新型コロナの感染状況により実現しなかった。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、先方が何らかの形で日本との協力機会を希望していた際には、宇宙機関間の対話の機会を設定する等、協力の可能性を広げるよう尽力した。9月の第2回日米豪印首脳会合において、日米豪印の枠組みにおいて宇宙作業部会を立ち上げ、宇宙部分での協力を開始することで合意した。
- 3 ICGにおける作業部会（WG）に参加し、他の GNSS 運用国との協力関係強化に向け情報収集を行った。

令和4年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 令和3年9月の第2回日米豪印首脳会合における合意を踏まえ、日米豪印の枠組みで、衛星データ共有や能力構築支援、国際的ルールづくりといった宇宙部分での協力を進めていく。
- 4 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他の GNSS 運用国との協力を求める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するためには、他国との協力が不可欠であり、二国間等での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係の拡大・深化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

上記目標は、宇宙基本計画（令和2年6月30日閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（令和3年12月28日 宇宙開発戦略本部決定）を基に設定した。

測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	4回	5回	4回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動が、宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている一方で、近年、宇宙空間の混雑化やスペースデブリの増加によるリスクが増大し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するために、我が国として国際会議に出席し、宇宙活動に関する国際的なルール作りと国際宇宙協力に参画することは有益である。昨年度は、目標を上回る5つの国際会議（COPUOS 科学技術小委員会、COPUOS 法律小委員会、LTS2.0WG 非公式会合及び国連宇宙部提出プロジェクトのワークショップ）に参加した。今年度も新型コロナウイルスの影響により、国際会議の開催の見通しが立たな

いところ、前年度と同様の目標値とする。今年度、出席を予定している国際会議は、COPUOS 本委員会、COPUOS 本委員会、COPUOS 科学技術小委員会、COPUOS 法律小委員会及び LTS2.0WG。

測定指標 5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数

	中期目標値	令和 3 年度		令和 4 年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	6 回	1 回	6 回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

昨年度は日インド宇宙対話の開催のみに止まったが、諸外国との重層的な協力関係の構築を増進すべく、対話の枠組みを有している国（米国（民生・安保の 2 回）、EU、フランス及びインド）及び現在協議・対話を実施していないが高い宇宙能力を有し又は戦略的な重要性が高い国を実施候補として選定し、6 回を目標値とする。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)		当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
①宇宙に関する取組の強化 (平成 29 年度)	1 宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）や宇宙活動に関する国際的なルール作りの場等に我が国として積極的に参加し、法の支配の実現・強化に役立てる。 このような活動を通じて、今後国際的に重要視されるルール作りや今後の宇宙ガバナンス構築に貢献する。				5-1 5-3
	2 米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との対話を強化する。 各国との宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、個別の協力分野について、更なる協力の推進に寄与する。				5-2 5-4
	8 (6)	30 (4)	31 (6)	10	
②国連宇宙部拠出金 (令和 3 年度)	アジア太平洋地域の新興国に対する宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援事業を通じた宇宙空間における法の支配を実現し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保する。 具体的には、①アジア太平洋地域の制度・法令など基礎調査、②対象国での国内法整備及び許可監督体制構築に向けた助言、③我が国とのワークショップ共同開催、及び④アジア太平洋地域外に対する本事業の広報活動に関し、国連宇宙部と協力して実施する。				5-1
	—	—	11 (11)	17	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和 4 年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増加を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 76 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（令和 3 年 9 月 25 日）
 - ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- 地球規模課題への対応、安保理改革、国際機関における日本人増加に向けた取組

測定指標 6－1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

中期目標（一年度）

国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和 4 年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

令和 5 年から理事国を務めることを念頭に、国連事務局との一層の関係強化を目指し、平和構築基金及び政務案件支援信託基金への拠出額増加に努める。

令和 3 年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

- （1）マネジメント改革による効率化の具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働き掛ける。また、国連総会第 5 委員会において、通常予算については単年予算試行の 3 年目となる令和 4（2022）年予算及び PKO 予算については 2021-22 年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
- （2）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

- （1）各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、また NY や各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
- （2）NY での安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善やテキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G 4 を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙については、令和 4 年 6 月に同選挙が実施される見込みであり、令和 3 年度が年間を通じて選挙活動を行う最終年であることから、これまで以上に二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理の活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

(1) グテーレス事務総長が進めるマネジメント改革下で試験導入されている単年通常予算の3年目となる令和4(2022)年予算が、10月から12月の国連総会第5委員会における交渉を経て、年末に成立した。我が国は、過去2年に引き続き、単年度予算試験導入の目的である予算プロセスの効率化及び直近のニーズへの即応性が確保された形で円滑に実施されるよう加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては他の主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働き掛けた。その結果、事務局の増額提案を抑制しつつ、前年同水準の予算が承認された。2021/22年PKO予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年比3%の減少を実現させた。

10月から12月の国連総会第5委員会では2022-2024年国連分担率についても審議され、「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が12月に国連総会で承認された。我が国の分担率は、これまでの8.564%(2019-2021年)から8.033%(2022-2024年)へと低下した。

(2) ジュネーブ・グループの会合(4月及び11月)への参加や二国間協議を通じ、国連関係機関の運営改善及び財政規律の強化に向けた主要財政拠出国との連携を進めた。

2 安保理改革

(1) 第75回国連総会の政府間交渉は、1月～5月まで月に1度政府間交渉会合が実施された。6月下旬、第75回会期の作業を第76回会期に引き継ぐ決定が、「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」との内容を含む形で、国連総会でコンセンサスにて採択された。9月の第76回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、安保理を21世紀の現実を反映した、より効果的な組織に改革するための交渉を具体的な形で開始することを呼びかけた。令和3年度は、令和2年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理改革の働きかけを目的とした各国政府要人の招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理改革における日本の立場への理解促進や日本の常任理事国入りに向けた支持要請を行った。また、第76回国連総会の政府間交渉は、令和4年2月～3月にかけて3回の会合が開催された。

(2) G4各国との間では、9月の国連総会ハイレベルウィークの機会にG4外相会合を対面形式で開催したほか、局長級会合を令和4年2月に開催し、協力関係を強化した。G4外相会合においては、安保理が今日の国際社会の現実を反映し、ますます増大する国際社会の諸課題に有効に対処するためには、安保理の正統性・実効性・代表性の改善が急務であるとの問題意識の下、安保理改革をめぐる現状の認識を共有し、具体的進展を図るための共通の取組について意見交換を行い、G4の結束と決意を再確認した。また、政府間交渉の進展を得るため、国連総会議長を支持することで一致した。さらに、アフリカ共通ポジションへの支持を表明し、アフリカを始めとする関係国とも連携しつつ、テキスト・ベース交渉の早期開始など改革プロセスの前進のため協力することで一致した。また、NYや各国首都において、有志国・グループとの意思疎通を強化し、テキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進するとともに、今後の方針や立場の収れんを目指した率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理非常任理事国選挙の支持要請も目的とした各国要人の日本への招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行った。

9月の第76回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、令和4年の安保理非常任理事国選挙で支持を得て、国際的な平和と安全の維持、そしてルールに基づく国際秩序づくりに積極的に役割を果たしていく決意を述べた。

4 国連平和構築基金拠出金・政務案件支援信託基金

(1) 国連平和構築基金拠出金

令和3年度当初予算及び補正予算による拠出を行った(令和3年度当初予算による拠出額: 108,000千円、令和3年度補正予算による拠出額: 280,800千円。令和2年度拠出より約147,000千円増加)。継続する新型コロナウイルス感染症の影響により、特に、アフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされ続けていることにより、情勢の不安定化や暴力が起る可能性が高い状態にあることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出の必要性が一層高まった。

(2) 政務案件支援信託基金

「太平洋地域における気候と安全保障に関するバーチャルリアリティ」プロジェクトに 24,300 千円を拠出した。同拠出金は、太平洋地域における気候変動に関連した安全保障課題につき、バーチャルリアリティ（VR）を用いたコンテンツを作成し国連関係者及び一般向けに提供することで、同課題の認識を向上させるために使用された。

令和 4 年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

(1) マネジメント改革のもと試験導入された単年度予算について、令和 4（2022）年秋の国連総会第 5 委員会においてレビューが行われ、継続実施の是非が決定される予定であるところ、我が国として、過去 3 年の予算プロセスを検証し、国連の効率的・効果的な運営に貢献する予算制度が決定されるよう、他の主要財政拠出国と連携して取り組む。PKO 予算については、2022/2023 年予算が審議されるため、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも予算の抑制を図る。

(2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

(1) 各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、また NY や各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。

(2) NY での安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善やテキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G 4 を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙については、令和 4 年 6 月に同選挙が実施される予定であり、同年度前半は選挙活動の最終盤にあたることから、各国要人の日本への招へい等の機会並びに各国要人及び選挙担当職員に対する広報の場を活用し、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理を含む国連における活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

厳しい財政事情の中、国連通常予算と PKO 予算の各 1 割近くを負担する国連の主要財政拠出国である我が国にとって、単年度予算レビューへの対応を含む国連の行財政改革への取組の実績を測ることは、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するために重要である。これら予算の抑制により、我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを継続・強化していく必要がある。

国連加盟国が設立当初の 51 か国から 193 か国と 4 倍近くに増加したにもかかわらず、現在の安保理の構成が国連創設時からほとんど変わっていないという現状は、21 世紀の国際社会の現実を反映していない。また、国際社会の平和と安全の維持に大きな責任を持つ安保理の常任理事国であるロシアが、ウクライナ侵略という国際秩序の根幹を揺るがす暴挙に出たことは、新たな国際秩序の枠組みの必要性を示している。安保理改革等の国連改革の議論の推進を図り、これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進、支持の拡大を図ることは、今日の国際社会を反映した、より正統性を備え、実効的で代表性の高い安保理・国連を実現するために重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日本の常任理事国入りを含む安保理改革等の実現に向けた環境整備においては、安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対する各国の理解促進、支持の拡大等に向けて日々の地道な活動の積み重ねが重要である。

測定指標 6－2 我が国の国連を活用した外交及び国連の活動に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標（一年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

令和3年度目標

国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われる講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 外務省ホームページ（HP）における国連関連情報をより一層充実させ、整理して全体像を把握しやすく内容的にも分かりやすいものとする。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年3月、国連協会との共催による「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業」を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により過去2回はオンラインセッションに切り替えていたが、本年度は、国連に対する興味関心の強い中高生を東京に招いて対面方式で開催した。国連機関邦人職員や JP0 との意見交換、千玄室国連協会会長講話及び外務省省員との意見交換、国連大学訪問等を実施した（オンラインのみの参加者も含めて計15人が参加）。また、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した結果、56回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ75,819人の参加があった（UNIC 東京集計）。さらに、模擬国連への後援名義付与、国連英検（国連協会主催）への後援名義付与を行った。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関するオンライン講演等を100回実施した。
- 3 外務省ホームページにおける「国連外交」のページでは、国連総会における一般討論演説や、事務総長や総会議長とのハイレベル会談の概要、国連調達、「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」等、関連事業の実施後に概要をタイムリーに掲載した。国際機関人事センターホームページにおいても、人事関連情報等を随時発信した。関連情報については、外務省ツイッターや国際機関人事センターメーリングリスト、フェイスブック、ツイッター、リンクトインにて積極的に発信した。令和4年3月時点での人事センター関連 SNS 登録者数は、メーリングリスト約21,000、フェイスブック約48,000、ツイッター約12,000、リンクトイン約600となっている。
- 4 国連安保理が取り組む諸課題や日本の国連安保理政策等をテーマに国連安保理法政策研究会の会合を令和4年1月にオンライン形式で開催し、諸課題についての有識者との意見交換を行った。また、日本国際問題研究所、UNIC 東京等との共催で、有識者を招いての公開パネルディスカッションをオンラインで発信するウェビナーを2回実施した（第1回は4月13日（テーマ：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC））及び第2回は10月19日（テーマ：防災））。

令和4年度目標

国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させる。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 国連安保理法政策研究会の会合等を開催し、有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連の活動や国連における日本の取組に関する国民の理解と支持を増進させることは、将来の国際社会で活躍する人材の育成だけでなく、国連の場において日本が存在感を示すに当たり、基礎を形成する原動力となる極めて重要な事項であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益

である。

国連の活動及び日本の国連政策の発信には、各種イベント・講演会やホームページ・SNS を通じた広報活動、有識者等との連携等の取組が重要かつ有益である。

測定指標 6－3 国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進

中期目標（令和 7 年度）

国際機関と我が国との連携を深め、効果的にグローバル課題の解決に取り組むべく、国際機関と我が国とをつなぐ存在である国際機関における日本人職員の増加に努めることとし、令和 2 年末時点で 918 名である国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を、令和 7 年までに 1,000 人とする。

令和 3 年度目標

- 1 令和 7 年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、令和 2 年末時点の 918 名から 20 名程度純増させる。
- 2 「若手職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して JP0 の派遣先を選定する。また、JP0 派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JP0 の競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員の JP0 派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣については、派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定するとともに、派遣後も国際機関に定着し、幹部を目指す者が輩出されるよう取り組む。また、「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームを活用して関係課室の連携維持・強化に取り組むとともに、関係省庁連絡会議の場を通じて省庁間の連携・協力を強化する。これらの実現に向け、有識者による応募書類添削・面接指導を活用する。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページや SNS への訪問者数・フォロワーの増加や、JP0 派遣の応募者数増につなげる。また、民間の有為な人材が国際機関を目指すことを促進するよう、国際機関志望者がキャリア相談をしやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 3 年末時点の国連関係機関における日本人職員数は 956 名。
- 2 若手職員増加に効果的なツールであり、日本人職員（専門職以上）の 5 割近くがその出身である JP0 派遣制度を通じて、国際機関との関係を強化するため、各国際機関主管課や在外公館と連携し、我が国外交上の重要分野、重点的な配属分野を聴取の上、JP0 の派遣先を選定した。令和 3 年度の採用率（（注）3 年度前に派遣手続をとった者の採用率）は 78.6%であり、日本人職員数全体の増加に貢献している。現役 JP0 向けのオンライン研修（応募書類添削・面接指導等）も継続し、約 90 名が参加した。現職国家公務員の JP0 派遣について、令和 3 年度試験では合格者が出なかったため派遣者はいなかった。
- 3 「幹部候補職員派遣制度」の派遣について、我が国外交上の重点分野、派遣先機関における邦人幹部候補職増強の意義・必要性等を総合的に検討して派遣を実施した。幹部へのキャリアパスは、必ずしも、国際機関に留まり勤務を継続することには限定されないが、目標に記述された「派遣後も国際機関に定着して幹部を目指す」との観点では、令和 3 年度までの派遣者のうち 8 割近くが派遣期間終了後も引き続き国際機関に勤務している。「中堅・幹部職員」増強のため、日本人候補者の競争力を強化すべく、有識者による 応募書類添削・面接指導を継続的に実施した（令和 3 年度応募書類添削・面接指導：32 回）。また、令和 2 年度（令和 3 年 2 月）に第 1 回を開催した「国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議」について、7 月と令和 4 年 2 月に開催した。省内においても、国際機関関係各課を参加者とし、省内タスクチームを令和 3 年 6 月に開催し、邦人職員増強に関する連携を確認した。官民の内外から、優秀な人材が国際機関で活躍していけるよう、政府一体となった人材派遣や人材育成に関する体制を整備した。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインを中心に国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力を紹介するセミナーの主催、外部イベントへの参加を併せて国内外で計 91 回のセミナーを実施した。これらのライブセミナーの視聴者に加え、国際機関人事センター HP 上に掲載した

セミナー動画の視聴者を併せて、世界各地に在住する 15,000 名以上にアウトリーチした（前年度は 10,000 名以上）。ツイッター（フォロワー数：約 12,000）、フェイスブック（フォロワー数：約 48,000）、メーリングリスト（登録者数：約 22,000）、その他リンクトインやつながりのある関係機関を通じた広報、関係省庁連絡会議のネットワーク、関係団体、学会、研究機関、大学教授及び関係有識者のネットワークを活用した多角的な広報を実施した。また、多様な人材が国際機関を就職先として考えられる環境を醸成するため、民間企業勤務者をターゲットとしたセミナーの開催をはじめ、法曹資格保有者や保健分野、ICT 分野の人材などそれぞれの特定の層に特化した広報活動も実施した。

- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援制度を継続実施した。令和 3 年度に新規 2 名及び継続 3 名の 5 名に対する支援を実施し、開始以降計 6 名に支援を実施。

令和 4 年度目標

- 1 令和 7 年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、令和 3 年末時点の 956 名から 20 名程度純増させる。
- 2 JP0 派遣制度を通じた国際機関における日本人職員増強のため、外交上の重要性も考慮して戦略的に JP0 の派遣先を選定する。また、JP0 派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JP0 の競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員の JP0 派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定する。「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームや関係省庁連絡会議等の場を活用しながら関係課室・省庁間の連携・協力を強化して取り組んでいく。また、これらのより効率的な実現に向け、外部有識者による応募書類添削・面接指導を活用し幹部ポスト候補者の競争力強化も図る。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページや SNS への訪問者数・フォロワーの増加や、JP0 派遣の応募者数増につなげる。また開発、貧困削減、保健、人道分野、人事、IT、財務、法務、調達、広報等、様々な分野の有為な人材が国際機関を目指すことを促進すべく、各分野に特化したセミナー実施の拡充や、国際機関志望者がキャリア相談しやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際機関で勤務する日本人職員数の増加は、国際機関、特に我が国の外交上重要な機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め、また、国際社会における日本のプレゼンスを維持・強化するに当たり極めて重要。そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益。

他の G 7 諸国は、いずれの国も国連関係機関における自国の職員数が 1,000 人を超えていることから、我が国も令和 7 年までに 1,000 人を目指すこととし、国連関係機関職員となる道として最も効果的かつ効率的である JP0 派遣制度の改善・拡大をはじめ、中堅職員の派遣、潜在的な候補者の発掘、応募書類添削や面接指導の実施等を着実に実施していくことが中期目標を達成する上で重要である。さらに、国際機関を目指す層の裾野拡大に向け、広報を強化する必要がある。若年層に対してキャリアの一つとして国際機関を知ってもらうための広報活動とともに、留学生の他、転職市場や法曹、ICT 関係者等の「即戦力」となりうる多様な層へのアプローチにも一層取り組む必要がある。

参考指標 1：JP0 派遣者の派遣後の国際機関への採用率

(出典：外務省) (注) 3 年度前に派遣手続きをとった者の定着率	実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
	85.2%	78.6%

参考指標 2：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12 月末現在）

(出典：外務省)	実績値	
	令和 2 年度	令和 3 年度
	918	956

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）		当初予算額 （単位：百万円）		行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	
①国連政策 （＊）	1 国連における行財政改革 国連における行財政改革について、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、交渉に当たる。 このような取組により、我が国が提出した予算の適切かつ効果的活用を確保するとともに、国連予算の抑制により我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを維持・強化していく。				6-1
	2 安保理改革及び安保理非常任理事国選挙 我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を目指し、政府間交渉や様々な国際会議、首脳・外相会談、国連協議、安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。 安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和４年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣等の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。 上記の取組は、国連を始めとする国際機関において日本の国際社会における地位を向上させるとともに、日本の国益と国際社会共通の利益の実現に資する望ましい国連の実現に貢献していく。				6-1
	3 国連広報 日本の国連を通じた取組に対する、国内外における理解の促進及び更なる支持を目指し、広報活動や有識者等との意見交換を通じ、国連の活動及び日本の国連政策を発信する。 このような取組により、国連の活動や日本の国連政策に関する国民の理解と支持をより一層推進するとともに、国連に対する興味関心を有する若者を増やし、長期的には国際機関で働く日本人職員数の増加にも貢献していく。				6-2
	73 (54)	136 (13)	162 (26)	66	
②国際機関 邦人職員増 強 (昭和 49 年 度)	外部有識者を面接官とした JP0 選考試験や候補者の指導・育成を実施する等により、より効果的な試験実施を確保するとともに、JP0 選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、JP0 選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の日本人職員数の増加を図る。 こうした取組は、国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上に貢献する。				6-3
	49 (40)	46 (32)	36 (31)	36	
③国際連合 (UN) 分担金 (昭和 32 年 度)	本分担金は、計画予算（Programme Budget）として策定される国連通常予算に対して払われるものであり、国連事務局の運営経費に使用されている。本分担金の支払いは、国連憲章第17条第２項に基づく加盟国の義務である。 本拠出により、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施に寄与するとともに、多大な財政的貢献は国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となることから、国連における我が国の地位・影響力維持につなげる。				6-1
	23, 003 (23, 003)	26, 001 (26, 001)	26, 411 (26, 411)	25, 686	

④国際機関職員派遣信託基金(JPO) 拠出金 (昭和 49 年度)	JPO派遣制度は、国連の経済社会理事会決議により設けられた、若手人材の就職機会の向上のための制度であり、現在30か国以上が実施している。 我が国はこの制度を昭和49年に導入し、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、原則 2 年間国際機関に派遣し、勤務経験を積み、スキルを身につけ、人脈を形成することにより、将来の正規採用への途を開き、国際機関に勤務する日本人職員の増加を図っている。 国際機関における日本人職員は、日本と国際機関との橋渡し役となる存在であり、例えば派遣先の国際機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するための一助となる。				6-3
	2, 382 (2, 334)	2, 382 (2, 323)	2, 339 (2, 050)	2, 539	
⑤東京国際連合広報センター拠出金 (平成 16 年度)	本拠出金は、国連グローバル・コミュニケーション局の下部機関である東京国連広報センター（UNIC東京）の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC東京の活動経費は、国連の取組及び日本の国連を通じた国際貢献について、また、日本人国連職員の活躍等について広く周知するため、国連に関する講演会、シンポジウム等の開催、国連の日本語資料の作成（国連資料の翻訳を含む）、日本語ホームページやソーシャルメディアの運営、国連幹部の訪日受入れ等に充当されている。また、施設費は、国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。 こうした国連による取組は、国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策についての日本国民の理解促進につながり、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。				6-2
	39 (39)	32 (32)	31 (31)	30	
⑥国際機関幹部職員増強拠出金 (平成 29 年度)	国際機関における日本人幹部職員の存在は、我が国が人的貢献の面でも国際社会の諸課題への取組に寄与していることを示す「日本の顔」。本拠出金は、そのような日本人国際機関幹部職員の増加を長期的な目的としている。 本拠出金により、国際機関の中堅レベル以上のポストに優秀な日本人職員を派遣し、同職員が、当該機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するとともに、日本との橋渡し役としての役割を果たすことにより、国際貢献と我が国の国益の双方を実現することに寄与する。				6-3
	157 (156)	157 (134)	213 (164)	213	
⑦国連総会議長信託基金拠出金 (平成 29 年度)	国連総会議長は、国連総会を代表するポストであり、総会の議事を取り仕切るほか、国連総会におけるハイレベルテーマ別討論等の開催や国連が取り組むアジェンダ推進のための各国政府要人との協議等を行っており、国連総会議長信託基金は、国連総会議長の主たる活動資金である。 本拠出金への拠出を通じ、国連総会議長との関係を強化するとともに、国連における我が国の地位を向上させ、我が国の国益と国際社会共通の利益に資するより望ましい国連の実現に貢献する。				6-1
	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0	
⑧国際連合平和維持活動(PKO) 分担金 (平成 6 年度)	本分担金は、国連平和維持活動の各ミッションの運営経費、国連ロジスティック基地(UNLB)の運営、サポートコスト等に使用されている。本分担金の支払いは国連憲章17条第2項に基づく加盟国の義務である。我が国のPKO分担率は8.564%で加盟國中第三位となっており、我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。 我が国は、本分担金の拠出を通じて、国連平和維持活動の機動性、機能性を高め、「国際社会の平和と安定の維持」に貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。				6-1

	65,062 (65,062)	62,253 (62,253)	55,059 (55,059)	45,821	
⑨国連平和構築基金（PBF）拠出金（任意拠出金）（平成18年度）	サブサハラ・アフリカ地域を中心に紛争後の平和構築支援を実施している平和構築基金（PBF）に対し拠出し、PBFが重視する同地域における以下の支援の実施に貢献する。 1 治安維持部門改革支援、暴力過激主義に対する国境横断的な対策支援、若年層支援 2 国民和解支援、国／地方レベルの対話支援、選挙支援 3 国連ミッションの活動支援 4 緊急事態への対応 本拠出を通じて安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持のために平和構築の面から支援し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。				6-1
	0 (0)	242 (242)	389 (389)	108	
⑩政務案件支援信託基金拠出金（平成30年度）	国連政務平和構築局は、世界各地における紛争予防、危機対応、「平和の持続」のための取組等を行っている。政務案件支援信託基金は、その活動の中でも国連通常予算で手当てされない緊急性の高い活動の支援に幅広く活用されている。 本件信託基金への拠出を通じて多くの活動を機動的・効果的に実施することにより、国際の平和と安定の維持のために積極的に貢献し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。				6-1
	34 (34)	25 (25)	24 (24)	24	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。
- 2 主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標 7-1 人権・民主主義の保護・促進 *

中期目標（一年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

令和3年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。特に、カンボジア人権状況決議に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。
 - (2) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（SDGsのターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み）と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、令和2年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。
 - (3) G7即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。
- （注）G7シャルルボワ・サミット（平成30年6月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G7各国は、民主主義への介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和3年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査

に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。

- (2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、関係省庁研究会の開催等を通じて検討を行う。
- (3) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会（IHFFC）の活動の支援や国際人道法（IHL）の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社との IHL 国内委員会の共催等を通じて、国内における IHL の普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアを中心とした世界における人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。特に 10 月には、第 48 回人権理事会において、カンボジア人権状況決議（カンボジアの人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進するほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を 2 年間延長する内容）を主提案国として提出し、全会一致で採択された。また、12 月には、第 76 回国連総会において、北朝鮮人権状況決議（北朝鮮に対して、全ての拉致被害者の即時帰国を強く要求する旨を含め拉致問題を始めとする北朝鮮の人権状況に対する国際社会の懸念を受け、対応を求める内容）が採択されるよう、関係国間の議論に共同提案国として、積極的に関与し、同決議は全会一致で採択された。

- (2) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援及び OHCHR 能力強化事業への援助を行った。また、10 月には、ジュネーブの国連欧州本部で開催された第 18 回拷問等禁止条約締約国会合において、拷問禁止委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した前田直子京都女子大学法学部教授が我が国出身初の委員として当選を果たした。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、以下のとおり、子どもの権利やビジネスと人権の分野において取組を行った。

・GPeVAC の理事国及びパスファインディング国（GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国）として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、8 月に子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画を策定した。

・平成 23 年（2011 年）の第 17 回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、積極的に取り組んだ。その取組の一つとして、令和 2 年 10 月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の着実な実施を通じ、企業の人権意識を高めるべく、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入といった啓発活動を実施してきている。その一環として、外務省ホームページに、ポータルサイトを立ち上げ、行動計画などを紹介する動画発信や「ビジネスと人権」に関する企業の取組事例集（和文・英文）の公表などを通じ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行った。国際場裡では、6 月の国連主催セミナーや 11 月のインドネシア外務省主催地域会合において、我が国の取組を紹介することにより、アジアにおけるピアラーニングの強化に力を入れた。更に、行動計画のフォローアップの一環として、企業の人権尊重に係る取組の実態を把握すべく、経済産業省と連名で「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」を 9 月から 10 月にかけて実施した。

行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として 3 月に設置した関係府省庁連絡会議については、12 月に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」に改組し、中谷総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補の下で、第一回会合を開催した。加えて、幅広い関係者との対話の場として円卓会議の第一会合を 7 月、円卓会議の下に設けた作業部会の第一回会合を令和 4 年 2 月、さらに円卓会議の第二回会合を同年 3 月に開催するなど、行動計画のフォローアップについて、ステークホルダーと議論を進めた。

- (3) 9 月にオンラインで開催された民主主義共同体閣僚級会合に人権人道課長が参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。オンラインで定期的に開催される RRM 関連会合に参加し、G 7 諸国と、偽情報を含む民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。また、12 月に米国主催の民主主義のためのサミット（オンライン形式）にも岸田総理大臣が参加し、ステートメントを実施するとともに、民主主義を強化するための議論に参加した。

2 二国間関係

6月に、第25回日・EU人権対話をオンラインで開催し、人権分野における両者の取組について意見交換するとともに、国連などの多国間での協力について意見交換を行った。

9月には、第11回日・カンボジア人権対話をオンラインで開催し、政治活動の自由、表現、集会、結社の自由及び司法の独立等の人権分野における取組や諸課題について議論し、日本側からはカンボジアにおける自由公正な選挙に向けた環境や市民社会の活動のあり方の問題について取り上げたほか、人権分野における国際場裡での協力等について意見交換を行った。

また、ミャンマーについては、令和3年2月の国軍によるクーデターを受け、①暴力の即時停止、②被拘束者の解放、③民主的な政治体制の早期回復を引き続き強く求めつつ、一日も早く、ミャンマーの人々の意思が反映される形で、人権・人道状況の改善が実現することを期待する旨、国際人権理事会等においても累次発言を行った。第75回国連総会及び第76回国連総会第3委員会においては、ミャンマー関連決議について、コンセンサスに参加し、共同提案国となった。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。なお、令和3年度に予定されていた自由権規約委員会及び障害者権利委員会による日本政府報告審査のための準備を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大により審査は令和4年度に延期された。
- (2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、8月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほか外部講師が出席し、自由権規約委員会及び女子差別撤廃委員会における活動やこれら条約における個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。
- (3) 5月、宇都外務副大臣は、「紛争下の医療」に関する国連安全保障理事会決議第2286号の採択5周年に際し、国際社会に対し、新型コロナウイルス感染症拡大下での医療アクセス及び医療従事者の保護を含め、紛争下の医療に関する一層の協力を促すためのビデオメッセージを発出した。11月、赤十字国際委員会（ICRC）が主催するIHL模擬裁判ロールプレイ大会審査員として参加し、特に若い世代間におけるIHLの普及に寄与した。また、令和4年2月、国内におけるIHLの啓発・普及のための積極的な情報交換・議論の場として、日本赤十字社との共催でIHL国内委員会を開催したほか、日本赤十字社が主催によるIHLセミナーにおいて、日赤職員に対し、IHL分野の外交実務における日本政府の取組について紹介した。令和4年3月には、ジュネーヴ諸条約のもとに設置されている国際事実調査委員会（IHFFC）に対して、約5,000スイスフランの拠出を行い、最大拠出国となった。
- (4) 令和4年3月には、人権理事会ハイレベルセグメントにおいて中谷総理補佐官がステートメントを実施し、アジア地域及び国際社会の人権状況の改善に貢献し、「対話」と「協力」を重視した取組を進めていくとの決意を述べた。また、ロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難し、国際人道法を含め、国際法上の義務の履行を強く求めるとともに、中国について、香港や新疆ウイグル自治区の人権状況を含め、昨今の情勢を深刻に懸念しており、建設的で具体的な行動を強く求めた。加えて、我が国の最重要課題である拉致問題の早期解決を求めた。さらに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。

令和4年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。人権人道課内に新設される人権問題担当企画官のポストも活用し、深刻な人権侵害にはしっかり声をあげる一方、「対話」と「協力」を基本として、人権擁護に向けた努力を行っている国には自主的な取組を促す日本らしい人権外交を引き続き積極的に進めていく。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」と協力・連携し、令和3年度に策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の周知、着実な履行を進める。また、ビジネスと人権の分野においては、令和2年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行や、「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」、関係府省庁施策推進連絡会議を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値

と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。さらに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、アジア諸国を含む幅広い途上国を対象に、相手国政府に寄り添う形で、政策形成、慣行改善等を通じた責任ある企業行動の実現に向けた取組を促進していく。

(3) G7即応メカニズム(RRM)の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和4年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。
- (2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、関係省庁研究会の開催等を通じて検討を行う。
- (3) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会(IHFFC)の活動の支援や国際人道法(IHL)の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社とのIHL国内委員会の共催等を通じて、国内におけるIHLの普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連を始めとする国際社会の重大な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は、国際社会の一員としての当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものであるため、それら取組の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で適切である。

我が国の人権外交は、国連を含む多国間の取組と二国間人権対話を両輪とした活動が重要であるため、各種国際人権フォーラムでの貢献及び二国間の対話の実施の両方に取り組んでいく必要がある。また、人権の保護・促進を重視する、国際社会の一員としての責務を果たす観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の着実な履行に努め、また、未締結の選択議定書等について引き続き検討を進める必要がある。さらに、このような取組を含め、我が国の人権分野における取組につき、国際社会の理解を促進することも重要である。

測定指標7-2 人道分野での取組(難民等への支援)*

中期目標(---年度)

国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

令和3年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年度における第三国定住難民の受入れが見送られた後、令和3年度は、当初、第1回目の受入れ(第11陣)を9月に、第2回目の受入れ(第12

陣)を令和4年3月に予定していた。しかしながら、令和3年中においても、国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、マレーシアでは活動制限令が発令され、個人の国内での移動が制限されたことから、第三国定住難民の候補者の面接を行うことが困難となった。また、我が国においても緊急事態宣言の発令に伴い厳格な水際措置が実施されたことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により国内における受入準備も困難な状況にあったこと等の事情から、関係省庁やUNHCR及びIOMといった国際機関等からの意見聴取を行った結果、変更後のスケジュールでの受入れ及び面接調査の実施も困難であると判断した。関係省庁やUNHCR及びIOMといった国際機関等からの意見を踏まえ、受入れスケジュールを再度変更し、令和3年9月に受入予定であった第11陣を令和4年3月に確実な定住支援のために規模を縮小して、4世帯6人を受け入れた。また、第12陣の面接調査は、令和4年2月に、日本とマレーシアをオンラインで結んで実施した。第12陣は、令和4年9月受け入れ予定である。このように、令和3年度においては、国内及びマレーシアでの感染状況を見据えながら、必要な感染対策と両立させた対象者の選定プロセス、入国や研修の方法などを検討し、実施してきたところであるが、定住支援の実施に関し有益となる知見も蓄積された。具体的には新型コロナウイルス感染症が収束していなくても事業を実施できるように、予防接種、PCR検査、陽性者が発生した場合の対応、オンラインでの面接、授業、打ち合わせ等のノウハウを習得できた。

- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(月平均149人)を実施した。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響はあったものの、従来からUNHCR、IOM及び難民支援を行うNGOとの定期的な協議についてはオンラインで実施することで国内難民支援に係る必要な情報交換等を行い、連携の強化に努めた。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民支援業務の重要性が注目を集める中、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について関係省庁との連携強化に努めた。

令和4年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM及びNGOとの連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について、関係省庁と緊密に連携しながら適切な判断に基づき善処する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

近年の国際社会における難民問題への関心の高まりを受け、難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な国際貢献であり、その実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で必要不可欠であるため。

我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても定住先の地方展開も含めた第三国定住による難民の受入れの在り方を適切に見直し、改善を図るとともに、円滑に受入れを実施していく必要がある。

測定指標7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標
	多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択され	全会一致採択(カンボジア人権状況決議、北朝鮮人権状況決議)	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を

		ることを確保する。		得て採択されることを確保する。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				
我が国が提出・提案している決議が無投票ないし多くの国の賛成を得て採択されることは、我が国の人権分野での貢献姿勢が広く国際社会に受け入れられること、また国際社会における人権意識及びアジアにおける人権状況に対する国際的な関心と理解が高まっていることと同義であるため。 我が国は、平成 20 年から 11 年連続で EU と共同で人権理事会に北朝鮮の人権状況に関する決議案を提出しており、平成 30 年度は、北朝鮮人権状況決議の採択状況を測定指標として設定したが、平成 31 年 3 月及び令和 2 年 6 月、令和 3 年 3 月の人権理事会においては、諸情勢を総合的に検討した結果、我が国は同決議案を提出せず、EU が提出した同決議案が無投票採択された経緯がある。今後の人権理事会における北朝鮮人権状況決議に関しては、事態の推移を注視しつつ、あらゆる選択肢を勘案しながら対応を決定することになるため、現時点では予断できないことから、令和元年度以降は、人権理事会に我が国が提出・提案する決議の採択状況を測定指標とすることとし（我が国は、北朝鮮人権状況決議以外に、これまでカンボジア人権状況決議、ハンセン病差別撤廃決議を提出）、それら決議案が幅広い支持を得て採択されることを確保することを目標とすることとしている。				

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (平成 11 年度)	1 国連等における議論や取組等を通じた人権・民主主義の保護 国連の各種人権フォーラム(国連総会第 3 委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを進める。国連事務局の人権担当部門である OHCHR の活動を始め、国連等による社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援し、関係機関と密接な連携を行う。主要人権条約により設置されている各種委員会での日本人委員の活躍を実現する。特に人権状況に深刻な問題がある国については、国連の人権フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行う。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1 7-3
	2 主要人権条約・人道法の履行 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、条約毎の政府報告の作成、政府報告審査への参加や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また、個人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。国際人道法(IHL)の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での IHL の普及に努める。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1
	11 (10)	19 (6)	14 (9)	13	
②国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金(任意拠出金) (平成 17 年	OHCHRは国連事務局の人権担当部門として機能する、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。本件拠出金は、カンボジア事務所の能力構築支援に充てられる。 こうしたOHCHRを通じた我が国の貢献は、我が国の一貫した人権重視の姿勢を対外的に示すとともに、アジア等において人権・民主主義を保護・促進することにつながり、我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交の一層の推進に寄与する。				7-1 7-3

度)	7 (7)	2 (2)	2 (2)	2	
③難民等救 援業務委託 事業 (昭和 54 年 度)	我が国に庇護を求める者（難民認定申請者）のうち困窮の度合いが高い者 に対し、生活面での保護等を行う。 難民認定申請者に対して、保護費の支給を行うことは、責任ある国際社会 の一員である我が国の道義的責任であり、申請者等の生活を支援することを 通じ、我が国の社会的安定にも寄与する。				7-2
	489 (387)	352 (415)	390 (390)	407	
④難民等定 住者支援業 務委託事業 (平成 17 年度)	インドシナ難民、条約難民等及び第三国定住により受け入れた難民が、我 が国への円滑な社会統合を果たし、自立した生活を営めるよう、定住支援等 を行う。 国際貢献及び人道支援の観点から、受入れた難民に対する定住支援を行う ことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。				7-2
	111 (111)	219 (169)	254 (254)	237	
⑤国際移住 機 関 (IOM) 拠 出 金 (第 三 国 定 住 難 民 支 援 関 係) (任意拠 出 金) (平成 22 年 度)	本拠出金は、恒久的な難民問題解決手段の一つである「第三国定住」によ り我が国に受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーショ ン、健康診断、日本語教育、渡航関連等、難民が我が国到着までに不可欠な 支援を、国際移住機関(IOM)が実施するための経費を拠出する。 IOMへの拠出金等を通じて実施される第三国定住による難民受入れにおけ る我が国の貢献は、長期化する難民問題の恒久的な解決に寄与するものであ って、国連機関や国際社会から高い評価を得ることにつながり、アジアの主 要国として人権外交を推進してきている我が国のアジアにおける主導的地位 の保持につながる。				7-2
	37 (37)	35 (35)	31 (31)	31	
⑥「ビジネ スと人権」 に関する国 別行動計画 策定経費 (令和元年 度)	企業行動における新たな世界基準となりつつある人権の尊重に係る行動計 画を策定し、着実な実施に取り組んでいく。 日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・ 促進の推進並びに日本企業の国際競争力の確保及び向上に寄与する。				7-1
	55 (44)	52 (43)	15 (11)	62	
⑦児童に対 する暴力撲 滅基金拠出 金 (令和 2 年 度)	本拠出金は、「児童に対する暴力撲滅基金」への拠出を通じ、紛争等により 近年人道状況が悪化し、児童に対する保護が緊急的に必要とされている地域 における児童の保護に充てられる。 本拠出を通じ、児童の保護に貢献し、国際社会における人権の保護・促進 のための国際協力の推進に寄与する。				7-1
	—	153 (150)	0 (0)	0	
⑧国際事実 調査委員会 (IHFFC) 拠 出 金 (義 務 的 拠 出 金) (平成 18 年 度)	国際人道法 (IHL) は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、 国際法の他の分野以上にその履行確保が重要である。ジュネーブ諸条約第 1 追加議定書には、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関 による IHL の適用確保手段として国際事実調査委員会 (IHFFC) を設置する規 定が含まれている (第 90 条)。我が国は、IHFFC の権限を受入れており、本件拠 出金は、その活動・運営費用に充てられる。 本拠出を通じ IHFFC の活動を支持することで、我が国は、第三者機関の監視 による IHL の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関す る諸法制の整備に当たり、IHL の的確な実施を確保し、有事においても国際法 にのっとり行動するという意思を国際社会に明らかにしている。また、日 本も参加している IHFFC グループ・オブ・フレンズ会合等を通じ、他国に対し				7-1

	IHFFCの重要性を説いていく。				
	4 (4)	3 (3)	4 (1)	4	
⑨国際連合 人権高等弁 務官事務所 (OHCHR) 能 力強化拠出 金 (令和3年 度)	本拠出金は、OHCHR ソウル事務所が、脱北者等から様々な情報を聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、分析を行う事業に充てられる。 本拠出を通じ国連人権高等弁務官事務所ソウル事務所の活動の能力強化を行うことで、拉致問題解決にも資する。				7-1 7-3
	—	—	26 (26)	29	
⑩国連開発 計画 (UNDP) 拠出金 (令和3年 度)	グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、日本企業進出国を中心に、法制度整備や政策形成、慣行改善を含む対象国政府の責任ある企業行動実現に向けた取組を促進し、強化する。 本拠出を通じ、対象国政府に対する「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定や対象国間での知見の共有等を行い、責任ある企業行動実現に向けた取組を促進する。また、対象国におけるサプライチェーン上の人権リスクを調査し、海外進出先等における日本企業等の対応能力を向上させる。				7-1
	—	—	683 (683)	0	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 8 ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、ジェンダー平等の実現に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・女性活躍担当内閣総理大臣補佐官の任命（令和3年12月10日）
- ・第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- ・国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）・国連女性機関（UN Women）主催 アジア太平洋地域「国際女性デー」記念イベントにおける森まさこ女性活躍担当内閣総理大臣補佐官によるビデオ・メッセージ（令和4年3月8日）
- ・第66回国連女性の地位委員会における一般討論及び閣僚級円卓会合当たりの野田聖子女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）ビデオ・メッセージ（令和4年3月14日及び16日）
- ・「国際女性の日」に当たりの岸田内閣総理大臣ビデオ・メッセージ（令和4年3月8日）
- ・第1回女性車座対話に当たりの岸田内閣総理大臣ビデオ・メッセージ（令和4年3月5日）
- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
五 すべての人が生きがいを感じられる社会へ
- ・紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）との共催サイドイベントにおける宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージ（令和3年9月27日）
- ・ジェンダー平等のためのフレンズ・グループ立ち上げ閣僚級会合における宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージ（令和3年3月31日）

測定指標 8-1 ジェンダー平等の実現に向けた国際的議論への参画・対外発信 *

中期目標（一年度）

国際会議や多国間協議は、女性のエンパワーメントの促進・ジェンダー平等実現のための政策や課題について議論を行う場であると同時に、我が国の取組をアピールする上でも、また、我が国のジェンダー平等の促進に資する国際的な取組を国内向けに発信する上でも重要である。そのような場で、ジェンダー平等の実現に係る国際的議論に引き続き積極的に参画するとともに、我が国が国内外で行っている女性のエンパワーメント促進・ジェンダー平等実現に向けた取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。また、国内のジェンダー平等実現に資すると考えられる国際的な取組については、関係省庁と連携しつつ国内向けにも積極的に発信していく。

令和3年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードすることを目的とし、国際女性会議の開催等を通じて日本政府の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- 2 （1）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら日本国政府の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るとともに、女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
（2）G20（イタリア）及びG7（英国）における議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G20の文脈では、平成29年G20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げが歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ」の運営委員会の一員として、同基金の運営に積極的に関与するとともに、令和元年G20大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER）」の円滑な運営をサウジアラビア、イタリア、インドネシア及びカナダと連携して進める。その際、EMPOWERの設立目的であるG20各国の民間セクター代表間

の自発的・自立的なネットワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家やW20 関係者等と緊密に連携する。

- 3 女子差別撤廃委員会から令和2年3月に送付された事前質問票に過不足なく回答するよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響で、国際女性会議 WAW! の開催には至らなかったものの、UN Women をはじめとする国際機関と協力し、国際社会におけるジェンダー平等の推進に寄与した。具体的には、6月30日から7月2日にかけて開催された「平等を目指す全ての世代」フォーラム首脳会合（UN Women 及び仏政府共催）の「ジェンダーに基づく暴力」行動連合のセッションに丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）が参加したほか、9月には、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）との共催サイドイベントにおいて宇都外務副大臣がビデオ・メッセージを発出する等、これら国際機関の開催する各種イベントや会議に参加し、ジェンダー平等の実現に向けた知見や経験を共有した。また、これらの国際機関の実施する活動を通じ、職業訓練や起業支援を行うなど、途上国の女性たちの経済的エンパワーメントを支援した。このほか、令和4年度における改訂に向けて、市民社会の意見を聴取しつつ、より良い「女性・平和・安全保障に関する行動計画」のあり方についての検討を行った。こうした取り組みや国際社会におけるジェンダー分野の動向・世界的潮流の状況につき、女性参画推進室の SNS（ツイッター及びフェイスブック）において発信した（令和3年度の発信数：ツイッター295件、フェイスブック222件）。
- 2 (1) 令和4年3月には、日本の男女共同参画や女性参画推進のきっかけの一つとなった女子差別撤廃条約の内容と意義について現役の女子差別撤廃委員会委員に議論いただく、「女子差別撤廃条約を知っていますか？」を実施した。国内外からの参加者は536名であり、参加者からはそれぞれのセッションに関する事前質問が総計171件寄せられ、コロナ禍において一層問題が顕著となったジェンダー不平等の状況とより良い社会のあり方を考えるうえで有意義なものとなった。また、在パラグアイ大使館と在ジャマイカ大使がそれぞれ女性のエンパワーメント、女性に対するドメスティック・バイオレンス（DV）等をテーマとした在外公館主催のセミナーをオンラインで開催し、我が国の有識者と現地の有識者の意見交換を行うと同時に、我が国の男女共同参画関連施策の周知を同国に対して行った。邦人講師の選定については、内閣府男女共同参画局と協力して、セミナーのテーマに適した講師を選定し、日本国内の有識者と国外の有識者との間の人脈形成にも努めた。ウェビナーの視聴者数は合計153人であり、事後アンケートを実施した公館によると89%が「満足」または「やや満足」と回答している。
- (2) G7 英議長国の下において、ジェンダー平等は、開かれた、包摂的な、公正な社会の中核と位置付けられ、女子教育、女性のエンパワーメント、女性及び女児に対する暴力の終焉が3つの主要な優先事項として取り上げられ我が国も議論に貢献した。また、平成31年以来再活性化された、ジェンダーの各分野の有識者で構成されるジェンダー平等アドバイサリー評議会（GEAC）が、G7 首脳に対して14の提言を行い、その多くが首脳宣言に盛り込まれ、我が国は提言の実施についての議論に貢献した。
- G20 イタリア議長国下では、8月、G20 では初となる女性活躍担当大臣会合がサンタ・マルゲリータ・リグレにてハイブリッド方式で開催され、我が国から丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）がオンラインで開会セッションに参加した。また、G20 ローマ首脳宣言作成にあたり、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント促進のための議論に我が国は積極的に貢献した。さらに、G20 首脳会合において立ち上げ等が歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ」や「女性のエンパワーメントと経済代表性向上のための民間アライアンス（EMPOWER）」の定期会合に参加し、これらの運営が円滑に進むよう努めた。EMPOWER の活動に賛同・参画するアドボケート（提唱企業）数は250社・団体（うち日本からは33社）まで増加した。また、日本民間代表が中心となって作成した各企業の好事例集を女性参画推進室の SNS（ツイッター及びフェイスブック）において紹介する等、広報活動に協力した。
- 3 女子差別撤廃委員会から示された事前質問票に書面回答する形で、12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画に基づく取組を中心に、関係省庁と連携して条約の実施状況を記載し、9月に第9回報告書として提出した。

令和4年度目標

- 1 国際女性会議 WAW! の開催等を通じて、日本政府が女性活躍推進を重視している姿及び国内外における先進的取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワー

クを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各府省と連携・協力する。なお、日本におけるジェンダー格差の状況が国際的にもある程度認知されていることは周知のとおりであるものの、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に向けた日本の各種国内施策や国際協力については認知されていない部分も未だあることから、国際会議の場やセミナー等を通じて積極的に対外発信していく必要がある。また、実証に基づく各国の先進的な取組や好事例に関する情報収集を各国の関係者との意見交換等から聴取し、関係省庁を始めとする日本国内に周知・共有することも外務省の役割の一つである。令和4年度においては、こうした観点からの発信を一層強化していく。

2 (1) 日本国政府の女性活躍推進の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図る。女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、引き続き、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を1件以上行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。

(2) G7(独)及びG20(インドネシア)における議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G7では、独議長下でジェンダー平等は優先課題の一つに挙げられており、ジェンダー平等大臣会合も開催予定のところ、令和5年の日本議長国年も見据えて議論に参加していく。G20の文脈では、インドネシア議長国下において、令和4年9月に第2回女性活躍担当大臣会合がハイブリッド形式で開催予定であり、同年11月に開催されるG20バリ・サミットでの首脳宣言にジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進に向けた取組が引き続き言及されるようフォローしていく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ジェンダー平等の実現に向けた国際協力を推進していくためには、従来実施してきている国際的な連携・協力の推進と更なる強化に加え、我が国の取組を積極的に内外に発信することにより、これまで協力がなされていなかった分野における協力の開始や既存の協力分野における更なる連携の進展を図ることが重要である。

特に、国際女性会議WAW!の開催、そのフォローアップイベントの国外での開催は、新たな人脈構築、協力関係の発展、日本国内の男女共同参画推進施策の対外的な認知につながるものであり、有益である。また、G7/G20や女子差別撤廃条約(CEDAW)を始めとする国連の下での各種取組における積極的な参画も、令和7(2025)年の「北京宣言及び行動綱領」30周年に向けて、国際社会におけるジェンダー平等分野における存在感を一層高める上で重要である。

国際社会におけるジェンダー平等の実現に向けた取り組みや議論は、あらゆる分野においてジェンダーの視点を踏まえようとするジェンダー主流化の動きを背景に、一層多岐にわたるようになっている。そうした国際社会の動向や世界的潮流を日本社会に向けて発信することは、我が国のジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの推進に資するものとなる。そうした観点から、外務省としては、コロナ禍において、従前からのジェンダー不平等が一層浮き彫りとなり、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント促進の重要性が重みを増す中で、国際的な対外発信と国際的動向の国内政策・取組への反映も政策評価の対象としていくことが適当と考える。

なお、社会の意識改革は長期的な活動が求められることから、ジェンダー平等の実現に向けて引き続き弛まない努力をしていく。

測定指標8-2 「女性・平和・安全保障(WPS)行動計画」に資する政策の推進 *

中期目標(一年度)

国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進し、国内外におけるジェンダー平等の一層の定着を図る。

令和3年度目標

1 国連女性機関(UN Women)や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障(WPS)、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。また、GSFについては、同基金への

運営の参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。

- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書策定（隔年毎）に備える。また、令和4年度末までに改定・公表することとなっている第三次行動計画策定に向けて、現行の行動計画（第二次）の改善すべき点等について、関係省庁、有識者・評価委員、市民社会、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施し、使い勝手の良い行動計画となるよう意を用いつつ改定作業を着実に進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 UN Women に対して約 1,292 万米ドルを拠出し、ジェンダーに基づく暴力の被害者保護及び暴力撲滅に向けた啓発活動、脆弱な立場に置かれた女性の社会的・経済的支援等のほか、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた女性に対する生計支援、感染予防支援をアフリカ、中東、アジア地域で実施した。さらに、令和4年2月に第3回日・UN Women 政策協議をオンラインで実施し、同機関との協力関係を一層深化させた。また、加害者処罰に向けた活動を実施する SRSG-SVC 事務所に対して、約 18 万ドルのコア拠出や約 52 万ドルのコンゴ(民)における紛争関連性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力と女性・女児への新型コロナウイルス感染症拡大の影響の緩和及び女性による対応の強化に関するプロジェクトに対する拠出を行い、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止に寄与した。このほか、GSF に対しては、令和2年度に続いて令和3年度も 200 万ユーロを拠出し、また、理事会メンバーとして同基金の運営・活動方針の議論に積極的に関与した。9月には、第76回国連総会のサイドイベントとして、「紛争関連の性的暴力の生存者に対する賠償：現状と展望」と題するオンライン・イベントを日本は GSF と他の理事国と共催し、宇都外務副大臣がビデオ・メッセージで出席し、プレゼンスの向上を図った。
- 2 令和4年度末までに改訂・公表する予定の第3次「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の策定に向けて、現行の行動計画（第2次）の改善すべき点等について、関係省庁との会合を6月に開催したほか、有識者・評価委員を交えた関係省庁との意見交換を7月に開催した。また、実施主体となりうる日本の国際 NGO を含めた市民社会との意見交換等を7月に実施した。評価委員からの提言を踏まえて、新たな行動計画策定に向けた、現行の行動計画の見直しを行い、令和4年3月に評価委員との間で更なる意見交換を行った。また、WPS 行動計画を関係省庁や国民に幅広く周知するため WPS に関するリーフレットを作成した。

令和4年度目標

- 1 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障（WPS）、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、我が方 SNS（ツイッター及びフェイスブック）等を活用した広報活動や関係者との意見交換を通じて、これら機関との連携を強化する。また、GSF については、同基金の運営への積極的な参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書を公表する。また、令和4年度末までに新たな行動計画を策定する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

女性を平和構築の主体者として捉え、紛争予防や平和構築における女性の参画を確保し、また、紛争関連の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力からの保護・予防や様々な分野における女性のエンパワーメントを実施して、平和な社会の実現に取り組むことを趣旨とする「女性、平和・安全保障（WPS）」に関する国連安保理決議第1325号及び関連決議に基づく行動計画の実施は、我が国の外交政策におけるジェンダー平等推進の要となるとともに、我が国の積極的平和主義の推進にも資するものである。とりわけ、国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）等の国際機関への拠出を通じた国際協力は WPS アジェンダの実施のみならず、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に資する我が国の女性関連重要政策となっており、これら機関との協力による WPS アジェンダの推進は、我が国として積極的に外交を展開すべき重要分野であり、政策目標の柱の1つとして掲げるべきである。

そうした観点から、国際機関との連携の質量両面の拡充、また、国内においては市民社会や有識者等との協力による、行動計画策定や現行の行動計画の実施状況報告書の作成・公表を始めとする本件分野の周知を指標とすることは適当と考える。

なお、社会の意識改革は長期的な活動が求められることから、ジェンダー平等の実現に向けて引き続き弛まぬ努力をしていく。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)		当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①女性・平和・安全保障に関する行動計画関連経費 (平成27年度)	専門家で構成される評価委員会が、モニタリング作業部会からの実施状況報告を基にモニタリング実施状況報告書を作成する。 このような取組は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の履行を促進させるものであり、ジェンダー平等の実現に寄与する。				8-2
	0.7 (0.9)	0.5 (0.6)	0.4 (1.2)	0.6	
②国連人権条約体対日理解促進プログラム関連経費 (平成29年度)	女子差別撤廃委員会（CEDAW）等国連人権条約体の委員を訪日招へいする。 これにより、委員の男女共同参画分野における我が国の取組及び伝統・文化に対する理解を増進するとともに、我が国の同分野における国際的重要課題に関し理解を促進する。なお、CEDAW委員は、国連人権条約体のアジスアベバガイドライン（人権条約体委員の独立性及び中立性に関する指針）に従い、審査の対象国との審査前の接触は自粛するようにしている。令和3年度については、女子差別撤廃委員会による対日審査が行われる予定であることから、国連人権条約体対日理解促進プログラムは行わないこととするため、予算は要求しない。				8-1
	4 (4)	2 (0)	0 (0)	0	
③国際女性会議（WAW!）開催関連経費 (平成27年度)	国内外の有識者を日本に招待し、国際女性会議 WAW! を開催し、女性活躍推進に関連する諸課題について経験・知見の共有を行う。 これにより、当該分野の課題解決につながる議論を活性化させ、取組の推進につなげていくとともに、日本からのジェンダー分野に関する国際的な意識向上・啓発の推進に寄与する。				8-1
	86 (59)	82 (18)	79 (8)	72	
④在外公館における女性関連セミナー開催経費 (平成27年度)	我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する取組・進捗を世界の各地域においてアピールし、国内外における女性活躍推進の動きをリードしていく姿勢を示すため、在外公館主催にて女性関連セミナーを実施するとともに、在外公館が協力するセミナー等の活動に日本国内から講師等を派遣する。 上記取組は、女性・ジェンダー問題に関する我が国の積極的な外交政策推進に貢献する。				8-1
	4 (3)	3 (0.4)	3 (0.3)	2.7	
⑤ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関	ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が行っている以下の活動等を支援する。 1 世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力 2 国連女性の地位委員会を始めとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援				8-1 8-2

関 (UN Women) 拠出金 (任意拠出金) (平成 23 年度)	3 国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整 重点分野として、女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワーメント、女性に対する暴力撤廃、平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築を目標とする。 こうした国連女性機関 (UN Women) を通じた我が国の貢献は、途上国の女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障への女性の参画、女性に対する暴力の防止に寄与するとともに、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上が図られる。				
	2, 175 (2, 175)	2, 815 (2, 815)	1, 396 (1, 396)	486	
⑥紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 拠出金 (任意拠出金) (平成 25 年度)	世界には、今なお貧困、暴力、紛争・テロ、そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残されている。女性・平和・安全保障の分野の重要性が国際社会の中で議論されている中、国連や国際機関が女性の公正、安全、幸福及び繁栄を達成するための参画の拡大に向けた具体的な貢献を行うことができるよう、協力して対応していく必要がある。その取組の一つとして、武力紛争下における性的暴力の終焉にむけたSRSG-SVCの活動を支援する。 これにより、我が国の取り組む女性のエンパワーメント・ジェンダー平等及び人権等の普遍的価値を重視する外交を具現化することができ、国際社会での我が国の責任を果たす姿勢を示すこととなる。また一貫して我が国の女性分野でのイニシアティブを示すという意味からも大変意義がある。				8-2
	120 (120)	119 (119)	75 (75)	19	
⑦紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金拠出金 (令和 2 年度)	本基金は、平成 30 (2018) 年ノーベル平和賞受賞者のデニ・ムクウェゲ氏とナーディア・ムラド氏が令和元 (2019) 年 10 月に設立した基金である。紛争関連の性的暴力は看過できない問題であるという観点から、紛争下の性的暴力の生存者救済プログラムへの財政的、技術的支援を目的に拠出を行う。 これにより、紛争下の性的暴力の被害者救済のための国際的メカニズムの構築及び関連プロジェクトの実施に寄与する。				8-2
	—	246 (246)	242 (242)	256	
⑧女性起業家資金イニシアティブ拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金 (平成29年度に5,000万ドル拠出。新規プロジェクトの承認は令和4年10月まで。各プロジェクトへの女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi) からの送金期限は令和9年10月まで。) は、途上国の女性起業家や、女性が所有・運営する中小企業が直面している様々な障壁の克服を支援するために充てられる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経済的自立及び経済・社会参画を促進し、特にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地域の安定、復興、平和構築を実現することに寄与する。				8-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働き掛け等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。
- 4 通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 208 回国会外交演説 (令和 4 年 1 月 17 日)
- ・ 第 208 回国会施政方針演説 (令和 4 年 1 月 17 日)

測定指標 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

中期目標 (一年度)

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

令和 3 年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大で延期となっている第 10 回 NPT 運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、米国の新政権の誕生や核兵器禁止条約の発効等の情勢の変化も踏まえながら、作業文書の提出・関係国や同志国との議論・我が国の施策の効果的発信等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 等の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ具体的な取組の重要性を国際社会に対し発信していく。また、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の後継の取組や我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBT 準備委員会に拠出金を通じて大きく貢献している我が国として、CTBT 発効促進に向け、未批准国及び未署名国に対する働き掛けを行うとともに、令和 3 年に開催予定の CTBT 発効促進会議の成功に向けて貢献する。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の促進に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月に開催が予定されていた第10回NPT運用検討会議の延期が12月に決定し、今年度中は開催されなかった。そのため、提出済みの履行報告書は未公表であり、また提出予定であった作業文書の調整も停止している。他方で、NPT運用検討会議に向けての議論は継続した。例えば、令和4年1月には、NPTに関する日米共同声明を発出した。日米で、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTへのコミットメントを再確認する共同声明を発出することにより、同会議の早期開催を含め、「核兵器のない世界」に向けて前進するための機運の維持・向上を図った。
- 2 NPDIとして、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用について、核兵器国と非核兵器国の双方に対して具体的な行動を求める合意文書案（ランディングゾーン・ペーパー）を提出した。NPT運用検討会議の延期に伴い、予定されていたNPDI外相会合も延期となったが、こうした地域イニシアティブの枠組のみならず、核兵器国及び非核兵器国との間での二国間協議も実施し、運用検討会議に向けた取組を強化した。
- 3 我が国が提出した核兵器廃絶決議案は、12月の国連総会において、核兵器国である米国、英国及びフランス、並びに多くの非核兵器国を含む様々な立場の国々による158か国もの支持を得て採択され、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献することができた。
12月に、第3回「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」をオンライン形式で開催、岸田総理が総理大臣として初めて本会合に参加し冒頭挨拶を行った。本会合には、核兵器国及び非核兵器国の双方の政府関係者並びに核軍縮に関する様々な立場の国内外の民間有識者が出席し、次期NPT運用検討会議のあり得べき成果や、NPTの3本柱（軍縮・不拡散・平和的利用）のバランスの取れた成果の在り方等につき、活発な意見交換が行われた。
- 4 9月、ハイブリット開催となった第12回CTBT発効促進会議において、茂木外務大臣が録画形式でステートメントを行い、署名開放から25年が経過し、検証体制の整備が推進されていることを歓迎しつつ、同条約発効に向けた日本の決意を新たに示した。同会議の最終宣言や12月に我が国が提出して圧倒的多数で採択された核兵器廃絶決議において、残りの発効要件国に対する署名・批准を促すとともに、二国間の協議の場においても、未署名国による早期の署名を求めた。
- 5 FMCTの交渉開始に向けた議論の進展のため、国連総会における核兵器廃絶決議での呼びかけ、軍縮会議を始めとする様々な会合における条約交渉開始に向けたハイレベルからのステートメント等を行った。
- 6 IPNDVや、国連の核軍縮検証政府専門家グループ（GGE）の会合は、新型コロナウイルスの影響を受け、従来の対面会合の延期や、実施するとしても全てオンライン会合となったが、日本の有識者と共に参加し、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証の議論に参画した。
- 7 NPT運用検討会議は延期となったが、2件延べ78名に「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が国連欧州本部にて開催された軍縮会議公式本会議「若者と軍縮」において、録画によるスピーチを行った。また、国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、広島市・長崎市と共同でオンライン形式で日本関連ワークショップを行ったほか（19か国19名の若手外交官が参加）、国連総会第一委員会において、軍縮・不拡散教育に関するステートメントを行った。

令和4年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大で延期され、令和4年8月に開催が予定される第10回NPT運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、ウクライナ情勢等の国際情勢の変化も踏まえながら、作業文書の提出・関係国や同志国との議論・我が国の施策の効果的発信等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 NPT運用検討会議に向け、引き続き地域横断的なイニシアティブの取組として軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）や二国間協議を活用し、同会議の成功に向けた我が国としての取組・貢献を強化していく。
- 3 我が国が毎年国連総会に提出している核兵器廃絶決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBTの更なる前進のために未署名・未批准国、特に残りの発効要件国に対して早期の署名・批准

を求める。二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を活用し、CTBT の発効促進や検証体制の強化に貢献する。

- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) や、国連核軍縮検証専門家グループ (GGE) といった国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、被爆の実相に対する理解を深める。
- 8 政府関係者や核軍縮に知見を有する有識者等の参加に加え、各国の現職や元職の政治リーダーの関与を得て、国際賢人会議を開催し、核兵器のない世界に向けた国際的な機運を高め、核軍縮分野における日本の貢献を効果的に発信する

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

核兵器のない世界の実現に向けて、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石である NPT を基礎として、核兵器国と非核兵器国双方の協力を得ながら現実的かつ実践的な核軍縮措置を積み重ねていくことが重要であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

全体として、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の実施を目標とした。

測定指標 9－2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

中期目標（一年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

令和 3 年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 グロッシェ事務局長下の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金、任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会（3 月、6 月、9 月及び 12 月）及び総会（9 月）に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 等、保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、開催の成功に貢献する。
 - (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (3) イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

施策の進捗状況・実績

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、7 月に英国との間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議や G 7 不拡散局長級会合 (NPDG) 等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA 理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核

問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど、関係国・IAEA等と緊密に意思疎通を図った。

- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA の権限を強化する追加議定書 (AP) の締結に向けた働き掛けを率先して行った (令和 3 年末時点の AP 締約国数は 138 か国 (前年比+2))。例えば、9 月の IAEA 総会の場合を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場を発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化に向けた同志国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。
年に 5 回開催される IAEA 理事会の場合において、我が国は指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど、我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。9 月の第 65 回 IAEA 総会では、井上信治内閣府特命担当大臣が一般討論演説 (ビデオ録画) を行った。なお、同総会には、上坂内閣府原子力委員会委員長と引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が政府代表として出席し、我が国の立場を発信するとともに、グロッシェ IAEA 事務局長、フルービー米エネルギー省核安全保障庁長官及びジャック仏原子力代替エネルギー庁長官とのバイ会談を通じて、不拡散政策や原子力の平和的利用に関する緊密な連携を確認した。令和 4 年 2 月にはアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 年次会合が開催され、同会合においては、国際的な不拡散体制強化に向けた取組や国内保障措置の実施状況につき説明を行うなど、関連した議論に積極的に参加した。
- (2) IAEA の効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化に対する支援をすることが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEA サイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家派遣や分析用機材調達支援を行った。
- (3) イランが核合意上のコミットメントの低減などを行う中で、IAEA 理事会において、イランに対してコミットメントの遵守及び IAEA との完全な協力を求めるステートメントを行った。
- 3 原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) の各輸出管理レジームの会合 (オンライン含む) や情報共有システムを通じ、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方や取組について議論したほか、機微な品目・技術の移転に関する情報交換などを実施し、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。
- 4 (1) 二国間レベルの協議は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されなかった。
- (2) 令和 4 年 3 月に第 17 回アジア不拡散協議 (ASTOP) をオンラインで開催した。新たに英国及びドイツが参加し、北朝鮮の核・ミサイル問題、輸出管理の強化及び信頼醸成措置、ウクライナ情勢について議論を行い、参加者間の情報共有を図るとともに共通認識を醸成した。令和 4 年 2 月には、第 28 回アジア輸出管理セミナーをオンラインで開催し、32 か国・地域と国際機関等から約 400 人が参加した。また、アジア諸国の輸出管理能力構築支援の一環として、12 月に経済産業省とともに JICA 課題別研修「戦略的安全保障輸出管理向上」をオンラインで実施した。スリランカ、インドネシア及びカンボジアから計 7 名が参加し、安全保障の観点から輸出管理の必要性及び制度整備の重要性にかかる認識を共有した。
- 5 (1) PSI のイタリア主催オペレーション専門家グループ (OEG) 会合は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に引き続き開催延期となった。
- (2) 10 月にハイブリッド形式で開催されたシンガポール主催 PSI 訓練「Deep Sabre 21」に警察庁、財務省、海上保安庁及び防衛省・自衛隊と参加し、米国、豪州、ニュージーランド、韓国等の関係国とともに、拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和 4 年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 グロッシェ事務局長体制の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金及び任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締

約国の増加を図る。また、IAEA 理事会（3月、6月、9月及び12月）及び総会（9月）やアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）会合等の保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、これらの開催の成功に貢献する。

- （2）核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、IAEA への保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
- （3）イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の不拡散への理解促進及び輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - （1）二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
 - （2）地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー、不拡散にかかる JICA 課題別研修等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国及び各国との連携強化及び能力向上を図る。
 - （1）拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ（OEG）会合
 - （2）他国主催 PSI 訓練

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組は、国際の平和と安定に寄与し、また我が国の安全と繁栄の確保のために必要な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。新たな核兵器保有国出現を阻止するため、IAEA 保障措置及び核兵器等を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要であり、不拡散体制強化のためにもアジアを始めとする国際社会との連携が必要である。また、PSI は大量破壊兵器等の拡散を阻止するための重要な国際的な取組であり、これに積極的に参加することが必要である。

測定指標 9－3 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化のための取組

中期目標（--年度）

生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

令和3年度目標

- 1 生物兵器禁止条約（BWC）に関し以下を実施する。
 - （1）BWC 非締約国に対して、新型コロナウイルス感染症の発生を機に、多国間及び二国間協議などを通じて加入を呼び掛け、また、BWC 履行支援ユニット（ISU）の取組を支援することで、締約国・地域の増加を通じた条約の普遍化に努める。
 - （2）新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、BWC 締約国会合及び専門家会合等の各種関連の国際会合等が開催される場合には、積極的に参画し、条約の実施強化に関する我が国の提案を作業文書として提出したり、サイドイベントも実施することで、BWC 体制強化に係る議論に貢献する。同時に、締約国との議論を通じて来年の開催が見込まれる運用検討会議において合意しうる事項を特定し、同会議が意義ある成果を収めるよう努める。
 - （3）最新科学技術の進展と BWC の関わりなど、BWC の議論を国内の議論や検討につなげるため、国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
 - （4）我が国の国連軍縮部拠出金により、国連軍縮部が実施する東南アジア地域における国内対応強化に係るワークショップ（1回）及び国連事務総長調査メカニズムの強化事業（複数回）などを効果的に実施し、生物兵器の不拡散及び生物兵器使用の際の国際的な対応体制の強化を図る。
- 2 化学兵器禁止条約（CWC）に関し以下を実施する。
 - （1）11月の締約国会議、7月、10月及び令和4年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、主に昨今の化学兵器の使用を踏まえて、関係国と連携し、OPCW の活動の維持及び強化を図りつつ、化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組及び措置を推進する。

- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組むとともに、二国間協議などにおいて非締約国の加入に関する働き掛けを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCW が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC 体制の強化に貢献する。また、我が国の知見を活用し、我が国として国際協力を実施し、または、OPCW による国際協力を支援する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、OPCW による、年 12 回程度行われる遺棄化学兵器関連査察や、約 20 件行われる国内産業査察が再開される場合には、適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約 (BWC)

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けた結果、南スーダンが批准準備を行うに至った。
- (2) 8 月の専門家会合に専門家とともに参加し、意図的な生物兵器の使用への国際的対応能力の強化、生物兵器使用疑惑の調査に係る国連の対応能力の強化に係るワークショップの結果をまとめた作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また、4 月及び 6 月に開催された G 7 の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し、関連分野の情報交換を行った。
- (3) 令和 4 年 1 月、バイオセキュリティ関わる学術関係者、政府関係者等と意見交換を実施し、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展について報告を行った。
- (4) 令和 4 年 3 月、東南アジア地域における国内対応強化に係るワークショップや国連事務総長メカニズムの強化事業を含む、国連軍縮部が実施する生物化学兵器使用に対する国連及び関係機関の連携対応の強化事業を実施し、BWC 体制の強化に貢献した。

2 化学兵器禁止条約 (CWC)

- (1) 締約国会議 (11 月) 及び執行理事会 (年 3 回開催) 等の各種条約関連会合に積極的に参加し、シリアの化学兵器使用事案やロシアのナヴァリヌイ事案に関し、有志国と連携して、事案に対するロシアの説明責任を求める質問状の共同署名国となるなど、条約関連会合において化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組を実施した。また、平成 30 年の第 4 回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者特定のための仕組みに関する決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム (IIT) の活動経費を含む予算案の締約国会議での採択等、IIT の客観性や信頼性を支持し、活動継続を可能にする取組を行った。
- (2) 非締約国に対する CWC 加入の呼び掛けを実施した。北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会等で主張し、締約国からの理解を深めた。また、非締約国が CWC に加入することを想定した OPCW の準備作業を支援した。
- (3) OPCW 締約国会議及び執行理事会の議論に参加し、化学兵器のない世界の実現に向け、露ナヴァリヌイ氏事案に対する質問状への共同署名国になる等国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方などに関する議論に積極的に貢献した。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況下で令和 2 年 3 月以降我が国への査察は中断されていたが、令和 3 年 11 月に関係省庁との調整の上、我が国内での査察を 1 件受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察の履行に貢献した。

令和 4 年度目標

1 生物兵器禁止条約 (BWC) に関し以下を実施する。

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛け、締約国・地域の増加に努める。
- (2) BWC の締約国会合、専門家会合及び 5 年に 1 度の第 9 回運用検討会議や G 7 の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
- (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に意見交換を行う。

2 化学兵器禁止条約 (CWC) に関し以下を実施する。

- (1) 11 月の締約国会議、7 月、10 月及び令和 5 年 3 月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する働き掛けを継続し、条約

の普遍化に努める。

(3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCW への拠出を通じて、OPCW が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC 体制の強化に貢献する。

(4) 新型コロナウイルスの感染拡大を考慮しつつ、OPCW による遺棄化学兵器関連査察や、国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不拡散に係る取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、BWC 及び CWC の普遍化が不可欠な要素であるとともに、各締約国が条約の国内実施を強化することも不拡散のために必要不可欠である。また、我が国が CWC 履行に対する一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。

測定指標 9－4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標（--年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

令和3年度目標

- 1 武器貿易条約（ATT）について、条約の効果的な履行の議論に積極的に貢献する。
- 2 発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。第 19 回締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、我が国としても、特に自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画するとともに、アジア諸国への議論の普遍化を行っていく。
- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器非合法取引に関する決議案についても、実質的な内容を有する決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ATT について、8 月の第 7 回締約国会議までは引き続き管理委員会メンバーとして、また 9 月以降は第 8 回締約国会議副議長として、条約の効果的な履行の議論に積極的に貢献した。また、日本が最大ドナーである任意信託基金において引き続き選定委員を務め、条約履行の促進に貢献した。令和 4 年 1 月～2 月には、議長であり普遍化作業部会共同議長でもあるドイツの呼びかけによる条約普遍化のための共同デマルシュに参加し、未締約国に対して首都ベースで ATT 加入を働きかけた。ATT 締約国・地域は、令和 4 年 3 月末時点で 111 か国に達し、フィリピンが新たに加入した。
- 2 対人地雷禁止条約については、11 月に開催された第 19 回締約国会議において、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・履行強化のための取組実施に貢献した。また、同条約の「協力と支援の強化」委員会のメンバー（同締約国会議後は委員長）として、地雷対策に係る国際協力及び支援の促進に貢献した。更に、令和 4 年 3 月に開催された対人地雷禁止条約第 7 回プレッジング会合には、小田原外務副大臣がビデオメッセージの形で

参加し、我が国の対人地雷対策の取組等を紹介した。

- 3 クラスター弾に関する条約については、9月に開催された第2回検討会議第二部において、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化、強化のための取組を実施した。また、不発弾による被害者への支援や危険回避教育等の支援を引き続き行い、不発弾対策の問題に取り組む環境の醸成に努めた。
- 4 CCWの枠組みでは、LAWSに関し、8月、9月及び12月に開催された政府専門家会合に代表団を派遣し、各議題において積極的に発言したほか、6月に、米国、英国、豪州、カナダ及び韓国とともに共同文書を提出し、アジア諸国を含めた国際社会における共通認識の形成、議論の発展に貢献した。また、我が国の小笠原軍縮代表部大使がCCW改定議定書Ⅱ（地雷・ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する議定書）の締約国会合議長国を務め、即席爆発装置(IED)宣言の更新をIEDコーディネーターである仏・コロンビアとともに主導するなど、LAWS以外の分野においても、CCWにおける議論に対する積極的な貢献を行った。12月に行われた第6回CCW運用検討会議においても、そうした議論を踏まえる形で成果文書が採択された。
- 5 小型武器問題については、7月に開催された国連小型武器行動計画(PoA)第7回隔年会合(BMS 7)において、小型武器対策の重要性について述べると共に、PoAの履行促進を通じた小型武器の流用及び非合法取引の防止、PoAが隔年で求める国別報告の提出による透明性の確保を各国に呼び掛けた。また、小型武器対策への日本の支援をアピールし、他国にも支援を促すと共に、受益国のオーナーシップや支援の有効活用を呼びかけ、議論及び成果文書の採択に貢献した。BMS 7に先立ち、6月には、国連代表部において小型武器に関するオンライン・セミナーを米国のシンクタンクと共催し、約170名が参加した。

国連総会においては、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器非合法取引決議案を第一委員会に提出し、同決議案は本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器の非国家主体等への移転を含む非合法的取引の根絶や、各国がPoAを効果的に実施することの重要性を強調し、さらに小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮基金(SALIENT fund)」を通じた協力を呼び掛ける内容であり、国際社会が一丸となって小型武器問題に取り組む環境を醸成する上で意義を有する。

12月には、武器の非合法移転及び流用に関する国連安全保障理事会決議案(メキシコ提案)の共同提案に参加し、同決議案は安全保障理事会において採択された。

令和4年度目標

- 1 武器貿易条約(ATT)について、条約の履行促進の議論に積極的に貢献する。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。第20回締約国会議会期においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・強化のための取組を呼びかける。また、同会期間中、「協力と支援の強化」委員長として、地雷対策に係る国際間の協力及び支援の促進に貢献する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、条約の普遍化に取り組むと共に、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続し、係る支援を通じて、クラスター弾対策実施の環境醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、条約の履行促進に向けた議論に貢献する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みにおける、自律型致死兵器システム(LAWS)の議論において、LAWSに係る実効的な規範・運用を確保するべく、これまでの議論を反映させた成果物の策定に向け、アジアを含む関係国と調整を行い、令和3年6月に米英豪加韓と提出した共同提案をフォローするとともに、更なる提案を行う可能性を含め、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し議論に貢献する。
- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会に提出している小型武器非合法取引決議案についても、採択に向けた議論に建設的に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進においては、条約を始めとする既存の国際枠組みの履行促進と普

遍化が重要であり、その実現に向けた我が国の貢献及び取組の実績や国際社会へのアピールが、施策の進捗を把握する上で有益である。

このうち、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の履行促進及び普遍化については、各種会合を通じた働きかけに加え、人間の安全保障の観点から我が国が長年にわたって実施してきた地雷・不発弾対策支援（被害者支援含む）が、関連施策の進捗を把握する上で有益である。

自律型致死兵器システム（LAWS）については、新興技術の発展に伴い関心が高まり、何らかのルールが早急に必要であるとの意見が政府専門家会合の場でも出されている。一方、ルールの在り方については、各国の立場の隔たりがある状況となっているところ、我が国としては、広く国際社会の共通認識が得られている点を特定し、安全保障の観点等を考慮しつつ、コンセンサスで採択可能な成果物の在り方を関係国と共に模索することが有益な取組となる。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①包括的核実験禁止条約（CTBT）国内運用体制整備 (平成16年度)	連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する監視システムの暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・分析を行い、運用時を想定して運用試験結果の評価を行うとともに、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交換を行い、協力関係を構築・維持する。 こうした取組は、条約の検証制度の効果的な運用に資する。				9-1
	207 (200)	203 (187)	197 (191)	201	
②軍備管理・軍縮・不拡散への取組 (*)	1 国際連合等への協力費 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のアピールや人脈構築を行うとともに、一般市民に対して開かれた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。 こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献する。				9-1
	2 軍縮教育普及 毎年8月に開催される広島及び長崎の平和記(祈)念式典及び関連行事に職員が出席し、外務大臣等を補佐するとともに、被爆者への説明等の活動を通じ、政府・国民が一体となって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。また、国際会議等が開催される際、非核特使やユース非核特使等を派遣することやユース非核特使フォーラムを開催することで、唯一の戦争被爆国として、核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていく。 こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢献する。				9-1
	3 軍縮・不拡散調査研究等経費 研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管理・軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検討を行うほか、国連軍縮フェロウシッププログラムの一環として、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被爆の実相を伝えとともに我が国の軍縮政策についてブリーフ等を実施する。 こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に資する。				9-1
	4 国連総会 国連総会第1委員会に積極的に参加し、我が国決議を採択する。 こうした取組は、国際的な軍縮への気運を高める。				9-1
	5 不拡散分野での協力強化 二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、国際的な不拡散上の課題に効果的に対処する。 こうした取組は、国際的な不拡散体制の強化に資する。				9-2

	6 IAEA 保障措置の強化 追加議定書締結促進セミナーの開催、IAEA 保障措置シンポジウムやアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 会合等への参加・貢献等、IAEA や関係国との協力を通じて追加議定書の締結を促進し、IAEA 保障措置体制の強化を図る。また、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、IAEA における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。 こうした取組は、IAEA 保障措置の強化に資する。	9-2
	7 輸出管理レジーム 輸出管理等を目的とする国際的な枠組みである原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA)、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC) 及びザンガー委員会の関連会合に積極的に参加し、国際的な連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。WA 及び NSG では、参加国間で関連情報の共有を行うための秘匿情報システムが構築されており、各システムを通じた情報収集及び情報提供も行う。 こうした取組は、輸出管理レジームの強化に資する。	9-2
	8 地域不拡散強化協力 国際的な不拡散体制の強化・発展のため、ASEAN 諸国、中国、韓国、インド、米国、豪州等の局長級で、不拡散体制の強化に関し議論を行うアジア不拡散協議 (ASTOP) や、アジア諸国・地域の輸出管理の重要性の共通認識を高め、輸出管理制度の強化を目的としたアジア輸出管理セミナーを開催する。また、アジア太平洋地域における不拡散関連会議への出席や専門家派遣を実施する。 こうした取組は、アジア太平洋地域における不拡散の推進に寄与する。	9-2
	9 拡散に対する安全保障構想 (PSI) PSI 訓練やオペレーション専門家会合 (OEG) への出席及び主催を通じ、PSI に積極的に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのアウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。 これにより、特にアジアにおける大量破壊兵器等の拡散防止に寄与する。	9-2
	10 (1) 生物兵器禁止条約 (BWC) 生物兵器禁止条約の締約国会合、専門家会合及び各種関連の国際会合等に積極的に参画するとともに、国内実施措置の強化のため、条約の関連分野における国内外関係者を対象に啓蒙・啓発を行い、セミナー等への専門家の派遣を行う。 こうした取組は BWC の実施強化に資する。 (2) 化学兵器禁止条約 (CWC) 化学兵器禁止機関 (OPCW) 締約国会議、執行理事会 (年 3 回開催)、条約実施のための各種協議及び第 4 回運用検討会議 (5 年に 1 回開催) に積極的に参画し昨今発生している条約違反への対応策を提案するとともに、中国遺棄化学兵器 (ACW) 処理事業等への査察受入れにおいて OPCW に協力する。 こうした取組は CWC の実施強化に資する。	9-3
③通常兵器の軍備管理 (*)	通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に建設的かつ積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。 武器貿易条約 (ATT)、対地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化の働き掛け等を積極的に行う。 これらの取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。	9-4
	—	—

④核軍縮の実質的な進展のための賢人会議 (平成30年度)	安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方をめぐって国際社会の立場の違いが顕在化している中で、様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、現実的かつ実践的な核軍縮の進展に資する提言を得るべく核軍縮の実質的な進展のための賢人会議及び1.5トラック会合を開催する。 こうした取組は国際的な核軍縮に向けた機運を高めることに資する。				9-1
	40 (21)	40 (2)	22 (2)	22	
⑤ARF 不拡散・軍縮会期間会合に係る経費 (令和2年度)	ARF 不拡散・軍縮会期間会合は、ARF の枠組みの下で分野毎に開催される会期間会合の一つであり、2021年には日本、インドネシア及び韓国を共同議長国として、第12回ARF不拡散・軍縮会期間会合がオンライン形式で開催された。同会合では、核兵器不拡散条約(NPT)の3本柱である、軍縮、不拡散及び原子力の平和的利用のテーマについて、参加国間での活発な意見交換が行われるとともに、それぞれの分野に関し、地域における信頼醸成の更なる向上につながる議論が行われた。 このような取組により、アジア地域における不拡散・軍縮分野の信頼醸成の取組に資する。				9-1
	—	9 (0)	0 (1)	0	
⑥自律型致死兵器システム(LAWS)に関する会議及び調査等に係る経費 (令和2年度)	人工知能技術を始めとする自律化技術が高度に応用された兵器とされている自律型致死兵器システム(LAWS)に関し、その定義や特徴、開発の動向、既存の国際法の枠組みでの規制の可否等について、我が国の立場が特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みの下で行われている議論に十分に反映されるようにするための取組。 こうした取組により、本件議論で立場を表明している国が少ないアジア太平洋地域諸国への働き掛けを行い、同志国を得ることで、LAWSに関する国際的な議論における我が国の立場への支持を拡大し、我が国の平和、安全及び繁栄を確保しながら、国際社会の平和と安定に寄与する。				9-4
	—	27 (1)	0 (0)	0	
⑦国際原子力機関(IAEA)分担金 (昭和32年度)	本分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、核燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及び核セキュリティ、④原子力検認(保障措置)、⑤政策、マネジメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネジメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用されている。 本分担金の拠出を通じて、同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を図り、もって、我が国のエネルギー安定供給及び安全保障の確保に貢献する。				9-2
	4,529 (4,529)	3,845 (3,845)	3,861 (3,861)	4,094	
⑧包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会分担金 (平成9年度)	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度(IMS)及び②現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要があるが、IMSについては監視観測施設の建設及び既存の監視観測所の維持運営が重要であり、OSIについては、査察技術確立のためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。				9-1
	1,422 (1,417)	1,417 (1,247)	1,252 (1,252)	1,284	

⑨化学兵器 禁 止 機 関 (OPCW) 分 担 金 (平成 5 年 度)	化学兵器禁止条約(CWC)は、化学兵器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度を設けている。本拠出金は、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与すべく、CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進に向けた活動等に要する費用やOPCWの運営経費に充てられる。 本拠出を通じて、我が国は、OPCWの検証査察の実施、条約の普遍化の促進、締約国の国内実施強化、国際協力等に寄与する。				9-3
	837 (760)	713 (535)	702 (702)	757	
⑩国際原子 力 機 関 (IAEA) 拠 出 金 (核不 拡散基金) (平成 14 年 度)	本拠出金は、国際的な核不拡散体制の強化を目的として、我が国がIAEAに対して単独で拠出している特別拠出金であり、過去に追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セミナーの実施経費、イランの核合意を受けたIAEAの監視・検証活動、IAEAへの我が国専門家派遣等に使用されている。 本拠出により、核不拡散分野における課題に対する IAEA の効率的な監視・検証活動等の取組を、我が国として主体的に支援し、国際社会の核不拡散体制の維持・強化することで、地域の安定及び国際安全保障の確保に貢献する。				9-2
	546 (546)	0 (0)	0 (0)	0	
⑪化学兵器 禁 止 機 関 (OPCW) 拠 出 金 (義務的 拠出金) (平成 10 年 度)	我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)を廃棄する義務を負い、また、化学兵器禁止機関(OPCW)の各種査察を受け入れ、査察経費を支払う義務がある。 本拠出金により、上記査察を受け入れることで、ACW廃棄事業の透明性を確保し、国際社会に対して、我が国が条約義務の誠実な履行に務め、CWC体制の維持・強化に貢献する姿勢を示すことができる。				9-3
	58 (49)	56 (54)	78 (57)	57	
⑫ワッセナ ー・アレ ン ジ メ ン ト (WA) 分 担 金 (平成 5 年 度)	本分担金は、通常兵器及び関連汎用品・技術の国際輸出管理レジームであるWAのオンライン情報共有システムの維持・管理・改善、参加国間での各種会合の開催、WA非参加国に対するアウトリーチ活動、WA事務局(ウィーン)の運営等のために活用される。 本分担金の拠出を通じて、WA参加国による輸出実績等の透明性を向上させるとともに、共通の規制品目リスト等を踏まえてWA参加国により大きな責任の下で輸出管理を行わせることを通じて、地域及び国際の安全と安定に貢献する。				9-2
	30 (29)	23 (23)	23 (23)	25	
⑬特定通常 兵器使用禁 止・制限条 約(CCW)締 約国会議等 分担金 (平成 7 年 度)	本条約は、安全保障及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるものである。本分担金は、議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組み条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費として活用されている。 こうした我が国の貢献は、非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制を通じ、紛争時における文民の保護を徹底する国際人道法の遵守の強化等を通じた国際社会の平和と安定に寄与する。				9-4
	15 (11)	11 (11)	11 (4)	14	
⑭生物兵器 禁 止 条 約 (BWC) 分 担 金 (平成 4 年 度)	BWCでは、条約の国内実施強化、関連する科学技術の進展のレビュー、国際協力促進等を議題とする会合を開催し、条約の実施強化と普遍化に係る取組を行っている。BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は、同条約の締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約国である我が国は、同分担率に基づき分担金を拠出している。 こうした分担金の拠出及び会合の議論への積極的な参加を通じた我が国の				9-3

	貢献は、大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みである本条約の実施強化に寄与する。				
	18 (13)	14 (11)	19 (19)	17	
⑮対人地雷禁止条約締約国会議等分担金 (平成10年度)	対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、平成9(1997)年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、平成10(1998)年9月に締結した。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項について議論を行うため、条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、締約国会議等が開催される。 こうした分担金の拠出は、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施に寄与する。				9-4
	11 (11)	10 (10)	11 (11)	11	
⑯核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議分担金 (昭和45年度)	NPTの規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費である。運用検討会議では、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。開催経費は、会議費、各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。(ただし、令和2年に予定されていた第10回NPT運用検討会議は新型コロナウイルスの影響で延期となっている。) こうした分担金の拠出は、条約の運用レビューの実施に寄与するとともに、来たるべきNPT運用検討会議における我が国の積極的な貢献のために重要である。				9-1
	20 (12)	40 (17)	9 (0)	14	
⑰クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金 (平成22年度)	クラスター弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、平成20(2008)年5月に採択され、我が国は同年12月に署名、平成21(2009)年7月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費として活用されている。 本分担金の拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	4 (4)	15 (14)	5 (0)	5	
⑱クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金 (令和元年度)	本拠出金は、クラスター弾に関する条約(CCM)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本拠出を通じた我が国の貢献は、同条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。				9-4
	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	
⑲国際連合軍縮会議拠出金(任意拠出金) (平成7年度)	昭和63(1988)年の第3回国連軍縮会議特別総会において、竹下総理大臣が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、翌平成元(1989)年から我が国地方都市において開催されてきている。本会議は、国内外の政府関係者や有識者等が軍縮に関する様々な問題について議論を行うものであり、拠出金は国連軍縮部に拠出され、海外参加者の渡航費用に充てられる。				9-1

	本拠出金は、自由闊達な議論を通じて、軍縮の進展に向けた国際的機運を醸成することに貢献するだけでなく、我が国の軍縮に関する積極的な姿勢を国内外に示し、国際社会における我が国発言力を強化するとともに、若者を含む日本国民の軍縮に関する意識高揚に寄与する。	
	1 (0)	1 (0)
⑩特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）締約国会議等拠出金（平成24年度）	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書（附属議定書V）について、締約国としてではなく、オブザーバーとして締約国会議に参加しているため、同議定書第10条3項規定に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。本議定書は、爆発性戦争残存物（ERW）の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存するERWについての援助、一般的予防措置等について規定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用等が議論される。 本拠出金は、議定書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報収集に資する。	9-4
	2 (1)	0 (0)
⑪武器貿易条約（ATT）締約国会議等分担金（平成27年度）	本分担金は、武器貿易に関する透明性を確保するための条約の運用及び各国の履行状況の検討、主に締約国の報告から生ずる問題の検討、また条約の普遍化へ向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用される。締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては、条約上の義務として本件経費を負担する必要がある。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。	9-4
	12 (10)	10 (8)
⑫対人地雷禁止条約拠出金（平成27年度）	本拠出金は、対人地雷禁止条約（オタワ条約）の事務局を担う「履行支援ユニット（ISU）」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。	9-4
	4 (4)	3 (3)
⑬包括的核実験禁止条約 機関（CTBT）準備委員会拠出金（平成28年度）	包括的核実験禁止条約（CTBT）は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、核実験検証制度を条約発効までに準備しておく必要がある。本拠出金は、北朝鮮等による核実験を精確に検知する体制を強化するため、包括的核実験禁止条約機関に対して、追加的に拠出を行うもの。具体的には、核実験の検知に必要な可搬式希ガス観測装置の整備・通常時の放射性キセノン観測を実施及び核実験時のデータ解析・評価を迅速化するためのソフトウェア開発等に充てられる。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。	9-1
	0 (0)	0 (0)

②④国際連合軍縮会議等 拠出金（グローバル及び地域的な軍縮活動のための信託基金拠出金） （平成28年度）	本拠出金は、安保理決議1540号の履行状況の監視等を行う1540委員会（安保理理事国から構成）が同決議の履行強化のために検討している事業のうち、政府の履行能力強化のためのセミナー等、必要性の高い事業に使用されている。 本拠出金によって国連加盟国の同決議の履行能力強化のための取組を行うことで、我が国及びアジア太平洋地域を始め国際社会全体の不拡散の推進に寄与する。				9-1 9-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
②⑤武器貿易条約（ATT） 任意信託基金拠出金 （平成29年度）	通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした本条約の実施、特に、条約により具体的に規定される輸出入に係る国内制度・体制の整備や通常兵器の流用防止等について、締約国及び条約締結を前提とした非締約国における国内制度整備や当局者の能力強化を実施する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATTの締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善につながる。				9-4
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
②⑥国連軍縮部拠出金 （平成29年度）	本拠出を通じて、我が国は、東南アジア諸国や太平洋地域における能力強化、生物兵器による攻撃時における国連機関間の連携、生物兵器使用時の国際的調査メカニズムの効果的な運用の強化などのプロジェクトを実施する。また、通常兵器の輸出入管理体制が脆弱なサブサハラ・アフリカ地域を中心とする諸国への支援や非国家主体による大量破壊兵器拡散防止の観点からの関係当局職員的能力強化のための支援を行う。 上記のような取組を通じ適切な武器管理等が浸透することで、我が国の安全保障環境が改善され、我が国の軍縮・不拡散に向けた目標にも寄与する。				9-3 9-4
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
②⑦包括的核実験禁止条約（CTBT）国内観測所の緊急改修（包括的核実験禁止条約機関（CTBT）準備委員会拠出金） （平成28年度）	包括的核実験禁止条約（CTBT）は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度（IMS）及び②現地査察（OSI）を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。本拠出金は、CTBT上の義務に従って設置された、地震観測施設のうち、5か所において機器に不具合があることが判明したため、機器の追加設置及び観測所の改修・整備に充てられる。 核実験発生時の地震波を観測するという条約上の義務を履行し、国際的な核実験監視体制を強化することとし、安全保障分野に係る国際貢献を行う。				9-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
②⑧化学兵器禁止機関（OPCW）任意拠出金 （平成30年度）	本拠出は、化学兵器使用疑義事案などに係る調査・分析を行うOPCW化学・技術センターの施設整備費に充当される。 本拠出を通じ、同センターが化学兵器に関連するより詳細で高精度の分析能力を備え、適時の調査・分析を行えるよう支援することで、中立かつ客観的な科学的方法で化学兵器使用疑義事案に対応し、今後の化学兵器の使用の防止に貢献する。				9-3
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	

⑳国連軍縮部 拠 出 金 (SARCOM) → (アフリカ連合 (AU) に変更) (平成30年度)	アフリカ連合 (AU) と連携し、加盟国における小型武器の非合法取引及び拡散を防止するための活動及び小型武器管理能力の向上を目指す。 本拠出金を通じ、アフリカ連合が旗艦イニシアティブとして掲げる「Silencing the guns」の取組を支援することにより、地域及び国際社会の安定に資する。				9-4
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
㉑国連軍縮部拠出金 (SALIENT) (平成30年度)	グテーレス国連事務総長のイニシアティブにより国連内に新たに立ち上げられたSALIENT (Saving-Lives Entity) 基金を通じ、アフリカにおける小型武器問題への対処 (備蓄管理、記録保管・追跡、国境管理、啓発等) に関する政府当局者の能力強化等を目指す。 「事実上の大量破壊兵器」とも称される小型武器問題について、本件基金を通じて対処することは、国際社会の平和と安全の維持についての貢献となる。				9-4
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
㉒化学兵器の再出現防止：シリア関連信託基金への緊急支出 (令和元年度)	化学兵器禁止機関 (OPCW) によるシリアにおける化学兵器使用事案に対する事実関係調査ミッション (FFM)、FFM が認定した使用事案に関する使用者調査・特定チーム (IIT)、シリア政府による化学兵器に関する申告を検証する申告評価チーム (DAT) などの活動を継続させるため、かかる経費を拠出する。 本拠出を通じて、シリアにおける化学兵器使用事案の真相究明により使用事案の再発を防止するとともに、化学兵器及び関連施設の廃棄を検証することにより、化学兵器の拡散及び生産を防ぐ。				9-3
	63 (63)	0 (0)	0 (0)	0	
㉓核軍縮検証政府専門家 会 合 (GGE) に か かる費用 (令和3年度)	令和3年～4年にかけて計4回、ジュネーブにおいて、我が国を含む25か国の専門家から構成される核軍縮検証専門家会合 (GGE) を開催し、科学技術専門家グループのコンセプトを含む核軍縮検証に関する諸課題について更に検討し、報告書を作成する。 こうした取組により、効果的な検証技術等についてより具体的な議論が行われることが想定されるところ、国連において核軍縮検証に関する議論の進展に資する。				9-1
	—	—	2 (0.2)	1	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 東電福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 2020 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第 2 回準備委員会における河野外務大臣一般討論演説（平成 30 年 4 月 24 日）
- ・ 第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）
 5. 2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応
 - （6）原子力政策の再構築
 - ④国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築
 - （c）世界の原子力平和的利用と核不拡散・核セキュリティへの貢献
- ・ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和 3 年 10 月 11 日閣議決定）
 - 第 2 章第 1 節 1.（3）ビジョンに向けた対策・施策の方向性(b)原子力における対応
- ・ 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議（第 5 回）（令和 3 年 4 月 13 日）における東電福島第一原発 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の決定

測定指標 10－1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

中期目標（一年度）

- 1 IAEA 等の国際機関や G 7 を始めとする関係国との協議への積極的な参加や国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティのさらなる向上を図りつつ、人材育成等を通じ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

令和 3 年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 IAEA との間で、令和元年に実施した「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づく机上訓練の成果を踏まえ、今後の核セキュリティ関連の政策策定及び関連する会合に出席し、積極的に議論に参加する。
- 3 令和 3 年度中に開催予定の改正核物質防護条約の運用検討締約国会議に向けて、引き続き、準備会合が想定されるところ、関係省庁と連携を取りながら我が国の対応について検討し、これらの会合に向けて然るべく準備していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 3 年の議長国である英国及び令和 4 年の議長国であるドイツのリーダーシップの下、4 月、8 月、12 月及び令和 4 年 2 月に G 7 の原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）がオンラインにて開催された。各国で進む小型モジュール炉（SMR）の開発において、G 7 が核セキュリティの分野で果たすべき役割や国際協力の重要性、コロナ禍での各国の課題等を議論した。また、「大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ」の核・放射線セキュリティ作業グループ会合（NRSWG）が 6 月、10 月及び令和 4 年 3 月オンラインにて開催され、高濃縮ウランの最小化に関し、我が国より米国との協力を紹介するなど、積極的に議論に参加し、国際協力の重要性を再確認した。IAEA の輸送セキュリティに関するイニシアティブである INFCIRC909 の枠組みでは、米国エネルギー省との共催で 11 月に人材育成をテーマにアジア地域向けのウェビナーを開催し、我が国の取組みやグッドプラクティスの共有、イニシアティブへの参加奨励等を行った。また、アジア地域の共通の課題についてパネル・ディスカッションを実施した。
- 2 東京 2020 年オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、IAEA 及び関係省庁と緊密に連携を図った。また、令和元年に実施した机上訓練の成果等を再確認した。

- 3 令和4年3月に開催された改正核物質防護条約の運用検討締約国会議に向けた準備会合やオープンエンド会合では、本会議の運営方法や成果文書案の検討などの議論の場において、我が国の意見を積極的に発言した。アジア・大洋州向けの地域会合では、本条約の運用における地域の共通の課題等について議論を行った。締約国会議においては、我が国のナショナルステートメントにて、核物質防護の重要性を訴え、我が国の積極的な国際協力に係る取組み等を紹介した。

令和4年度目標

- 1 IAEA やG 7 各国との関連会合（NRSWG 等）、アジア地域との関連会合（輸送セキュリティ等）への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、過去2年開催が延期されていた日米核セキュリティ作業グループ（NSWG）を日本で開催し、米国との協力を強化、促進する。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、原子力安全、核セキュリティの観点から、IAEA の情報をフォローし、日本の考えを発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用の促進に際し、国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの確保・促進は極めて重要であり、IAEA や、G 7 各国との連携は必須である。また、アジア地域の結びつきを強めることは、核セキュリティに関する地域の意識を高めることに資する。

ウクライナの原子力施設におけるロシアによる攻撃などの行為は原子力施設及び民間人の安全に対して深刻な脅威であり、ウクライナが原子力施設の安全な操業を確保できるよう、IAEA 等と連携しつつ対応していくことが重要である。

測定指標 10－2 東電福島第一原発事故後の対応

中期目標（一年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

令和3年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、IAEA 総会や IAEA 理事会等の関連会合、在京外交団向け説明会等を通じて、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水・処理水対策に関し、IAEA を始めとする国際社会との協力を進め、透明性のさらなる向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 （1）東電福島第一原発における多核種除去設備等（ALPS）処理水の処分の安全性に関して、国際社会に対して科学的根拠に基づき、高い透明性をもって説明を行った。具体的には4月、8月、9月、11月、12月、令和4年2月及び3月に在京外交団等向けの説明会を実施したほか、6月、9月及び12月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報の IAEA 事務局への提供、原則毎月1回の在京外交団及び IAEA 向けの現状の通報を実施するなど、積極的な情報提供などを行った。IAEA は、11月に、東電福島第一原発事故後10周年の機会を捉え、各国専門家等によるパネル・ディスカッションを中心とした専門家会議をウィーンにおいてハイブリッド形式で開催し、日本はこれに積極的に貢献した。同会議では、事故後10年の間に、各国、国際機関がとった行動の教訓・経験を振り返り、今後の原子力安全の更なる強化に向けた道筋を確認した。（2）9月の第65回 IAEA 総会及び IAEA 6月理事会、同9月理事会、同11月理事会及び令和4年 IAEA 3月理事会において、ALPS 処理水の取扱いに関して、科学的根拠に基づいた透明性のある情報発信を積極的に行っている旨発言した。
- 2 （1）「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の処分に係る基本方針」が4月に公表されたことを踏まえ、7月に、IAEA との間で、ALPS 処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項（TOR）に署名した。（2）令和4年2月には、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、東京電力福島第一原発における ALPS 処理水の安全性に関するレビューを行うとともに、国内関係省庁及び東京電力との間での今後の

ALPS 処理水の取扱いに係る協力についての意見交換や東京電力福島第一原発の訪問を行った。令和 4 年 3 月にも、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、ALPS 処理水の放出にかかる規制面でのレビューを行った。

(3) 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、11 月に IAEA および韓国、ドイツ及びフランスの専門家を受け入れ、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和 4 年度目標

- 1 東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分の安全性や廃炉・汚染水・処理水対策に関する我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、在京外交団等向け説明会等を通じて、引き続き積極的な情報発信を行う。
- 2 ALPS 処理水の処分に関し、IAEA との協力枠組みに基づき、IAEA との協力を着実に進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

東電福島第一原発の ALPS 処理水の安全性についての国際社会に対する情報発信等の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、国際社会の正確な理解の形成を図っていくことは福島の復興を進める上で重要。ALPS 処理水の取扱いにかかる国際社会の理解を醸成し、信頼性及透明性を確保していく上で、原子力分野の専門機関である IAEA との協力は極めて重要。

・「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における 多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和 3 年 4 月 13 日 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議決定）

測定指標 10－3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標（--年度）

IAEA 等の国際機関や G 7 を始めとする関係国との協力を通じて、日本の国際的な原子力協力を強化するとともに、原子力の平和的利用の促進とこれを通じた国際的な課題の解決に取り組む。

令和 3 年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）拠出金及び平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金による財政的支援、また、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」等の枠組みを通じて、IAEA による原子力の平和的利用の促進に向けた活動を支援する。また、このような IAEA に対する支援を通じ、原子力科学技術に知見や技術、関心を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との協力強化を後押しすることで、原子力の平和的利用分野における日本の国際協力を推進する。さらに、こうした日本の取組につき、RCA50 周年記念行事や IAEA 総会、理事会等の関連会合を通じて、国際社会に発信する。
- 2 1 を含む IAEA による原子力の平和的利用の促進に係る活動の支援を通じて、SDGs の達成など地球規模課題の解決に向けた取組を促進する。
- 3 グロッシェー IAEA 事務局長が上げたマリー・キュリー奨学金に対する支援を継続し、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、TCF に対して、令和 3 年度に約 738 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI 拠出金により、新型コロナウイルス感染症対策に 300 万ユーロ、感染症対策（ZODIAC プロジェクト）に 800 万ユーロ、海洋プラスチックゴミ問題に対応するため「NUTEC Plastis」プロジェクトに 100 万ユーロの拠出をはじめ、IAEA の活動を支援した。また令和 4 年 2 月にグロッシェー IAEA 事務局長が立ち上げを発表したがん対策に関する新たなイニシアティブ「Rays of Hope」に関し、IAEA と日本企業等関係者の間でのオンライン意見交換会を開催し、IAEA と日本企業等の連携可能性について意見を交わした。なお、IAEA 総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEA の活動の重要性や PUI の有用性などが言及されて

おり、その成果が評価されている。

- 2 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じてSDGs（特に、目標 2（飢餓）、3（保健）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、9（イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）及び17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり、TCF 及びPUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。
- 3 原子力人材について、原子力関連の技術を有する日本の大学や研究機関等が IAEA のマリー・キュリー奨学金事業等に協力し、研修員受入等を行い、国内の技術や人材、組織の国際的認知度向上に貢献した。

令和 4 年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けたIAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関とIAEA との連携拡大等を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。
- 2 1 を含むIAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。
- 3 令和 4 年 2 月に立ち上げたIAEAの新たなイニシアティブ「Rays of Hope」を支持し、がん対策をはじめとする医療分野における能力拡大支援や人材育成等に貢献する。
- 4 令和 4 年はRCA50周年であるところ、本機会に開催される記念行事においては我が国及び我が国専門家のこれまでの貢献について発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における原子力の平和的利用の促進及び原子力科学技術の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは、途上国支援や SDGs の達成への貢献、また、核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持・強化の観点から重要であり、このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

IAEA 加盟国の増加に伴い、開発途上国における原子力の平和的利用を通じた開発ニーズが増大している中、TCF 及び PUI への拠出による IAEA の活動支援は、IAEA がこれらニーズに対応するために不可欠である。日本は、原子力科学技術分野において優れた知見・技術を有する人材、企業及び機関を多く有しており、同分野における協力の促進を目的とする RCA 等の枠組みを活用しつつ、国内の人材・組織と IAEA との連携を強化することで、IAEA の活動のより効果的・効率的な実施に貢献するとともに、国際社会における日本のプレゼンスの強化、また、国内人材・組織の国際展開に資することができ。また、IAEA による原子力の平和的利用促進に係る活動は、途上国における幅広い分野の開発支援を通じて、日本が重視する SDGs の達成にも貢献することから、IAEA によるこの活動を支援することは、SDGs 達成に係る国際社会の取組を促進し、この取組における日本のプレゼンスの強化につながる。特に、令和 4 年は RCA50 周年でもあるところ、本機会に開催される記念行事は我が国及び我が国専門家のこれまでの貢献について発信する良い機会となる。

測定指標 10-4 二国間協定の交渉・協議

中期目標（--年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議・運用を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

令和 3 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定の交渉を行う。令和 2 年 12 月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、年内の締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

令和2年12月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、6月に国会の承認を得て、8月に締結し、9月1日に発効した。この議定書は、英国のEU/ユーラトム離脱に伴う同国において適用される保障措置の変更等を踏まえ、平成10年に発効した協定の一部を改めるためのもの。

また、令和3年度においては、二国間原子力協定等に基づき、原子力関連資機材等の移転に関する外交手続を数十件実施した。

令和4年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定に関する交渉・協議を行う。また、原子力の平和的利用及び核不拡散を確保すべく締結済みの二国間原子力協定の適切な運用を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用と核不拡散の観点から、主要な原子力関連資機材等を移転するに当たり、これらの平和的利用等に関する法的保証を取り付けるために締結する二国間原子力協定の交渉・協議及び締結済みの二国間原子力協定の運用の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

二国間原子力協定の交渉・協議及び適切な運用の推進は、原子力の平和的利用及び核不拡散の確保の観点から重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①原子力の 平和的利用 のための国 際協力の推 進 (平成17年 度)	主に以下の国際協力を推進する。 1 原子力協定の交渉開始を決定した国との間での締結交渉会合 2 適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施するための、二国間原子力協定等に基づく外交手続 3 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するための専門家の参加を得た関連会合 4 原子力関連施設の視察 5 原子力専門資料から情報の入手 6 我が国との原子力協力に関する調査 こうした取組は、原子力の平和的利用の促進に寄与する。				10-3 10-4
	17 (17)	232 (11)	14 (11)	127	
②IAEA、G 7等を通じ ての原子力 安全関連条 約や安全基 準等の強化 (平成22年 度)	IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、東電福島第一原発事故及び廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-1 10-2
	—	—	—	—	—

③東電福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整 (平成 22 年度)	東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、正確な理解の形成を図るとともに、原発事故後の対応に関して、国際社会との協力を推進する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-2
	—	—	—	—	—
④国際原子力機関 (IAEA) 技術協力基金拠出金 (昭和 34 年度)	技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))は、IAEAが開発途上国を中心とする加盟国に対する技術協力を実施するための主要な財源。開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクトを実施。 原子力先進国としてIAEA指定理事国の地位を得る我が国は、本件拠出金により、IAEA技術協力を通じて、国際的な原子力の平和的利用の促進に貢献する。				10-3
	1,052 (1,052)	893 (893)	893 (893)	961	
⑤平和的利用イニシアティブ拠出金 (平成 23 年度)	平和的利用イニシアティブ (PUI: Peaceful Uses Initiative) は、平成22 (2010)年NPT運用検討会議において、原子力の平和的利用の促進に向けたIAEAの活動を支援するための追加的財源として設立。 本件拠出金により、IAEAによる発電分野や保健・医療、食糧・農業、環境、水資源管理等の非発電分野に係る事業、また、IAEAサイバースドルフ原子力応用研究所の改修事業など、IAEAによる原子力の平和的利用の促進に向けた取組を支援する。				10-3
	176 (176)	1,501 (1,501)	131 (131)	131	
⑥国際原子力機関緊急時対応能力研修センター (CBC) 拠出金 (平成 30 年度)	IAEAは、平成25年 5 月に緊急時対応能力研修センター (CBC : Capacity Building Centre) を福島県に指定し、原子力事故への対応能力の強化等を目的として国内外の政府関係者等に向けてワークショップを実施している。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実施を支援することで、①東電福島原発事故対応の経験を国際社会へ共有し、国際的な原子力安全へ貢献する、②IAEAのキャパシティ・ビルディングの活動拠点となることで、IAEA及び国際社会における我が国のプレゼンスを向上する、③権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を受入れ、福島の現状を発信し、福島の復興に貢献することを目指す。				10-2
	38 (38)	28 (28)	32 (32)	39	
⑦国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (東電福島第一原発関連) (新規) (令和 4 年度)	本拠出金を通じて、IAEA が有する原子力分野の専門家・技術や、IAEA と各国研究機関間のネットワークを活用し、各国の専門家の参加を得て、IAEA による海洋モニタリングを実施することにより、近傍を中心とする海域における海域モニタリングを実施する。 これにより、国際的な情報発信を科学的根拠に基づいて行い、日本の分析機関のモニタリング能力及び分析結果の信頼性向上を図る。				10-2
	—	—	—	41	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
三 新しい資本主義（科学技術・イノベーション）
- ・ 第 207 回国会所信表明演説（令和 3 年 12 月 6 日）
六 新しい資本主義の下での成長
（1）イノベーション
- ・ 第 205 回国会施政方針演説（令和 3 年 10 月 8 日）
三 第二の政策 新しい資本主義の実現
- ・ 統合イノベーション戦略 2021（令和 3 年 6 月 18 日）
第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
（6）様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用
- ・ 第 6 期科学技術基本計画（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）
第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
1. （6）（c）⑤科学技術外交の戦略的な推進

測定指標 11－1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（一年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8 か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和 2 年度から持ち越しとなった英国やフランス等との協議実現に向け調整を継続する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、戦略会議を開催するなど国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 米国、スペイン、ノルウェー、EU 及びカナダのほか、令和 2 年度から持ち越しとなった英国、さらにイスラエルを加えた計 7 か国との間で政府間合同委員会をオンライン形式で実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や宇宙、海洋、医療・福祉テクノロジー研究等における協力について議論した。10 月に実施された英国との合同委員会では、両国にとっての研究や技術・イノベーション協力の価値を最大化するための促進メカニズム等の新しい活動について報告したほか、新たな優先事項につき情報共有し、科学コミュニティの強さを生かす機会を模索するとともに、会議終了後に両国で共同プレスリリースを発出した。また、令和 4 年 3 月に開催したイスラエルとの科学技術協力合同委員会では、両国の科学技術・イノベーション政策の進展や科学技術協力活動の現状、さらに研究者派遣等を通じた両国の大学・研究機関間の協力促進について協議を行った。なお、引き続き新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、フランスを始め、関係者が一同に会す対面形式での開催を希望する国とは合同委員会の開催が延期となり、令和 4 年度に持ち越すこととなった。

3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和4年1月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、各国の科学技術政策情報の共有を行うとともに、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。さらに、令和4年2月には主要科技先進国に所在する在外公館の科学技術担当官らを対象に、松本洋一郎外務大臣科学技術顧問、狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問及び池松軍縮不拡散・科学部審議官らの本省関係者、並びに関連府省・機関等の関係者らを含む総勢約75名が参加する「在外公館科学技術担当官会議」を開催した。同会議では、科学技術外交の推進に係る諸施策の現状や今後、経済安全保障を巡る最近の内外情勢、我が国及び主要国の科学技術・イノベーション関連の主要戦略・方針や政策の動向等について関係者間で活発に議論を行って認識を共有すると共に、海外において国際共同研究等に携わる研究開発法人関係者や、海外に拠点を置き最先端の研究に従事する研究者らも交え、我が国の科学技術外交や関連政策等への期待や在外公館の更なる活用につき議論しており、関係者間の一層の連携強化と取組強化を図った。

令和4年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和2年度から持ち越しとなっているフランス等との協議実現に向け調整を継続する。また、科学技術協力協定等を含む様々な協力枠組みを活用することで、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 2 限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、国内関係省庁との科学技術合同委員会戦略会議を開催することなどにより国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進や連携の強化に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、その目的の達成のためには、先進国のみならず新興国も含む諸外国との協力が重要である。二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段となっており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

これまでの実績等を踏まえ、また、「第6期科学技術基本計画（令和3年3月 閣議決定）」の第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革（6）様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用(c)具体的な取組⑤「科学技術外交の戦略的な推進」において、「先端重要分野における戦略的な二国間、多国間の win-win の協力・連携や、成果の社会実装も見据えた産学国際共同研究等に対する支援の抜本的強化、「STI for SDGs」活動の国際展開等の促進を通じて、科学技術外交の戦略的な展開を図る」こととしていることを踏まえて、年度目標を設定した。政府間合同委員会の開催については、コロナ禍の相手国の事情等を含めて予断できない要素があり、令和3年度は8か国・機関以上という目標を下回ったが、過去の開催実績を踏まえて、引き続き8か国・機関以上とした。

測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（--年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間及び二国間の科学技術協力に貢献するとともに、加盟極との関係を増進する。

令和3年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和2年4月以降の新たな協力フェーズの協力関係が促進されるよう、日 EU 間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に、JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の運転開始に係る調整について

EU と一層緊密に連携し調整に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間で緊密に連携の上、実験炉の建設計画に沿った取組に引き続き尽力した。新型コロナウイルス感染症の拡大が著しい中、我が国は、定例理事会や下部委員会を始めとする様々な議論の場を通じて、各極とのコミュニケーションの強化を図り、加盟極間の連携強化に貢献した。実験炉の建設は、運転開始に必要な工程の約 75%まで進捗しており、我が国として重要機器の一つであるトロイダル磁場コイルの製作・出荷を進める等、着実な貢献を行った。
- 2 ブローダー・アプローチについては、新型コロナウイルス感染症拡大による EU からの研究者等の入国が困難な時期もあったが、我が国は EU と緊密に連携し、各プロジェクトの推進に取り組んだ。中でも、茨城県那珂市で行われている JT-60SA の統合試験運転に向けた取組において、我が国は、コロナ禍の厳しい状況においても、極力作業を中断することなく EU との緊密な連携・共同作業に尽力した。

令和 4 年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和 2 年 4 月以降の現フェーズでの協力関係が促進されるよう、日 EU 間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に、JT-60SA の運転開始に係る調整について EU と一層緊密に連携し調整に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多国間の国際科学技術協力においては、日本だけでは実施できない大規模な研究開発が可能となるため、核融合エネルギー分野での主要な取組であるイーター計画等における協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

多国間の平和目的の科学技術協力であるイーター計画における実験炉の建設計画（平成 19 年に協定発効。令和 7 年 12 月に運転開始、令和 17 年 12 月に核融合運転開始を目指すもの。）及びブローダー・アプローチはプロジェクトを実際に軌道に乗せていく時期に入っており、限られた予算で所期の目的を着実に達成していくことが重要である。

・第 6 期科学技術基本計画（令和 3 年 3 月 閣議決定）

測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（--年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

令和 3 年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局所在国の消費者物価上昇を反映した人件費の上昇により事務局運営経費は全体としては前年比 1%増額ではあったものの、センターの施設運営費（旅費や通信等）は 15%減額した。令和 3 年度の事務局運営費のプロジェクト・プログラム事業費に対する割合は目標値内である 7%であった。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は新規にカザフスタンにおけるケーブルの放射抵抗に関

する研究とアルメニアにおける抗ウイルス性及び抗菌性化合物に関する研究の2件のプロジェクトの支援を決定し、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化に取り組んだ。さらに、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んできた ISTC の知見を同地域以外でも活かし、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させるべく、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めるとともに、ISTC とアフリカをはじめとする地域外との協力を支持し、12 月にはケニアが ISTC 理事会にオブザーバー参加した。

令和4年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ISTC の運営効率化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。効率化の2つの大きな指標は、事務局の人員規模・構成と事務局運営経費の予算であるので、その合理化度合いと、合理化された運営体制の下で有望なプロジェクトへの支援が継続的に実現していることが重要である。

測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進 *

中期目標（--年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和3年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結び付けていく。特に、主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に我が国の科学技術・イノベーションの強みをいかす観点からの取組及び発信を進める。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用すべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 及び 2 に関し、国内関係府省の取り進める個別の科学技術の社会実装や日本企業の海外プロジェクトへの参加促進の取組等との連携も念頭に置きつつ、外交当局として、外交政策の意思決定や地球規模課題の解決に科学技術の知見を活用し、また、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用することを取り進めた。

（1）助言・提言

科学技術外交推進会議（以下、推進会議とする。）の第3回会合を7月に、第4回会合を令和4年3月に開催した。その中で、9月には、飢餓・栄養不良を改善し地球環境にも配慮した食料システム転換を図るべく、これに資する STI の世界的な利活用を促進し、あらゆるステークホルダーと協働して共に歩みを進めるため、「STEP (Systems Transformation to Ensure Planetary health) Initiative by STI」として3つの取組を提言した（第一に日本の強みを活かした STI ショーケースを策定すること、第二に国際機関等と連携し、世界規模での十分な対話を通じた STI ショーケースとマッチングファンドを構築・運用し、STI の利活用を促進することを主導すること、第三に STI ショーケースを用いて主体的に開発戦略や政策作りを行う国・地域の活動、産官学民の連携、分野横断人材育成を積極的に支援すること。）。

本提言の要素については、12月の東京栄養サミット 2021 に際して発出した、日本、米国、英国、イタリア、インド、欧州対外行動庁、オランダ及びカナダ（ケベック州政府）の外務省／外交機関／政府関連の科学技術顧問らとの共同声明に盛り込み、別途推進会議で、関係府省・機関・研究者・企業

らの協力を得てとりまとめた我が国の STI ショーケースと併せて、対外発信した。

その他、推進会議の下で、①科学技術と安全保障の連関、②地球の健康、③デジタル・AI 国際連携、④科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化といったテーマに沿って議論を深めてきている。②については、今後は科学技術外交と ODA というテーマで、ODA 関係者と科学者らを繋げるプラットフォームとして更に議論を開始することとなった。

さらに、外務省員の科学技術リテラシー向上のために、科学技術外交推進会議委員等の専門家を招き、科学技術外交セミナーを開催した。コロナ禍のためオンライン開催としたことで、在外公館の幹部や科学技術担当官らの聴講が可能となり、様々なテーマでセミナーを開催し、活発なやりとりが行われた（令和 3 年度中は 7 回開催し、のべ 820 人以上が参加。）。

（2）ネットワーク構築活動

5 月、9 月、11 月及び令和 4 年 1 月にオンライン形式で、令和 4 年 3 月はハイブリッド形式で開催された第 13～17 回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）会合に、科学技術顧問及び次席科学技術顧問が出席し、ポスト COVID 時代の科学的助言及び科学外交等について議論した。また、8 月の政府に対する科学的助言に関する国際ネットワーク（INGSA）2021 会合への登壇（次席科学技術顧問）や、フロア在京 EU 代表部大使、カバト国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム事務局長との意見交換（科学技術顧問）を行ったほか、12 月にオンライン形式で開催された「世界技術サミット」に出席し、「国境を越えて：クアッドにおける科学技術協力」と題するパネルセッションに登壇（科学技術顧問）し、米豪印を代表する科学技術顧問とともに議論した。加えて、在京外交団科学技術外交サークルのメンバーや、産学官の科学技術関係者らと意見交換を行った。

（3）発信

5 月の国連の開発のための科学技術委員会（CSTD）第 24 回会合では、新型コロナウイルス感染症と STI の役割に関し、深紫外線 LED によりウイルス不活性化を可能とする技術など非医療分野での研究開発の重要性を積極的に発信した。また、9 月の OSCE アジア国共催会議では、JAXA による衛星観測データを活用した防災・環境保護に関する取組、地球規模課題解決を目指す日本と開発途上国との共同研究事業（SATREPS）などについて紹介した。更に、12 月の世界技術サミット等において、日本の科学技術外交や科学技術イノベーションの動向・成果について発信した。また科学新聞特集記事となった「アジア・太平洋地域との科学技術協力の展望」の座談会にも参加した。

令和 4 年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の様々な活動や、科学技術外交推進会議の開催、さらに産学官の関係主体との連携等を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結び付けていく。
- 2 各国の科学技術顧問のネットワーク活動に参画し、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用する。
- 3 科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用し、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術・イノベーションは、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、様々な外交課題に対応する上で、科学技術分野の専門的知見を活用することは有益である。その基盤強化のために任命した科学技術顧問は助言・提言、ネットワーク構築及び対外発信の全てに主体的に関与しており、その活動の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

科学技術外交推進会議の下での作業部会による「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」報告書（平成 29 年 8 月 7 日）において、外務大臣科学技術顧問は、今後とも、（1）各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言、（2）国内外のネットワークの強化、人材育成、（3）積極的な対外発信、の柱に沿って、科学技術外交の取組を継続的に推進していくべきであると総括している。

・第 6 期科学技術基本計画（令和 3 年 3 月 閣議決定）

参考指標：ISTC 事務局の職員数

（出典：ISTC 理事会文書）

実績値

令和 2 年度

令和 3 年度

注：ISTC 事務局の職員数（ヌルスルタン本部＋4 支部事務所）の合計人数	32	32
---------------------------------------	----	----

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	事業番号
① 科学技術 顧問関係経 費 (平成 28 年度)	平成 27 年 9 月から任命されている外務省参与（外務大臣科学技術顧問）は、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、特に、グローバル課題の解決に向けた科学技術の活用策や ODA 卒業国、新興国等に対する科学技術協力の方途に関する助言等を行うことを任務としている。同参与からこれら助言を得つつ、各国の科学技術顧問や科学技術分野の関係者との連携を図りながら、また、同参与の参加も得て国内外で科学技術関連シンポジウム・講演等を実施すること等を通じて科学技術外交を推進する。 外務省参与の活動を通じ、科学技術外交を効果的に推進することにより、外交政策の企画立案における科学的知見の活用促進に寄与する。				11-4
	22 (16)	24 (13)	22 (11)	21	
② 科学技術 に関する二 国間政府間 対話の推進 (*)	科学技術協力協定に加え、EPA 等のあらゆる協力枠組みを活用して政府間合同委員会を開催し、相互の科学技術政策や、例えば、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行う。 これにより両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成されるとともに、二国間の個別の協力分野についての更なる協力の推進を政府間で確認することが可能となり、科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安定確保に貢献する。				11-1
	—	—	—	—	—
③ イーター 計画等の推 進 (*)	イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。 関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めるとともに、参加各国・極間の信頼醸成につなげ、国際社会の平和と安定に寄与する。				11-2
	—	—	—	—	—
④ 国際科学 技術センタ ー (ISTC) 抛 出金 (任意 拠出金) (平成 5 年 度)	ISTC は、大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施してきたが、近年は旧ソ連圏の大量破壊兵器に関わる科学者・技術者に限定せず、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させる事業を実施してきており、これらの活動をする上で不可欠な ISTC 事務局運営経費を支援する。 ISTC への拠出により、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組、及び諸課題に対処し国際社会の平和と安定に資する多国間の科学技術協力の推進に貢献する。				11-3
	22 (11)	14 (13)	8 (8)	8	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和 4 年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。